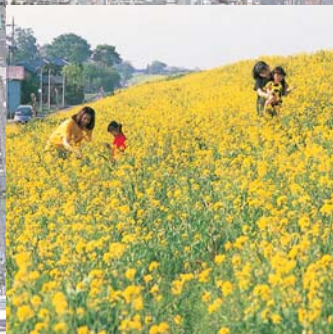
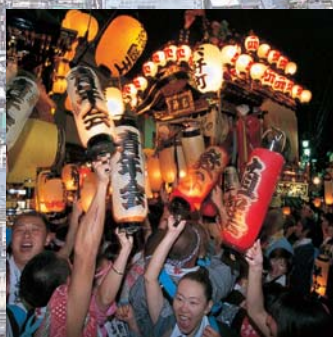


ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越

第三次川越市総合計画

（基本構想、前期基本計画）



川越市

第三次川越市総合計画

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいおいしいまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

将来都市像 「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」 の実現を目指して



私は、本市が目指す 10 年後の将来都市像に、このような思いをこめて、中核市移行後初となる「第三次川越市総合計画」を策定しました。

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるものです。そこで、計画の策定に当たっては、市民と行政の協働によるまちづくりの手法を取り入れ、「かわごえ市民会議」の設置や「意見公募手続（パブリック・コメント手続）」の実施など、さまざまな形で市民の皆様に参加をお願いしました。また、「川越市総合計画審議会」におきましても、専門的かつ客観的な視点から熱心なご審議をいただきました。皆様からいただいた貴重なご意見等につきましては、積極的に計画に反映するよう努めたところです。

さて、本市をとりまく社会環境は、少子高齢化、環境問題の深刻化、地方分権の進展など急激に変化しています。また、国・地方を通じて財政状況が厳しい中、本市が、中核市として地方分権時代にふさわしい自立した都市を形成していくためには、市民の皆様との協働や簡素で効率的な行財政運営を推進する必要があります。

計画は、これらの視点を重視し、協働、ふれあい、支え合い、安全・安心、歴史・文化、環境、活力、魅力などを基本構想の理念に掲げ、社会環境の変化を明確に反映したものとしました。

本市は、古くから埼玉県西部地域における産業、経済、文化、観光などの中心都市として発展してきました。今後も、「住むことに誇りを持てるまち」として本市がますます発展していくよう、「第三次川越市総合計画」を実践し、「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」の実現を目指してまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、ご協力いただきました多くの方々に、心より感謝を申し上げます。

平成 18 年 3 月

川越市長 舩橋 功一

目 次

【はじめに】	5
1 総合計画とは	6
2 総合計画の名称、構成、期間	6
(1) 計画の名称	6
(2) 計画の構成	6
(3) 計画の期間	6
3 本市をとりまく社会環境	7
(1) 急激な少子高齢化と人口減少	7
(2) 持続可能な社会への新たな展開	7
(3) 経済の長期的な低迷から再生へ	8
(4) 求められている安全・安心な暮らし	8
(5) 急激な I T 社会の進展	8
(6) 地方分権の進展と行財政改革	9
4 市民意識の現状	10
(1) 市民が描く「川越市の将来像」	10
(2) 性・年代別の「川越市の将来像」	10
(3) 市民が考える「よくなってきた施策」	11
(4) 市民が考える「力を入れるべき施策」	12
5 第二次川越市総合計画から第三次川越市総合計画へ	13
【基本構想】	15
1 基本構想の理念	16
2 都市づくりの目標	17
(1) 将来都市像	17
(2) 基本目標	17
(3) 将来人口	18
(4) 土地利用構想	19
3 施策の大綱	22
(1) 全体に共通する方向性	22
協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	22
(2) 分野別の方向性	23
1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	23
2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち	24
3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	25
4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち	25
5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	26
6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	27

【前期基本計画】29

1 前期基本計画の位置付け	30
2 人口推計	30
3 土地利用	32
(1) 土地利用の基本方針	32
(2) 用途別土地利用	32
(3) 地域別土地利用	33
4 前期基本計画の施策体系	35
(1) 共通施策	35
(2) 分野別施策	36

共通施策

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	43
第1節 協働によるまちづくり	44
第2節 行財政改革の強力な推進	46
第3節 広域行政の推進	54

分野別施策

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	57
— 保健・医療・福祉 —	
第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	58
第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	68
第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり	72
第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち	75
— 教育・文化・スポーツ —	
第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進	76
第2節 個性を生かす学校教育の推進	80
第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造	84
第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進	88
第5節 生涯スポーツの推進	90
第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	93
— 都市基盤・生活基盤 —	
第1節 都市の魅力の創出	94
第2節 交通ネットワークの構築	102
第3節 自然と調和した基盤づくり	108
第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち	121
— 産業・観光 —	
第1節 地域経済の活性化と産業振興	122
第2節 観光による地域振興	132
第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	137
— 環境 —	
第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進	138
第2節 循環型社会の構築	142
第3節 環境保全対策の推進	148
第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	153
— 地域社会と市民生活 —	
第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成	154
第2節 安全で安心な暮らしの確保	162

【資 料】	175
1 第三次川越市総合計画策定経過	176
2 川越市総合計画審議会	178
(1) 第三次川越市総合計画について（諮問）	178
(2) 第三次川越市総合計画について（答申）	178
(3) 川越市総合計画審議会名簿	178
3 かわごえ市民会議	179
(1) 今後の川越市のまちづくりに係る最終提言	179
(2) かわごえ市民会議委員名簿	179
4 庁内の検討体制	181
(1) 第三次川越市総合計画策定委員会等名簿	181
1) 策定委員会	181
2) 幹事会	181
3) 平成 15 年度調査研究会	181
4) 平成 16 年度調査研究会	182
5) 基礎調査プロジェクトチーム＜プロジェクト K＞	183
6) 文章精査担当	183
7) 事務局職員	183
5 用語解説	184

市紋章



中央に川越の「川」をおき、周りにカタカナの「コエ」を配して「川越」を象徴しています。

明治 45 年 5 月 11 日に制定されました。

【はじめに】

3 本市をとりまく社会環境

(1) 急激な少子高齢化と人口減少

我が国の平成 16 年(2004 年)の合計特殊出生率は、過去最低の 1.29 となり、今後も更に少子化が進行すると見込まれています。また、世界でも例を見ないスピードで高齢化が進行しており、平成 27 年(2015 年)には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上になると言われています。更に、国の総人口は平成 18 年(2006 年)にピークを迎え、その後、長期的に減少に転じるものと予測されています。

このような急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少は、年金や医療などの社会保障制度をはじめ、社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このため、子どもを生み育てやすい社会環境の整備など、少子化の流れを変えるための施策を推進するとともに、生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送ることができる保健・医療・福祉に関するサービスを充実する必要があります。また、少子高齢化や将来の人口減少に伴う年金、医療、介護など給付と負担の課題を解決し、将来にわたって持続可能なしくみを構築することが求められています。

(2) 持続可能な社会への新たな展開

21 世紀は「環境の世紀」と言われています。

今日の環境問題は、「大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルによる廃棄物処理の問題」、「石油などのエネルギー資源の枯渇」、「ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）など有害な化学物質の自然界への拡散」、「地球温暖化やオゾン層の破壊など気候変動要因の増加」など身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、年々深刻な状況となっています。

このような中で、「京都議定書」の発効をはじめとする国際的な取組や、国内における環境保全に関するさまざまな取組が活発化し、成果を上げつつあります。これまで難しいとされていた環境保全と経済発展の両立も、環境をよくすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境もよくなるという新たな循環を生みだし、持続可能な社会への新たな展開を図ろうとする動きが始まっています。

一方、私たち一人ひとりの行動も、これらの問題の解決の大きなかぎとなっており、リサイクルなどの身近な活動が広がりを見せています。また、市民、事業者、民間団体、行政がパートナーシップを組むことにより、一段と取組が進む事例が多く見られます。

このような状況の中、あらゆる生物が生存し続けることのできる環境を次の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を築いていくためには、日常生活や地域社会において足元から始める取組が今後更に重要になると考えられます。

(3) 経済の長期的な低迷から再生へ

日本の経済は、いわゆるバブル経済の崩壊後、長期間にわたり低迷していましたが、不良債権問題の正常化、企業部門の収益力の向上、失業率の低下など、民間需要中心の緩やかな回復が実現しつつあると言われています。

一方、いまだに緩やかなデフレが継続し、地域間の回復力にばらつきが見られるなどの課題があります。更に、本格的な人口減少、超高齢社会の到来、グローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることから、こうした時代の潮流に適切に対応し、少子高齢化とグローバル化を乗り切る基盤づくりなど、新たな成長基盤の確立が求められています。

地域経済についても、その本格的な再生のためには、地域の特性を生かした創造的かつ積極的な取組を進めることが求められています。

(4) 求められている安全・安心な暮らし

現在の社会では、ひったくりや空き巣などの身近で起こる犯罪、あるいは児童が被害者となる犯罪、更には凶悪な犯罪や組織的な犯罪など、さまざまな犯罪が発生しています。また、少年による非行も深刻化するなど、私たちをとりまく社会環境は徐々に不安なものとなりつつあります。更に、検挙率は大幅に低下しており、治安情勢は厳しいものといえます。

また、平成 7 年の兵庫県南部地震や同 16 年の新潟県中越地震のような大規模な地震の発生が関東地方においても懸念されていること、また相次ぐ台風の上陸、局地的な集中豪雨などにより自然災害への不安も増大しています。

近年、腸管出血性大腸菌 O-157、BSE(牛海綿状脳症)、鳥インフルエンザ、残留農薬、食品の虚偽表示などにより、市民にとって身近な食の安全がおびやかされています。また、平成 15 年には、SARS(重症急性呼吸器症候群)が中国などで猛威をふるいました。

これらの状況を踏まえ、市民の生命や身体、財産を守り、安心して暮らせる環境をつくるために、危機管理体制を整備するとともに、市民一人ひとりが協力し合える地域社会をつくることが求められています。

(5) 急激な I T 社会の進展

情報通信技術(I T)の進歩と活用によって、I T 革命と呼ばれる世界規模で急激な社会経済構造の変化が進んでいます。

国では、I T 革命に的確に対応するため、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(I T 基本法)」を平成 13 年 1 月に施行するとともに、日本が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指す「e-Japan 戦略」を決定しました。

この「e-Japan 戦略」を具体化するものとして平成 13 年 3 月に策定された「e-Japan 重点計画」では、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成をはじめとした 5

つの重点政策分野を掲げており、その実現に向けて国民、経済界、政府を挙げた集中的な取組が行われました。その結果、通信料金は世界的に最も安価な水準になり、インターネットの世帯普及率も 80%を超える状況になりました。

このような順調な情報通信ネットワークの進展を踏まえ、国では、従来のインフラ整備から I T の利活用の促進に大きく方針を転換しました。新しい I T 社会の基盤整備の目標として「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報を自在にやりとりできるユビキタスネット社会(u-Japan)の形成を位置付けています。

一方、情報の不正使用や漏えい、コンピュータウイルスを使ったネットワークに対する攻撃、インターネットにおける脅迫や名誉き損、詐欺など I T を使った新しい犯罪の発生が社会問題となっています。

今後は、I T を社会や経済のあらゆる場面に効果的に活用して、国際社会の中で、豊かで安心できる市民生活や事業活動が実現できるような社会を築いていくことが求められています。

(6) 地方分権の進展と行財政改革

平成 12 年 4 月に「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止や国から地方への大幅な権限移譲等が行われたことにより、従来の中央集権的な制度から大きく転換し、地方の自主性・自立性の向上に向けて大きく前進しました。

このような状況の中で、本市は、平成 15 年 4 月に地方分権の先導役である中核市へ移行し、福祉、保健衛生、環境、都市計画等の分野において事務処理権限が大幅に拡大しました。

また、地方分権を一層進展させるためには行財政基盤の強化が課題となっており、財政基盤の充実強化を図るための三位一体改革と行政としての規模の拡大や効率化を図るための市町村合併についてそれぞれ取り組まれています。

更に、急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少が予測される中で、社会構造の転換に対応し、国と地方を通じた厳しい財政状況下において持続的に行政サービスを提供していくためには、行財政改革の取組を通じた簡素で効率的な行財政運営システムの構築が求められています。

効率的な行財政運営の在り方としては、住民志向・成果志向を背景とした行政部門への民間的経営手法の導入や市民の意思を踏まえた最適な受益と負担の水準を決定していくことなどにより、市民の満足度を高めていくことが求められています。

また、地方分権を更に進展させていくためには、住民の参加による自主的・自立的な行財政運営を行っていく住民自治の実現が重要となります。更に、公共サービスの提供についても、行政と地域の多元的な主体がともに担うという協働の推進が求められています。

4 市民意識の現状

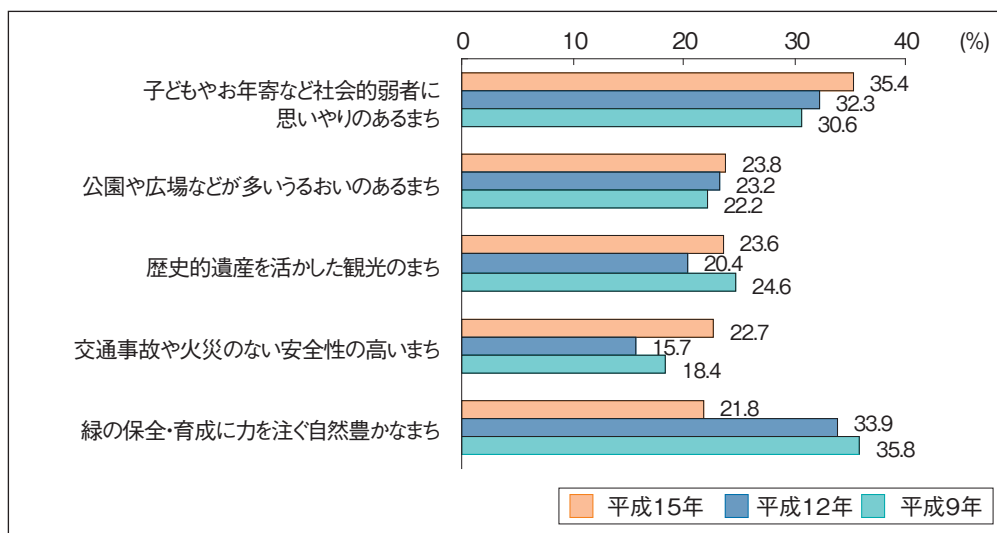
本市では、満 20 歳以上の市民 3,000 人(*1)を対象に、市政に対する市民の意識や要望などを把握するため、昭和 57 年 2 月からおおむね 3 年ごとに市民意識調査を実施しています。この調査結果からは、以下のことがうかがえます。

(1) 市民が描く「川越市の将来像」

川越市をどのようなまちにしたらよいと思うかを尋ねたところ、平成 15 年の調査では、「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」が 35%を超え最も多く、以下「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」、「歴史的遺産を活かした観光のまち」と続いています。

この結果を過去の調査と比較すると、「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」は、調査を重ねるごとに増加しており、急激な少子高齢化に伴い、子どもやお年寄などに配慮したまちづくりを求める声が高まっていると考えられます。また、「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」、「交通事故や火災のない安全性の高いまち」も過去 2 回の調査より高い数値を示しています。

市民が描く「川越市の将来像」(複数回答・上位 5 項目)

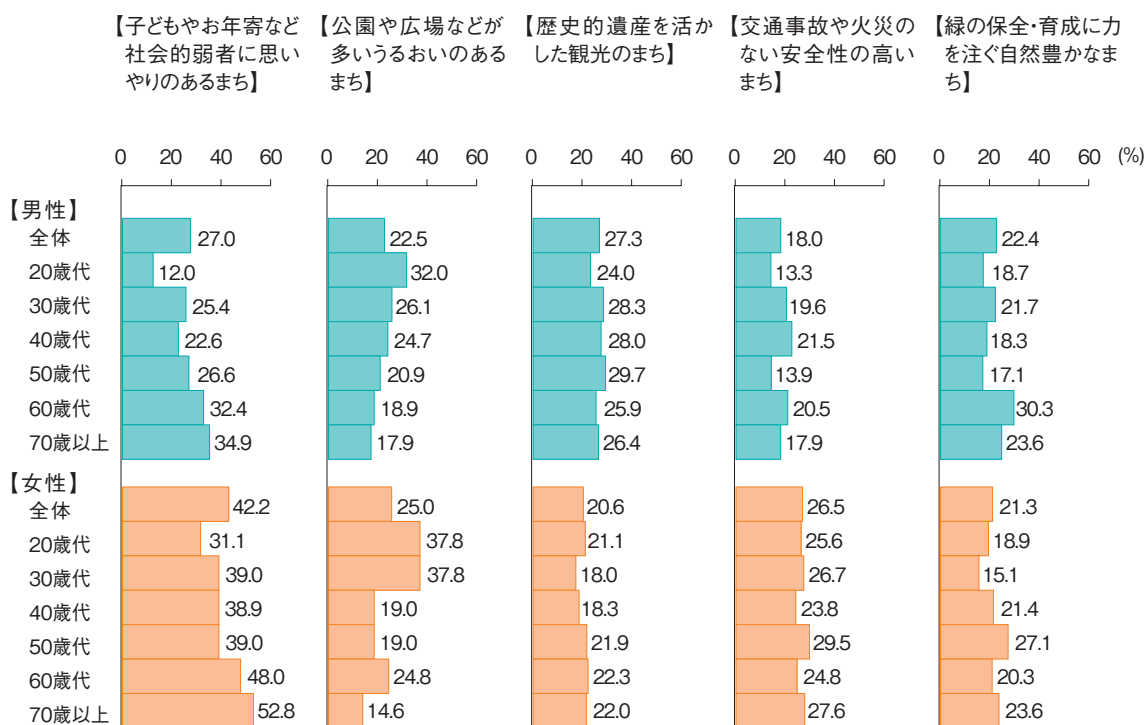


(2) 性・年代別の「川越市の将来像」

(1)について性・年代別で見ると「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」は、男性の平均が 27.0%に対して女性の平均は 42.2%と女性が特に多くなっています。男女ともに 60 歳代、70 歳以上の高齢者が多いことも特徴に挙げられます。また、「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」が、男女ともに 20 歳代、30 歳代の若い世代に多くなっています。

*1 昭和 57 年、同 59 年、同 63 年は、2,000 人を対象としています。

性・年代別の「川越市の将来像」(平成 15 年 複数回答・上位 5 項目)

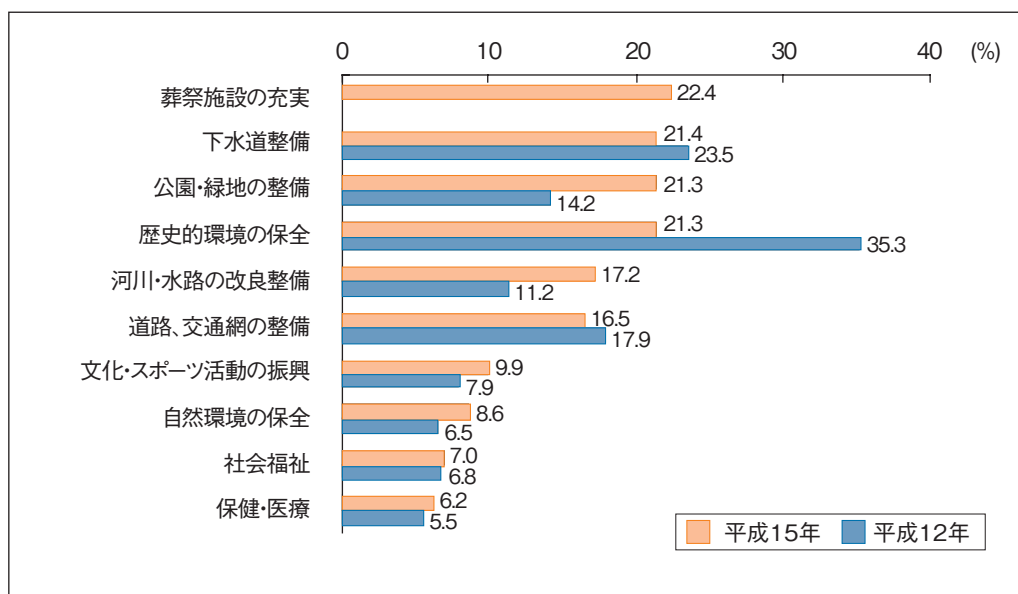


(3) 市民が考える「よくなってきた施策」

市政全般についてよくなってきた施策を尋ねたところ、平成 15 年の調査では、「葬祭施設の充実」、「下水道整備」、「公園・緑地の整備」、「歴史的環境の保全」がそれぞれ 20% を超えています。

この結果を過去の調査と比較すると、「公園・緑地の整備」、「河川・水路の改良整備」が平成 12 年よりも 5 ポイント以上増加しています。一方、「歴史的環境の保全」は 14 ポイント減少しています。

市民が考える「よくなってきた施策」(複数回答・上位 10 項目)



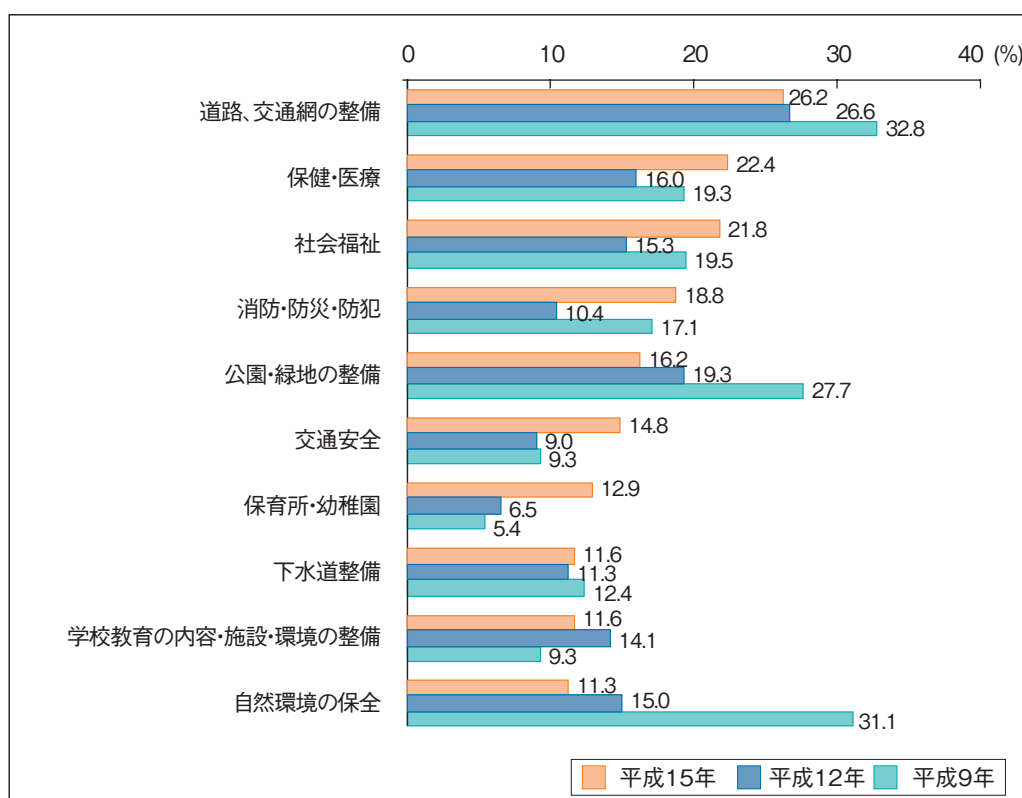
(4) 市民が考える「力を入れるべき施策」

これから力を入れるべき施策については、平成 15 年の調査では、「道路、交通網の整備」、「保健・医療」、「社会福祉」がそれぞれ 20%を超えています。

この結果を過去の調査と比較すると、「道路、交通網の整備」は過去 2 回の調査に引き続き最も多く、交通の利便性の向上や渋滞の解消に向けた取組が求められていると考えられます。

「保健・医療」、「社会福祉」は過去の調査では 10%台でしたが平成 15 年では 20%を超え、急激な少子高齢化に伴い、健康、子育て、介護、社会保障などへの関心が高まっているものと考えられます。また、「消防・防災・防犯」、「交通安全」、「保育所・幼稚園」も過去 2 回の調査より高い数値を示しています。

市民が考える「力を入れるべき施策」(複数回答・上位 10 項目)



5 第二次川越市総合計画から第三次川越市総合計画へ

第二次川越市総合計画では、高齢社会の到来、エコロジカルな観点の重視、高度情報化社会の到来、国際化の進展、多元的な社会への対応、地方分権の流れを大きな時代潮流としてとらえ、市が目指すべき将来の都市像を「自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち」として定め、各種の施策を展開してきました。

「自然を生かす」施策としては、緑豊かな自然環境を保全し、地球環境への負荷を減らすため、「1%節電プラス 1(ワン)運動」を展開しました。また、分別収集や集団回収を通じて、ごみの減量・資源化に力を入れてきました。その結果、市民一人当たりのごみ排出量は平成 10 年度からほぼ横ばいで推移しています。

「歴史を生かした」施策としては、一番街及びその周辺地域が国から重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたことや、川越まつり会館の開館があります。更に、鏡山酒造跡地や旧川越織物市場を取得し、市内に数多く残る歴史的財産を活用して、まちの活性化を図るための検討をしています。

「市民がいきいきと暮らせる」施策としては、市民一人ひとりが健康に暮らせるよう、各種健康診査や健康づくりのための事業などを展開してきました。また、高齢者や障害のある人が安心して生活を送るための施設整備や在宅サービスを充実するとともに、自立を支援する事業も推進してきました。

急激な少子化に対応して、子育てをしやすい環境を整備するため、保育園の定員を増やすとともに、地域子育て支援センター事業を実施してきました。また、子どもの医療費の公費負担施策においても、対象年齢の拡大と医療機関窓口での無料化を実施してきました。

快適で安全に暮らせる生活環境の基盤を整備するため、道路や公園の整備等を行ってきました。道路整備は、市内の幹線道路である本川越駅前通線や三田城下橋線などの事業を推進してきました。生活の潤いやふれあいの場となる公園として、クレアパークや仙波河岸史跡公園などを整備しました。

「新しい暮らしを創造する」施策としては、新しい文化や価値を創造できる人づくり・地域づくりを図ってきました。

人づくりとしては、市民一人ひとりが充実した生活を送れるように、生涯にわたる学習機会の確保や情報提供の充実を行ってきました。特に、生涯学習活動の拠点として、さわやか活動館、伊勢原公民館、西図書館及び川越駅東口図書館を開館し、芸術文化活動の拠点として美術館を開館しました。

活力ある地域づくりとしては、自治会連合会と連携して環境美化、防犯推進などの事業に取り組んできました。

また、本市は平成 15 年 4 月に中核市に移行し、福祉、保健衛生、環境、都市計画

などの分野において大幅に事務処理権限が拡大するとともに、地方分権の時代にふさわしい自立した都市の運営に取り組んできました。

第二次川越市総合計画では、以上のような取組を展開し、成果を上げてきましたが、財政事情などにより取組に遅れが生じ、引き続き課題となっているものもあります。

主な課題としては、川越駅西口周辺地区の整備、企業の誘致、工業団地の拡充、道路・公園の整備、観光資源の発掘と活用の推進、郊外型駐車場の整備、地域防災計画の定期的見直し、新清掃センターの建設、地域ふれあいセンターの建設、コミュニティ活動の促進、庁舎の建設、財政計画の策定などが挙げられます。

分野別に見ると、福祉や環境については計画した事業をおおむね順調に進めてきたのに対し、都市基盤や産業については今後の取組が更に必要となっています。

第三次川越市総合計画では、第二次川越市総合計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく社会環境の変化や市民意識の変化等への的確な対応を図り、取組を更に進めていきます。

【基本構想】

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第三次川越市総合計画では、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市をとりまく社会環境の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

○ 市民と行政の協働によるまちづくり

市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなでまちをつくります。

○ ふれあい、支え合いの安全・安心なまちづくり

一人ひとりの人権を尊重するとともに、コミュニティの大切さに改めて目を向け、地域で助け合い、支え合うことにより、人と人とのふれあいやかかわりを感じながら、安心して平和に暮らせるまちをつくります。

○ 歴史・文化を生かしたまちづくり

先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。

○ 人と環境にやさしいまちづくり

水と緑が豊かで、持続可能な社会を築く、人と環境にやさしいまちをつくります。

○ 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり

経済活動が盛んで人が集う、多くの人が「何度も川越を訪りたい」「川越に住み続けたい」と思えるような、活力に満ちた魅力あふれるまちをつくります。

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と6つの分野別の基本目標を定めます。

1) 全体に共通する基本目標

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

2) 分野別の基本目標

- ① とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 - － 保健・医療・福祉 －
- ② 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち
 - － 教育・文化・スポーツ －
- ③ 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
 - － 都市基盤・生活基盤 －
- ④ にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち
 - － 産業・観光 －
- ⑤ 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
 - － 環境 －
- ⑥ 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
 - － 地域社会と市民生活 －

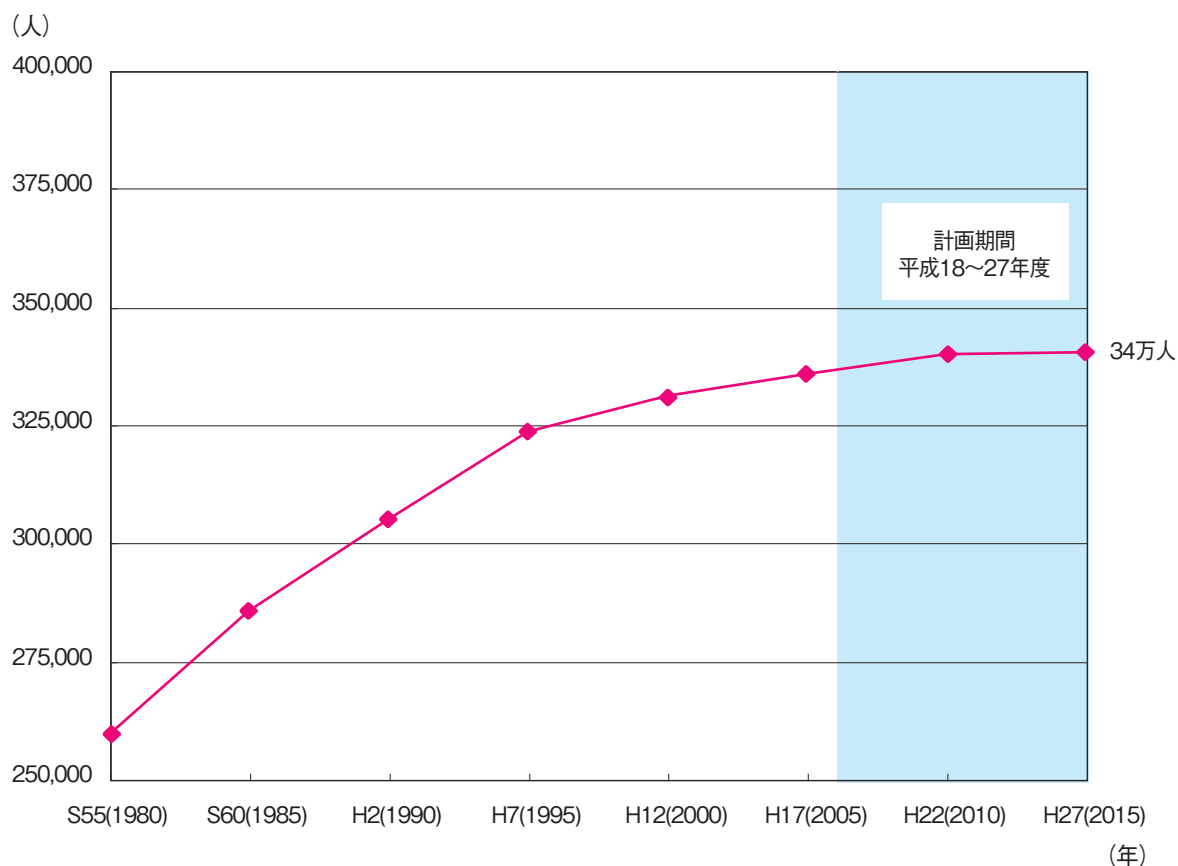
(3) 将来人口

基本構想の目標年次である平成 27 年(2015 年)の将来人口を 34 万人(*1)と想定します。

人口の推移

(単位:人)

国勢調査					推計人口		
昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
259,314	285,437	304,854	323,353	330,766	335,647	339,856	340,268



*1 昭和 55 年(1980 年)～平成 12 年(2000 年)の 5 回の国勢調査による 5 歳年齢階層別男女別人口データを用い、現在進行している開発事業等の要因を加味し、コーホート要因法による人口推計を行いました。平成 27 年(2015 年)の本市の将来人口は 34 万人と推計されます。
 なお、平成 27 年(2015 年)以降は、人口の減少傾向が見込まれます。

(4) 土地利用構想

1) 土地利用

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2) 都市構造

本市の均衡ある発展を図るため、歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域、あるいは、大規模なプロジェクトが計画されている地域を「地域核」と位置付け、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ拠点」として位置付け、保全、活用、創造に努めます。

更に、埼玉県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図ります。

① 都心核の形成

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区は、業務や商業等の機能を充実させ、また、歴史的な建造物のある北部地区の市街地は、商業、文化等の機能を高めた魅力ある都市空間を創造し、両地区を「都心核」と位置付け、本市の中心市街地を形成します。

また、都心核は、地域核とネットワークで結び、本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ります。

② 地域核の形成

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

また、地域核は、都心核や他の地域核とネットワークで結び、地域核周辺の諸活動を活発にする地域の基盤整備を図ります。

新しい地域核の形成については、市民生活や環境に及ぼす影響等を十分に考慮し、本市の均衡ある発展を目指し、積極的に推進します。

③ 緑・アメニティ拠点の形成

自然の豊かな入間川及び新河岸川周辺や、武蔵野の面影を残す樹林地、伊佐沼

周辺等を「緑・アメニティ拠点」と位置付け、都心核や地域核とネットワークで結び、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全し、整備を図ります。

④ 他都市との連携強化

放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図り、他都市との連携を強化します。

3) 都市環境的及び自然環境的土地利用

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かで潤いのある自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための適切な諸施策を実施します。

① 都市環境的土地利用

ア 住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害のある人等にやさしい住環境の整備に努めます。

イ 商業地

市民が親しめる魅力ある商業環境を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核については広域的な商業地として、また、地域核についてはそれぞれの特性に合った商業地として、育成を図ります。

ウ 業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーンとして、また地域核には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。

エ 工業地

生産環境と周辺の環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

オ 公園・緑地等

人に潤いと安らぎを与えると同時に、生物の生息空間に配慮し、積極的に緑やオープンスペースの確保を図ります。

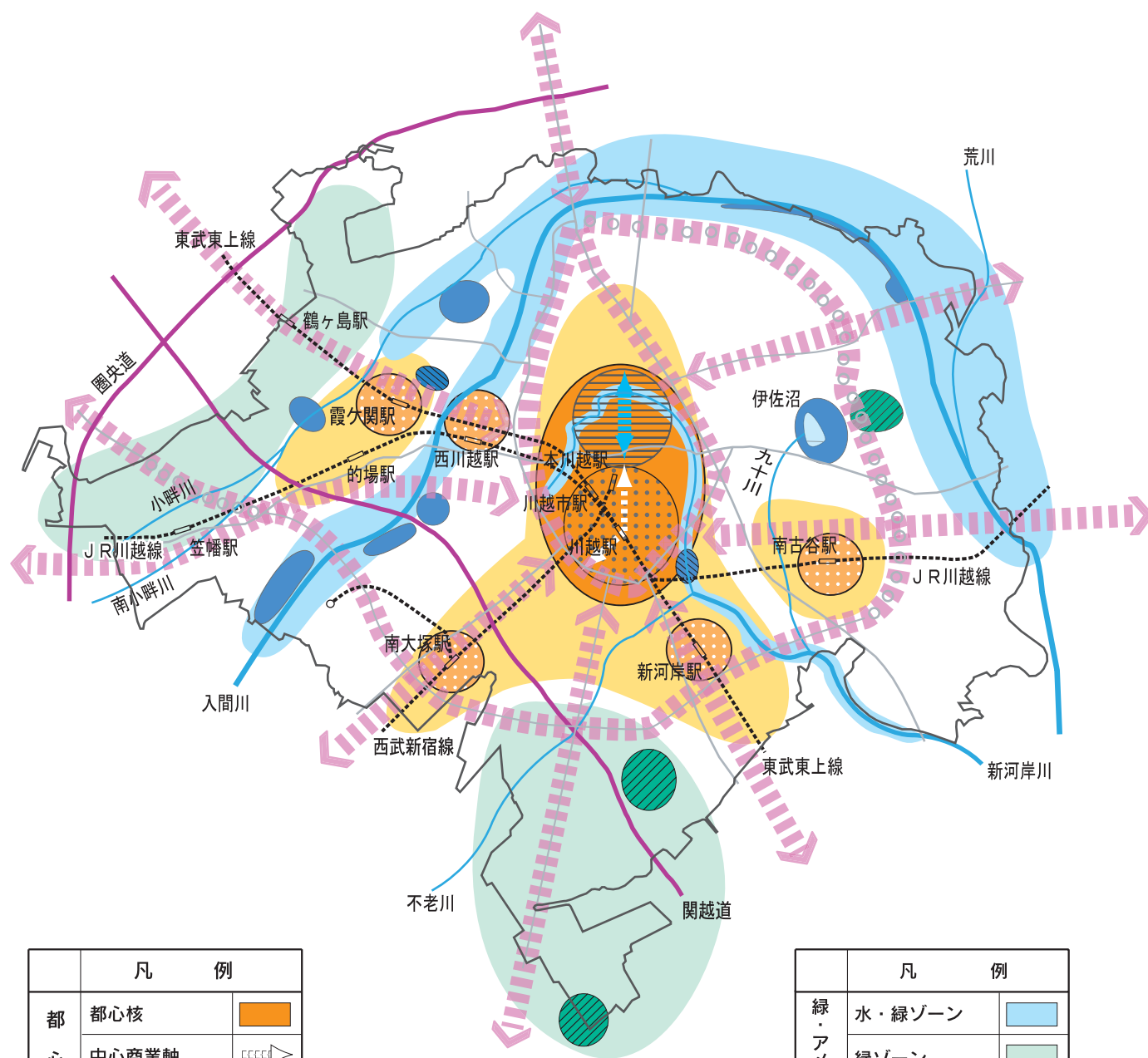
② 自然環境的土地利用

ア 農地や樹林地等の自然環境的な土地利用がなされる土地については、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため整備を行い、適切に維持管理します。

イ 自然環境を保全し、はぐくむための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創造に努めます。

ウ 市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地等の自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

将来都市構造図



	凡	例
都 心 核 形 成	都心核	
	中心商業軸	
	都市的活動核	
	歴史的環境軸	
	歴史・水・緑核	
地域 核 形 成	地域核	
	地域活動ゾーン	
ネットワーク軸		

	凡	例
緑・ アメニ ティ 拠点 形成	水・緑ゾーン	
	緑ゾーン	
	水・緑拠点	
	緑拠点	
	水・歴史拠点	
	河川	
	高速道路	
	鉄道・駅	
	主要幹線道路	
	主要幹線構想道路	

3 施策の大綱

(1) 全体に共通する方向性

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

《方向性》

① 協働によるまちづくり

地域におけるさまざまな課題への対応や地方分権時代にふさわしい自立した自治体を形成していくためには、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合う「協働」の実現が重要です。

そのために、市民への積極的な情報提供や広聴活動の充実による情報の共有化を図ります。更に、諸計画の策定過程などにおける市民参画のしくみを整備します。

また、いきいきと活力ある地域社会を構築するため、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、各種団体の活動への支援の強化に努めます。

② 行財政改革の強力な推進

厳しい財政状況の中、中核市として、多様化する市民ニーズに的確にこたえていくためには、自らの責任で自主的・効果的・効率的に展開する分権社会にふさわしい行財政運営が求められています。このため、行政サービスを真に必要とする市民への配慮と行政としての責任に十分留意した上で、民間の経営手法の積極的な活用に努めるなど、行財政改革を強力に推進し、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を行います。

今後、耐用年数を迎える多くの公共施設については、社会環境の変化に対応し、施設の統廃合を含め、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新を図ります。

市政運営の原資となる財源の安定確保を図るため、市税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るとともに、新たな財源確保のための検討を行っていきます。

また、急激なIT社会の進展に対応し、多角的な行政サービスの提供を図るため、情報化を更に推進していきます。

③ 広域行政の推進

埼玉県南西部地域の拠点都市として、行政区域を越えた共通課題やひとつの自治体での解決が困難な課題に対して、地域全体の視点から広域的な取組を強化し、地域をリードしていきます。

(2) 分野別の方向性

1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

－ 保健・医療・福祉 －

《方向性》

① だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めます。

高齢者の地域における世代間の交流や社会参加を促進するとともに、介護が必要な高齢者には、住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図り、高齢者がいきいきと安心して生活できる社会の実現に努めます。

障害のある人が地域の中で自立して、いきいきと安心して生活するため、障害や障害のある人に対する理解、相談や情報提供の充実、社会参加の促進、雇用・就労の支援、在宅福祉サービスの充実等を図り、障害のある人の地域生活を支援し、障害者福祉の充実を目指します。

すべての市民が健康で安心して暮らせるように、子育てや介護などを地域の生活課題としてとらえ、自治会等の地縁団体、ボランティア、保健・福祉活動を推進している各種団体やNPOなどと協働して、助け合いによる地域福祉推進体制の充実を図ります。

また、社会保障制度の充実を国などに働きかけながら、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

② 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

乳幼児から高齢者まで、市民の生涯を通じた健康の保持・増進に努めるとともに、結核やエイズ等の感染症や精神疾患等への的確な対応を図り、更に病診連携の推進など医療体制の整備に努めます。また、食中毒の防止など、食の安全・安心や環境衛生の確保を図ります。

③ 安心できる生活を支えるしくみづくり

市民の多様なニーズに対応して、適切なサービスをより効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携強化を図るとともに、必要なサービスが身近なところで受けられるよう、情報の共有化を図り、相談・支援体制の充実を図ります。

2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

－ 教育・文化・スポーツ －

《方向性》

① 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民のだれもが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。更に、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

② 個性を生かす学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

③ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

④ 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた地球市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

⑤ 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

— 都市基盤・生活基盤 —

《方向性》

① 都市の魅力の創出

埼玉県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある活力に満ちた都市構造を構築するため、川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力ある中心市街地を形成するとともに、それぞれの地域の特性にあった生活拠点の整備と景観に配慮したまちづくりを進めます。また、秩序ある土地利用を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

② 交通ネットワークの構築

より機能的な都市の形成を図るため、広域の都市間交流や産業活動を支える基盤である広域幹線道路及び鉄道の整備を促進するとともに、市内の各地域を連絡する幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を目指します。

③ 自然と調和した基盤づくり

自然と調和した快適な都市環境を形成するため、水辺や緑を活用した公園の整備を行うとともに、生活排水施設の整備により公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を図ります。また、水害から市民を守るため、河川改修や雨水対策の強化を図るとともに、ライフラインである水道や下水道の整備などを図り、安全な基盤づくりを進めます。

4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

— 産業・観光 —

《方向性》

① 地域経済の活性化と産業振興

本市の特徴である農業・商業・工業のバランスの取れた産業構造を生かしながら、厳しい経済環境の変化にも対応できるよう産業を振興するとともに、地域振興ふれあい拠点施設の整備など、広域的な観点から交流とにぎわいのあるまちづくりを進め、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として地域経済の活性化を図ります。

また、「産学公」の連携によるネットワークづくりを促進し、産業を支え育てる人づくりを支援するとともに、起業支援を進め、新たな産業の育成に努めます。

農業は、環境との調和や優良農地等の保全を図るとともに、消費者のニーズに

こたえた安心できる農産物の提供や加工品の開発を通して川越ブランド化を進め、安定した農業経営の実現を目指します。

商業は、中心市街地及び周辺商業地の活性化を推進するとともに、商店街と大型店の共存共栄を図り、広域的な商業圏の中核として、にぎわいに満ちたまちづくりを進めます。

工業は、自然環境との調和を図り、更なる発展に向けて、工業団地の拡張及び整備を進めるとともに、人と物と情報の集積、連携を図ります。

② 観光による地域振興

本市の歴史や伝統を生かした観光事業はもとより、新たな観光資源の発掘、農業・商業・工業などの産業と連携した産業観光や広域観光の推進に努めるとともに、駐車場などの観光基盤の整備を進め、観光客の増加による地域経済の活性化を図ります。

「いつか一度訪ねたい街・川越」から、更に「また訪ねたい街・川越」へと、魅力あふれる観光都市を目指します。

5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

－ 環境 －

《方向性》

① 総合的かつ計画的な環境行政の推進

環境行政におけるさまざまな課題に対して、総合的かつ計画的に対応するため、環境基本計画、環境マネジメントシステム等の推進を図ります。また、これらの計画等を有効に機能させるためには、市民の参加と協力が不可欠であることから、市民、事業者、民間団体、行政の各主体が協働できるしくみづくりを推進します。

② 循環型社会の構築

地球温暖化など地球規模での環境問題を解決するため、これまで以上に省エネルギー施策を推進するとともに、新エネルギーの導入を促進します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄によって発生し続ける廃棄物に対しては、これまでのライフスタイルを見直し、減量・資源化施策を実施するとともに、適正処理を行うことにより、地域から持続可能な循環型社会を構築することを目指します。

③ 環境保全対策の推進

武蔵野の面影を残す雑木林や身近にある緑を保全するとともに、都市に潤いを与える緑を創出し、入間川をはじめとする河川・湖沼・水田など水辺環境の保全、

活用を図り、自然と人が共生できるまちづくりを進めます。

また、大気、水質などについて、良好な生活環境の確保を目指し、更に、ダイオキシン類などの新たな化学物質からのリスクの低減を目指します。

6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

－ 地域社会と市民生活 －

《方向性》

① ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

人種、性別、社会的身分、門地、障害、疾病等による差別や偏見がなく、互いに認め合い、人権を尊重し、だれもが社会参加できる平和で思いやりのある地域社会と男女共同参画社会を築いていきます。また、防災、防犯、青少年健全育成などの課題を解決していくために必要な「地域における支え合い」や「市民と行政の協働」を進めるため、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にした地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

② 安全で安心な暮らしの確保

自然現象や人為的な要因によるさまざまな災害に対応できるよう、防災や消防・救急に関する体制の整備を図っていきます。あわせて、地域と関係機関が一体となった犯罪の防止、安全で快適な交通環境の確保、複雑化・多様化する生活上のトラブルに対する消費者保護等を推進することにより、市民が生涯にわたり安心して暮らせるよう努めます。

市の木

かし



市制施行 60 周年を記念して、昭和 57 年 10 月 15 日に、自然を愛する心を高め、みどり豊かなまちづくりに資するため、市の花とともに、市の木が定められました。

【前期基本計画】

平成 18 年度～平成 22 年度

1 前期基本計画の位置付け

前期基本計画は、基本構想で定めた「理念」、「都市づくりの目標(将来都市像、基本目標、将来人口、土地利用構想)」、「施策の大綱」に基づき、5年間の計画期間(平成18~22年度)内の基本的な施策を体系的に示したものです。

なお、施策の実施に当たっては、社会環境の変化等に対応した事業の優先度や必要性を十分に検討し、実施計画を策定し、各施策の目標達成を目指します。

2 人口推計

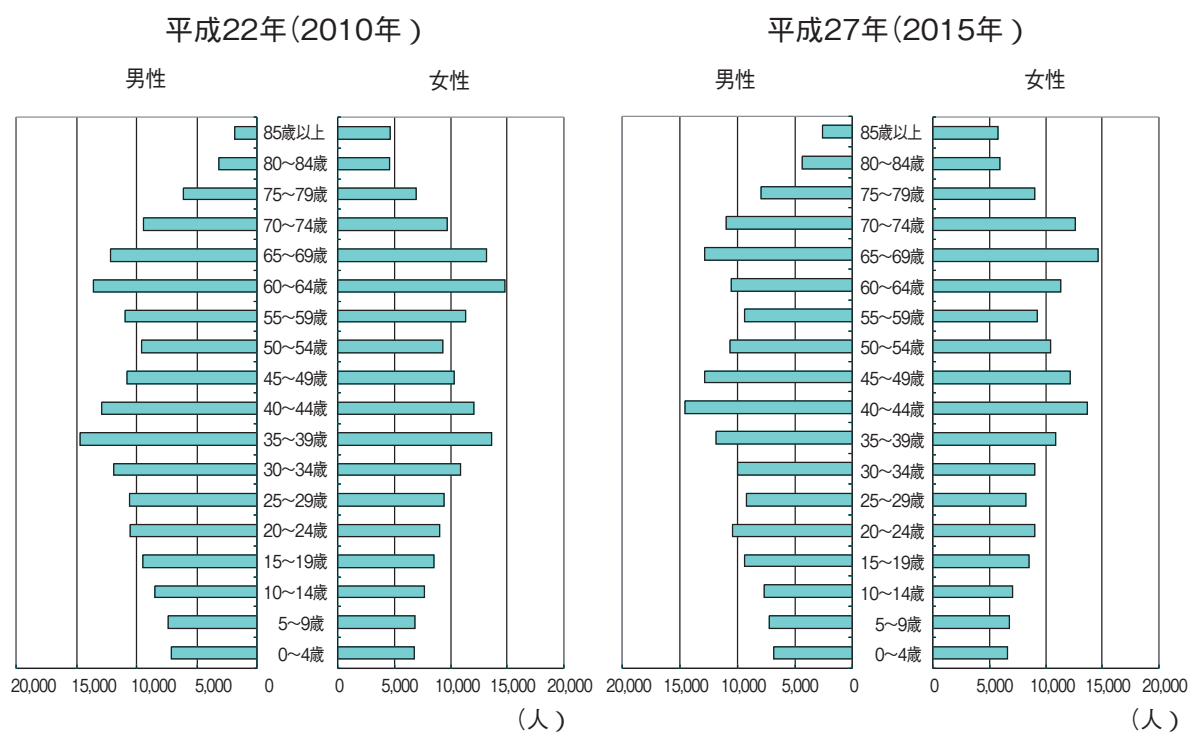
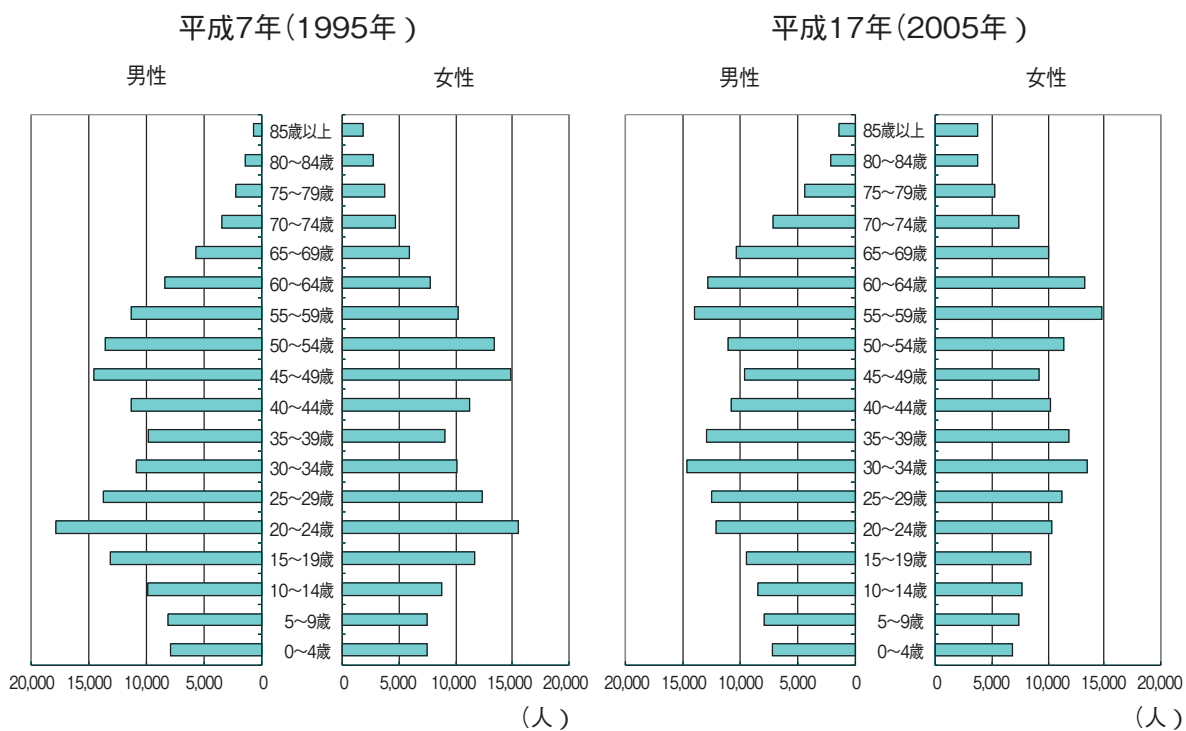
コーホート要因法による人口推計によると、本計画の目標年次である平成22年(2010年)の将来人口は34万人まで増加すると見込まれます。

年齢別人口構成を見ると、年少人口(0~14歳)の構成比は、平成7年国勢調査の15.4%から平成17年には13.6%、同22年には13.0%と減少し、同様に生産年齢人口(15~64歳)も平成7年国勢調査の74.6%から平成17年には69.8%、同22年には65.9%と減少します。逆に老年人口(65歳以上)は、平成7年国勢調査の10.0%から平成17年には16.6%、同22年には21.1%と増加し、少子高齢化が更に進むことが予測されます。

年齢別人口構成

		平成7年(1995年) 国勢調査		平成17年(2005年) 推計値		平成22年(2010年) 推計値		平成27年(2015年) 推計値	
総人口		323,353人	構成比	335,647人	構成比	339,856人	構成比	340,268人	構成比
年齢別人口構成	0~14歳	49,837人	15.4%	45,604人	13.6%	44,186人	13.0%	42,229人	12.4%
	15~64歳	241,110人	74.6%	234,433人	69.8%	224,063人	65.9%	211,208人	62.1%
	65歳以上	32,406人	10.0%	55,610人	16.6%	71,607人	21.1%	86,831人	25.5%

年齢別人口構成の推移



3 土地利用

基本構想で示した都市構造の実現を目指し、計画的な土地利用のもと、人と自然にやさしい調和のとれた都市環境を創造します。

(1) 土地利用の基本方針

- 1) 土地は、限られた資源であり、大切に有効に活用します。
- 2) 自然環境の保全と活用を図り、自然環境と都市機能が共生する土地利用を目指します。
- 3) 市街化区域内の生産緑地を除く農地は、計画的な基盤整備の上に住宅系利用など、その土地利用の変更を促進します。
- 4) 既成市街地内は、商業機能と住宅機能が調和した複合的な土地利用を目指します。
- 5) 駅前や国・県道、都市計画道路等の交通結節点で、土地の有効高度利用が期待されるところについては、商業・業務系の土地利用を促進します。
- 6) 工業地については、交通条件を勘案しながらできる限り集約化を図り、土地利用の純化を目指します。
- 7) 公園、緑地の確保を積極的に図ります。
- 8) 市街化調整区域内の優良な農地や樹林地等は、原則として保全し、それ以外の市街化調整区域内の土地は、地域の実情を視野に入れ、将来的な土地利用の方向性を検討します。

(2) 用途別土地利用

住宅地は、市民生活の安定と福祉の向上を図るため、防災上安全で、障害のある人や高齢者にやさしい、緑豊かな潤いのある住環境の形成を目指します。都心核や地域核の住宅地は、適切な整備手法により景観や自然環境に配慮し、その周辺は、自然環境と調和した住宅地として整備されるよう誘導に努めます。

商業地は、市民が親しめる魅力あるものにするため、都心核においては市内のみならず広域的な集客力を持つ商業地として都市基盤を整備し、にぎわいのある商業地の形成に努めます。また、地域核及び幹線道路沿いの商業地については、それぞれの特性に合った整備がされるよう誘導に努めます。

業務地は、都心核と地域核にそれぞれ、市民生活に密着した業務施設が整備されるよう誘導に努めます。

工業地は、周辺の環境との調和を重視した整備がされるよう誘導に努めます。また、新しい工業基盤の整備に努め、研究型産業やハイテク産業を含めた、都市型工業の育成に努めます。

公園、緑地等は、人に潤いと安らぎを与えるオープンスペースとして、その確保を図ります。また、各種の都市基盤整備事業や緑化推進事業、水辺環境の整備事業の中で、新たな公園や緑地、水辺等の創造に努め、市民が自然とふれあうことのできる環境整備に努めます。

保全すべき農地は、農業生産の基盤として、その整備を進めるとともに、都市の貴重な自然空間として、その保全に努めます。

(3) 地域別土地利用

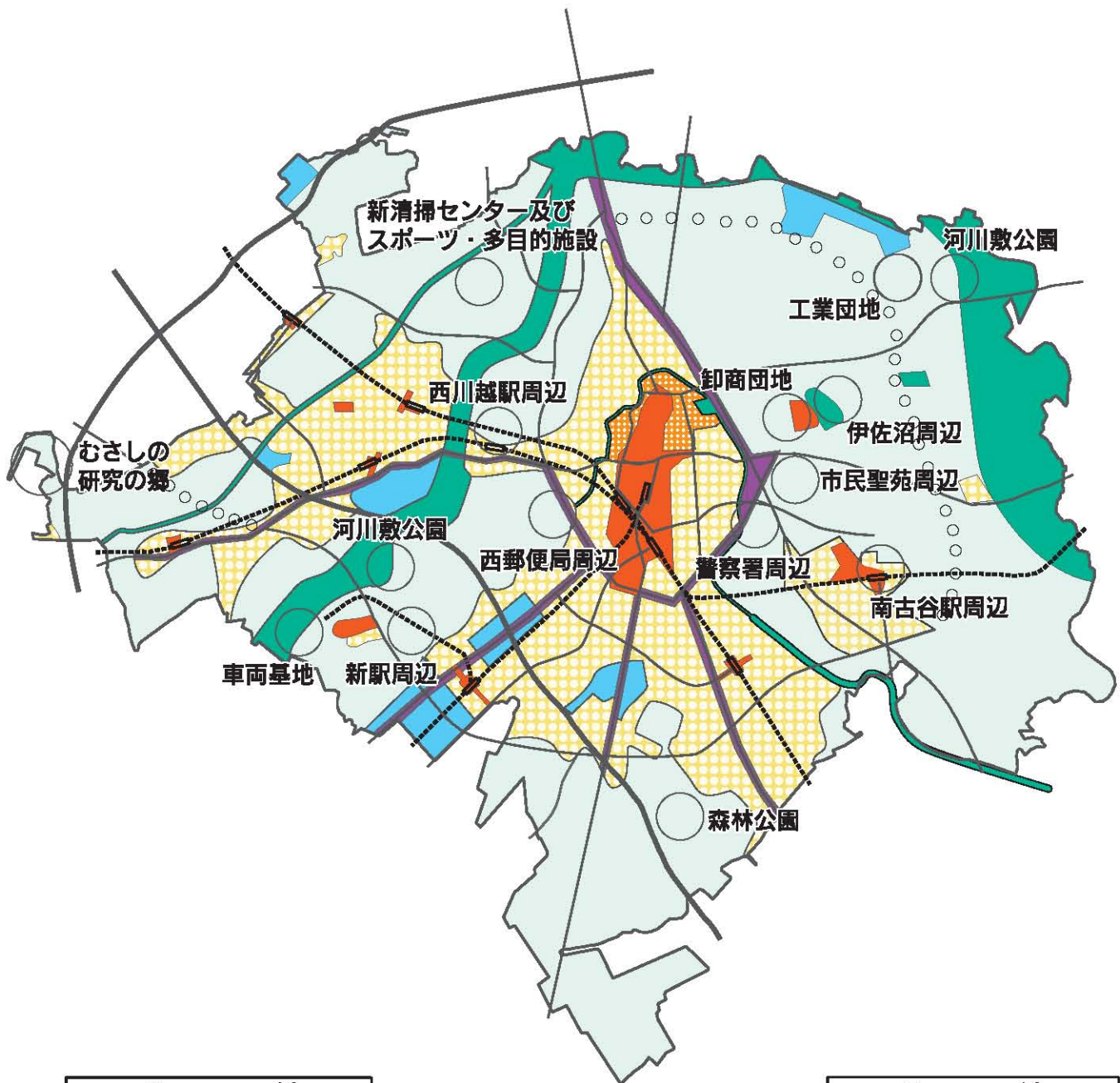
本市の中央部に位置する川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺地区は、業務や商業等の機能の充実に努め、また、歴史的な建造物のある北部市街地は、商業と文化が調和する魅力ある都市空間を創造し、両地区により本市の中心市街地を形成します。

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域は、地域における社会的、経済的活動等、市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

また、本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進するため、中心市街地と各地域をネットワーク化し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ります。

市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑地については、保全、活用、創造に努めます。

土地利用構想図



凡	例
	住宅地
	歴史環境複合住宅地
	商業・業務地
	工業地
	沿道型利用地
	農用地・樹林地・集落地
	公園・緑地

凡	例
	土地利用転換想定個所
	高速道路
	鉄道・駅
	主要幹線道路
	主要幹線構想道路

4 前期基本計画の施策体系

前期基本計画の施策体系は、共通施策と分野別施策 6 章、21 節、59 施策、234 細施策となります。

(1) 共通施策

共通	節	施策	細施策
協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	1 協働によるまちづくり	1 市民参加と協働の推進	1 市民参加のしくみづくり
			2 情報の共有化
			3 行政の透明性の向上
			4 協働のしくみづくり
	2 行財政改革の強力な推進	1 新たな行財政運営システムの構築	1 地方分権の推進
			2 将来に向けた中期財政計画の策定
			3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立
			4 民間の経営手法の活用
			5 人材育成の推進
			6 行政サービスの向上
			7 行政改革の推進
		2 効率的な社会資本整備の推進	1 社会資本マネジメントの推進
			2 庁舎の建設
		3 財源の確保	1 積極的な財源の確保
			2 収入率の向上対策
			3 受益者負担の適正化
		4 電子市役所の推進	1 行政サービスのオンライン化の推進
			2 事務の電子化の推進
	3 広域行政の推進	1 広域行政の推進	1 関係市町の連携強化
			2 広域行政圏計画の推進
			3 業務核都市としての機能の推進
	3節	6施策	21細施策

(2) 分野別施策

第1章	節	施策	細施策
ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち 保健・医療・福祉	1 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	1 児童福祉の推進	1 子どもへの支援体制の充実
			2 親への支援体制の充実
			3 地域の支援体制の充実
		2 高齢者福祉の推進	1 生きがい対策の充実
			2 介護予防・生活支援の推進
			3 包括的地域ケア体制の整備
			4 介護サービスの充実
			5 居住環境の整備・充実
			6 福祉医療サービスの充実
		3 障害者福祉の推進	1 保健・医療サービスの充実
			2 生涯学習の充実
			3 雇用・就労の促進
			4 社会参加の拡充
			5 福祉サービスの充実
			6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進
		4 地域福祉の推進	1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進
			2 社会福祉事業への支援
			3 市民参加の促進
			4 社会福祉協議会の基盤の整備強化
		5 社会保障の推進	1 国民健康保険制度の健全な運営
	2 老人保健制度の適正な運用		
	3 国民年金制度の啓発		
	4 介護保険制度の健全な運営		
	5 生活保護制度の適正な運用		
2 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	1 健康づくりの推進	1 母子保健の充実	
		2 成人保健の充実	
		3 健康の増進	
	2 保健衛生・医療体制の充実	1 精神保健対策の推進	
		2 感染症予防対策の推進	
		3 地域医療体制の整備・充実	
		4 食の安全・安心の確保	
		5 衛生的で快適な住環境の確保	
		6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり	
	3 安心できる生活を支えるしくみづくり	1 保健・医療・福祉の連携	1 保健・医療・福祉関係機関等の連携
			2 地域関係団体(者)の連携
			3 行政における連携体制
3節	8施策	36細施策	

第2章	節	施策	細施策
学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち 教育・文化・スポーツ	1 活力ある地域を創る生涯学習の推進	1 生涯学習環境の整備・充実	1 生涯学習推進体制の確立
			2 身近な学習施設の整備・充実
			3 図書館サービス網の整備・充実
			4 博物館の整備・充実
			5 地域に根ざした高等教育機関(市立大学)の設置
		2 生涯にわたる学習活動の推進	1 多様な学習機会の創設
			2 社会の変化に応じた学習機会の提供
			3 地域の教育力の向上
	2 個性を生かす学校教育の推進	1 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	1 個に応じた教育の推進
			2 生徒指導・進路指導の充実
			3 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
			4 教職員の資質向上
			5 特別支援教育の充実
			6 英語教育・国際理解教育の推進
			7 小・中学校情報教育の推進
		2 教育環境の整備・充実	1 学校施設の整備・充実
			2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化
			3 学校図書館の充実
			4 学校給食の充実
			5 市立高等学校の将来構想の推進
			6 教育センターの設置推進
		3 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造	1 市民文化に関する情報提供
			2 芸術文化活動への支援の充実
			3 芸術文化の鑑賞機会の充実
			4 活動拠点の整備・充実
			5 文化施設の利用促進
			6 姉妹都市、友好都市等との交流
		2 文化財の保存・活用	1 文化財の活用と保護意識の啓発
			2 民俗文化財の保存と後継者の育成
			3 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
			4 河越館跡地の活用
	4 多文化共生と国際交流・協力の推進	1 多文化共生と国際交流・協力の推進	1 国際交流センターの充実
			2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり
			3 行政の国際化
			4 国際感覚に優れた地球市民の育成
			5 姉妹都市交流の更なる充実
	5 生涯スポーツの推進	1 生涯スポーツの推進	1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成
			2 スポーツ大会・教室等の充実
			3 スポーツ指導者等の養成・活用
			4 スポーツ施設等の整備・充実
	5節	8施策	40細施策

第3章	節	施策	細施策
人と環境にやさしい、 快適な基盤を備えた魅力あるまち 都市基盤・生活基盤	1 都市の魅力の創出	1 計画的なまちづくり	1 計画的なまちづくりの推進
			2 総合的な土地利用
			3 新たな拠点の整備
			4 地籍調査、町名地番整理の推進
		2 都市拠点の整備	1 中心市街地活性化基本計画の推進
			2 三駅連携強化の推進
			3 中央通り地区の整備
			4 歴史的町並み地区の整備
		3 地域生活拠点の整備	1 地域生活拠点の整備
			2 住宅地の整備
		4 景観に配慮したまちづくり	1 歴史的地区の整備
			2 都市景観デザインの推進
			3 都市デザインの啓発、普及
			4 屋外広告物の適正化
	2 交通ネットワークの構築	1 道路交通体系の整備	1 都市活動を支える広域幹線道路の整備
			2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備
			3 安全で人にやさしい生活道路の整備
		2 交通円滑化方策の推進	1 交通需要マネジメントの推進
			2 駐車場の整備
		3 公共交通機関の充実	1 鉄道輸送の利便性の向上
			2 バス輸送の充実
	3 自然と調和した基盤づくり	1 治水事業の推進	1 河川整備
			2 雨水整備
			3 雨水の有効利用の促進
		2 水道水の安定供給	1 施設・設備の改修及び更新
			2 災害に強い施設整備
			3 効率的な事業の推進
		3 公共下水道等の整備	1 生活排水施設の整備
			2 合流式下水道の改善
			3 公共下水道施設の維持管理
			4 効率的な公共下水道事業の推進
		4 水辺と森林の整備	1 河川空間の活用
			2 伊佐沼周辺の整備
			3 樹林地の整備
		5 公園の整備と充実	1 計画的な公園の整備
			2 自然環境の活用と整備
			3 歴史的遺産の活用
			4 身近な活動拠点の整備
			5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備
			6 公園の適正な管理と魅力の創出
		6 快適な住宅・住環境の整備	1 良好な住環境の整備
			2 公的住宅の供給
			3 高齢者等への住宅支援
	3節	13施策	43細施策

第4章	節	施策	細施策
にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち 産業・観光	1 地域経済の活性化と産業振興	1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成	1 地域振興ふれあい拠点施設の整備
			2 新しい産業の育成
			3 人材確保や人材育成の推進
			4 産学公連携による技術開発の支援
			5 川越ブランドの推奨
			6 高度情報化社会・IT社会への対応支援
		2 雇用の促進と労働環境の改善	1 雇用の促進
			2 労働条件改善の促進
			3 福祉制度の普及・促進
		3 農業の振興	1 農業基盤及び生活環境の整備
			2 食料の安定供給の促進
			3 担い手の育成・確保の推進
			4 環境と共生した持続可能な農業の推進
			5 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進
		4 商業の振興	1 商店街形成への支援
			2 中心市街地の活性化
			3 周辺商業地の形成
			4 商業団体等への支援・融資制度の充実
		5 工業の振興	1 工業団地の拡張及び整備
			2 企業支援
			3 工業団体等への支援
	2 観光による地域振興	1 新たな観光事業の推進	1 観光事業の企画・推進
			2 ITによる観光情報の提供
			3 外国人観光客の誘致
		2 観光環境の整備	1 郊外型駐車場の整備
			2 まちの駅の設置
			3 観光施設の整備
			4 広域観光の推進
			5 ホスピタリティの啓発
2節	7施策	29細施策	

第5章	節	施策	細施策	
人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち 環境	1 総合的かつ計画的な環境行政の推進	1 総合的かつ計画的な事業推進	1 環境基本計画の推進	
			2 緑の基本計画の推進	
			3 一般廃棄物処理基本計画の推進	
			4 率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)の推進	
			5 環境マネジメントシステムの推進	
			6 新たな計画等の検討	
		2 各主体の参加のためのしくみづくり	1 パートナーシップの形成	
			2 環境学習の推進	
			3 市民・事業者の取組の支援	
	2 循環型社会の構築	1 地球温暖化対策の推進	1 省エネルギーの推進	
			2 新エネルギーの導入促進	
			3 その他地球温暖化対策の推進	
		2 ごみの減量・資源化	1 減量化の推進	
			2 資源化の推進	
			3 市民・事業者への啓発	
		3 廃棄物の適正処理	1 一般廃棄物(ごみ)の適正処理	
			2 一般廃棄物(し尿)の適正処理	
			3 産業廃棄物の適正処理	
			4 不法投棄対策の徹底	
		3 環境保全対策の推進	1 自然環境の保全	1 緑の保全と活用
				2 緑の創出
				3 水辺環境の保全
			2 生活環境の保全	1 水・土壌環境の保全
				2 大気環境の保全
	3 騒音・振動・悪臭対策			
	4 化学物質対策			
	5 監視・調査体制の充実			
	3節	7施策	27細施策	

第6章	節	施策	細施策
人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち 地域社会と市民生活	1 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成	1 地域コミュニティ活動の推進	1 コミュニティ意識の形成
			2 コミュニティ活動の促進
			3 コミュニティ施設の充実
		2 平和で思いやりのある地域社会づくり	1 人権施策の推進
			2 人権教育の充実
			3 平和意識の高揚
			4 市民相談の充実
		3 男女共同参画社会の実現	1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
			2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
			3 多様な生き方が選択できる環境づくり
			4 推進体制の整備・充実
		4 青少年健全育成の推進	1 青少年の社会参加の推進
			2 協力体制の拡充
			3 青少年施設の整備・充実
			4 青少年の人権擁護の推進
	2 安全で安心な暮らしの確保	1 防災体制の整備	1 地域防災計画の推進
			2 災害応急対策の充実
			3 防災意識の普及・高揚
			4 危機管理体制の整備
		2 消防・救急体制の整備	1 初動消防力の強化
			2 救急業務体制の整備
			3 火災予防対策の推進
			4 庁舎建設等施設の充実
		3 防犯対策の推進	1 防犯推進体制の整備
			2 防犯意識の高揚
			3 安全な地域コミュニティの推進
			4 規範意識の高揚と防犯教育の推進
			5 安全な都市環境の創出
		4 交通安全対策の推進	1 交通安全施策の推進
			2 交通安全施設の整備
			3 交通安全意識の啓発・高揚
			4 放置自転車等防止対策
		5 消費者対策の推進	1 消費生活相談体制の充実
			2 消費者の自立の支援
			3 生活情報センターの整備・充実
		6 葬祭事業の充実	1 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実
			2 現斎場の運営・管理の充実
			3 新斎場の整備
	2節	10施策	38細施策

市の花

山 吹



市の木「かし」とともに定められた市の花「山吹」。川越城の築城で知られる太田道灌の故事、「ななへ八重花はさけどもやまぶきの・・・」にあるように、川越とのつながりが深いとされています。

共通施策

協働によるまちづくりと
健全で効率的な行財政運営の推進



平成 17 年度「スマイルシティ・川越」フォトコンクール優秀賞「勝利への笑顔」

0-

1-

1-

市民参加と協働の推進

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第1節 協働によるまちづくり

施策1 市民参加と協働の推進

施策の指標

目標値	情報の共有が十分であるとする市民の割合(%)	H22年度	40
		H27年度	50
現状値	情報の共有が十分であるとする市民の割合(%) 協働により実施した事業数(事業)		30.3 —

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、市民目安箱の設置、審議会等の委員の市民公募、市政懇談会の開催、第三次川越市総合計画策定時におけるかわごえ市民会議の設置、各種計画を策定する際の意見公募手続(パブリック・コメント手続)(※1)の実施など、さまざまな手法を通じて市政への市民参加を推進してきました。

社会の成熟度が増していくにつれて、人々は暮らしの中での生きがいや満足感を求めるようになり、地域でのさまざまな課題に自主的に取り組む動きも見られるようになりました。地域での活動や情報化の進展が一つの契機となって、行政活動への市民の関心が高まるとともに市政への参画意識も醸成されてきています。

今後は、市民が市政へ参画しやすいしくみづくりと情報の共有化を推進するとともに、市民に開かれた透明性の高い行政運営を行っていく必要があります。

また、少子高齢化や経済のグローバル化など、社会環境が大きく変動する中で、市民の価値観やライフスタイルも多様化しています。この結果、幅広く公共サービスを提供してきた行政も、複雑化・多様化する市民ニーズや地域でのさまざまな課題にきめ細かく対応することが困難になっています。一方で、今後「団塊の世代」が定年退職を迎えることから、その知識や経験を活用した地域づくりの必要性が高まっています。

このようなことから、地域の実情に応じて市民が必要とする公共サービスを提供していくため、市民、民間団体、事業者、行政という多元的な担い手がそれぞれの能力を生かし、役割を分担する協働(※2)のしくみづくりと担い手同士の連携を強化していくことが必要となっています。

施策の推進

1 市民参加のしくみづくり

- ① 市民参加を進めるため、自治基本条例などの条例の制定について検討します。

- ② 総合計画をはじめとする各種計画の策定において意見公募手続(パブリック・コメント手続)を実施するなど、市民が意思決定過程から参画できるしくみを構築します。
- ③ 各種審議会等の委員を市民から幅広く公募し、市民参画を更に推進します。

2 情報の共有化

- ① 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報の積極的な提供に努めます。
- ② 市民目安箱、市民意識調査、市政懇談会等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民のニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。

3 行政の透明性の向上

- ① 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。
- ② 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。

4 協働のしくみづくり

- ① 協働のしくみをつくるため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。
- ② 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。
- ③ 市民、自治会等の公共的団体、NPO(*3)、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。

【指標解説】

- 情報の共有が十分であるとする市民の割合：市民アンケート調査において、市の行政に関する情報提供について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 意見公募手続(パブリック・コメント手続)：行政機関が規制等の制定改廃や計画の策定などを行う場合に、原案などを公表して事前に市民などから意見や情報提供を求める手続のことを言います。
- *2 協働：市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向って、ともに考え、協力し合って取り組んでいくことを言います。
- *3 NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

0-

2-

1-

新たな行財政運営システムの構築

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策1 新たな行財政運営システムの構築

施策の指標

目標値	総合施策評価(%)	H22年度	100
		H27年度	—
	経常収支比率(%)	H22年度	81.0以下
		H27年度	80.0以下
現状値	総合施策評価(%)	0	
	経常収支比率(%)	83.1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日本国憲法の下で築かれた国と地方における行財政制度は、戦後日本の復興と発展の基盤を築き、生活水準や利便性の向上をもたらしました。全国ほとんどの自治体で道路、下水道、教育施設などの社会資本の整備が進むとともに、福祉をはじめとするさまざまな分野でも多様な行政サービスが展開されるようになりました。

一方で、社会の成熟度が進展するにつれて人口や産業など社会構造や市民意識だけでなく、行財政制度も大きく変化することとなりました。平成12年に「地方分権一括法」が施行され、地方の自主性、自立性が大きく向上しました。特に、本市は地方分権の先導役である中核市に平成15年に移行し、住民に身近なところで多くの行政サービスを提供できるようになりました。

しかし、我が国は、総人口が平成18年(2006年)をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の一層の進行が見込まれるなど、社会構造の転換期に直面しており、本市においても人口構造の変化に伴い行政需要や財政基盤に大きな変化が生じるものと見込まれます。

このような社会情勢の変化や厳しい財政状況に対応するためには、より効率的な行財政運営が重要となることから、平成15年度に事務事業評価を導入し、事業の必要性や効率性などを客観的に評価し改善に取り組んできました。今後更に、行財政改革を強力に進め、人口も経済も右肩上がりの時代に構築された行財政運営のしくみを根本的に見直し、本市が抱える課題に即応できる行財政運営のしくみを構築する必要があります。

施策の推進

1 地方分権の推進

- ① 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。また、税源移譲については、国等に積極的に働きかけ、財政基盤の確立に努めます。
- ② 地方分権を推進するため、近隣自治体との合併について調査・研究を進めます。

2 将来に向けた中期財政計画の策定

- ① 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期的な財政計画を策定します。

3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

- ① 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan(計画)―Do(実施)―Check(評価)―Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。
- ② マネジメントサイクルの構築に併せて、予算編成等のシステムに関する見直しを検討します。
- ③ 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるよう施策評価を導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。
- ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。
- ⑤ 市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。

4 民間の経営手法の活用

- ① 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。

5 人材育成の推進

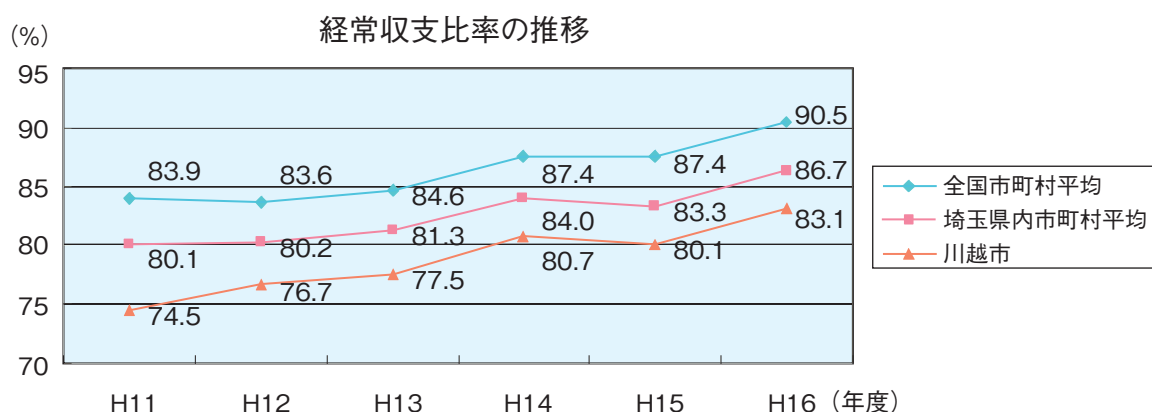
- ① 人材育成基本方針及び同実施計画に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の導入により、人材の育成に努めます。

6 行政サービスの向上

- ① 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。
- ② 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。

7 行政改革の推進

- ① 行政改革を推進するに当たっては、数値目標を明示し、その進ちょく状況を公表します。
- ② 経営的視点に立って、分権型社会に対応した簡素で効率的な組織を整備します。



【指標解説】

- 総合施策評価：総合計画の施策の指標（目標値）について総合的な達成度を示すものです。
- 経常収支比率：地方公共団体の経常的な経費のために、経常一般財源がどれだけ充当されたかを示す比率です。

【用語解説】

- *1 PFI手法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

0-

2-

2-

効率的な社会資本整備の推進

共 通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策2 効率的な社会資本整備の推進

施策の指標

現状値	整備更新計画により整備された施設等の数(件)	—
-----	------------------------	---

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、下水道など、さまざまな社会資本を整備してきました。

その多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景となっています。学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から20年の間に更新の時期を迎えます。

これらの社会資本については、今後適切な維持管理を行って施設の延命化や更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっています。また、効率的な行財政運営という観点からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう総合的かつ長期的視野で計画的な整備を推進していく必要があります。

本市が保有している土地等の公有財産については、計画的かつ効果的な利用を図る必要があります。

昭和47年の建設から30年以上が経過している本庁舎は、老朽化や急速なIT化に対処するため頻繁に修繕工事を実施しています。また、事務の拡大等による狭あい化に対応するため、平成15年には東庁舎を建設しましたが、今後、本庁舎の建設についても積極的に検討していく必要があります。

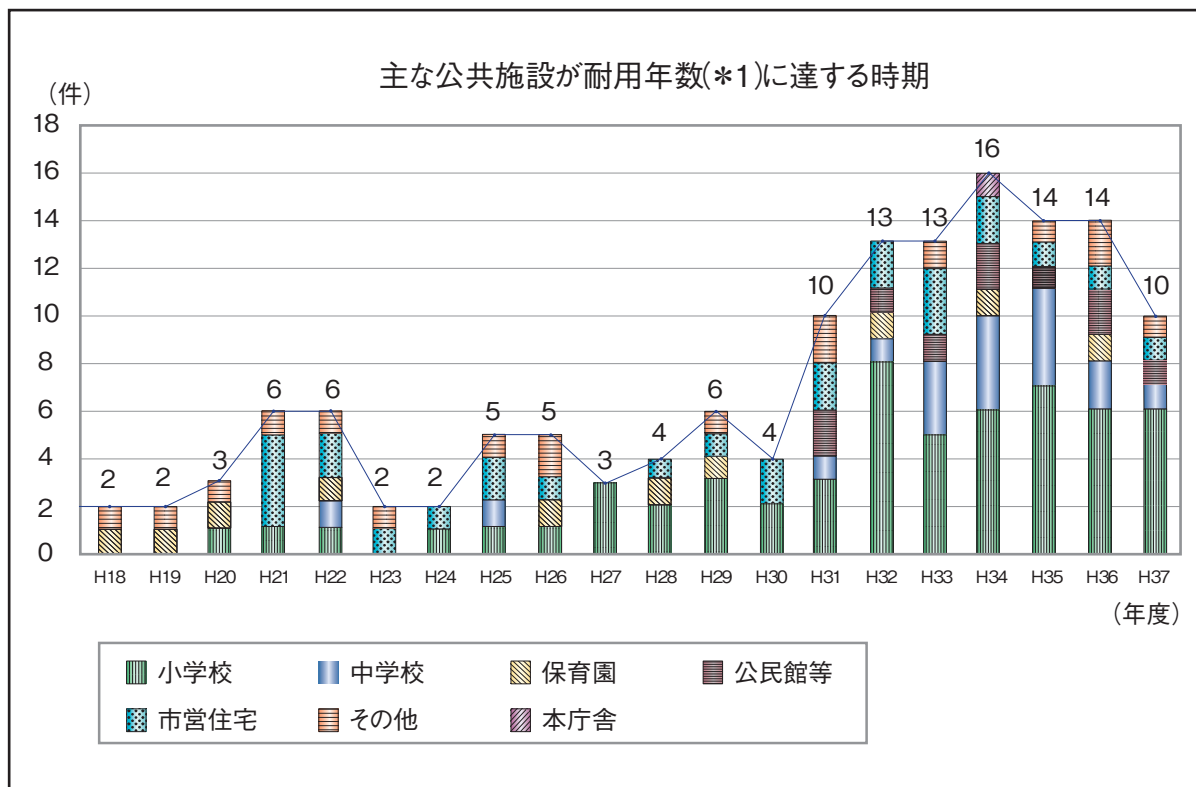
施策の推進

1 社会資本マネジメントの推進

- ① 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。
- ② 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。
- ③ 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。

2 庁舎の建設

- ① 狭あい化した本庁舎について、建設場所や規模などを検討します。
- ② 市民が利用しやすい出張所とするため、施設の整備を検討します。



【用語解説】

*1 耐用年数：所得税法施行令第129条及び法人税法施行令第56条に基づく減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令を基に試算したものです。

0-

2-

3-

財源の確保

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策3 財源の確保

施策の指標

現状値	市税収入率(%)	89.4(H16)
	一般財源総額と標準財政規模の比率	1.25(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

長引く不況の影響を受け、歳入の根幹を成す市税収入は、年々減少傾向で推移しています。特に個人市民税においては、就業形態の変化による給与水準の低下や国が景気対策として実施した特別減税の影響などを受け、大幅な減収が続いています。

現在、経済情勢は一部に明るい兆しが見られ、景気回復傾向がうかがえるものの、かつてのような大幅な市税収入の伸びを期待することはできません。

一方、国は規制緩和や構造改革を通じ、景気の回復と財政健全化を同時に実現するため、三位一体改革(*1)による国庫補助負担金の削減や、地方交付税制度の見直しを進めています。改革途上にある現在、地方における一般財源収入が大きく減少するという問題が顕在化し、本市においても行財政運営の在り方が大きく問われています。

このような厳しい財政状況のもと、将来にわたって各種の施策を計画的に展開していくためには、確固とした中期的な財政計画に沿って、引き続き行財政改革を強力に推進するとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めていく必要があります。

また、自主財源をより多く確保するため、課税客体の的確な把握、収入率の向上、受益者負担(*2)の適正化を図り、安定した財政基盤を確立することが重要な課題となっています。

施策の推進

1 積極的な財源の確保

- ① 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて適切な特定財源の確保に努めます。
- ② 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。

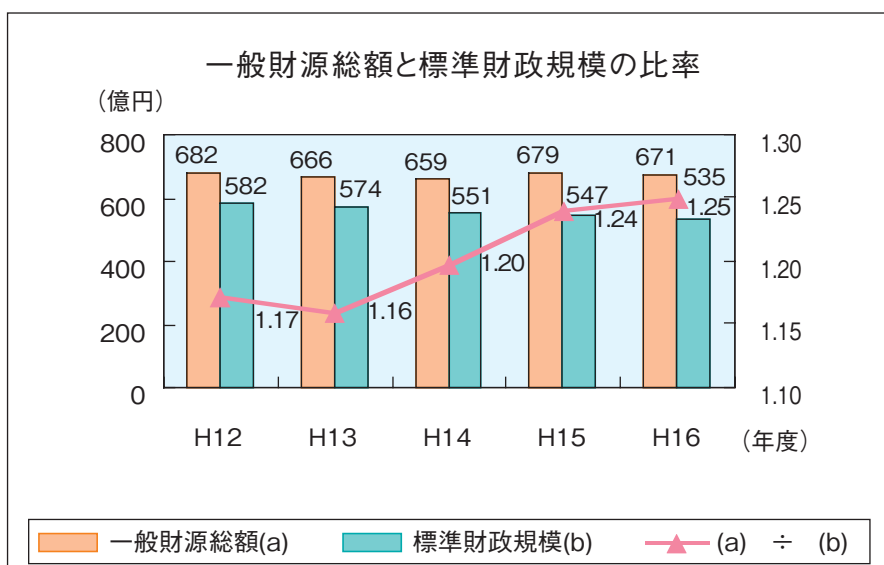
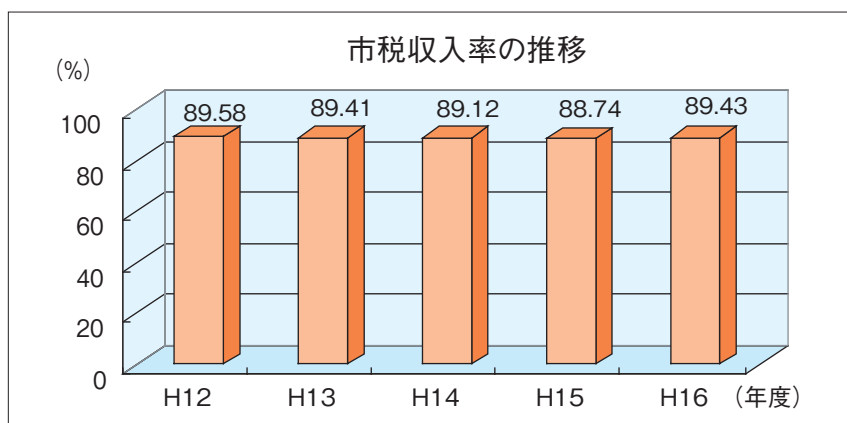
2 収入率の向上対策

- ① 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組

織の強化に努めます。

3 受益者負担の適正化

- ① 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。



【指標解説】：

- **市税収入率**：市税の収入済額を調定額で除したものです。
- **一般財源総額**：財源の用途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるものです。主な一般財源としては地方税、地方譲与税及び地方交付税などがあります。
- **標準財政規模**：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額と普通交付税額を合算したものです。

【用語解説】

- *1 **三位一体改革**：国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税の改革という三つの改革を一体として進め、地方分権推進のための税財政基盤の拡充・強化を図ろうとするものです。
- *2 **受益者負担**：公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。

0-

2-

4-

電子市役所の推進

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

施策4 電子市役所の推進

施策の指標

目標値	電子的な申請等が可能な手続数(件)	H22 年度	50
		H27 年度	100
	ホームページアクセス件数(万件)	H22 年度	150
		H27 年度	200
現状値	電子的な申請等が可能な手続数(件)	6(H16)	
	ホームページアクセス件数(万件)	72(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

電子市役所とは、必要なときにいつでもインターネットを通じて行政サービスを受けることができる、市民生活や事業活動に不可欠な新たな社会基盤です。

本市では、平成13年度から市役所と市の公共施設とを結ぶLAN(*1)を構築し、電子市役所のネットワーク基盤を整備しました。平成17年度からは、県内市町村で共同開発した申請受付システムを利用し、一部の手続でインターネットからの申請や届出の受付ができるようになりました。今後は、インターネットからも受け付けることのできる手続を段階的に増やしていくとともに、電子的な手数料の納付などへの対応を検討していく必要があります。

市のホームページについては、市政に関する情報や市民活動に有用な情報を積極的に掲載するとともに、市民からの施策への提言の受付など、市と市民との双方向による情報の流通を更に進めていくことが重要です。また、電子申請の受付など電子市役所で提供する行政サービスの総合窓口としてホームページの内容を充実させていくことも必要です。

業務の効率化を推進するためには、事務の電子化と業務の見直しを更に進めるとともに、事務の電子化や電子的な情報の流通に対応した電子文書管理も重要となります。

また、情報セキュリティ(*2)の確保、市民の情報格差(*3)への配慮など、電子市役所を推進するうえで必要な環境の整備を更に進めていく必要があります。

施策の推進

1 行政サービスのオンライン化の推進

- ① 自宅や会社からでもインターネットを経由して申請や届出ができるよう、電子申請システムで取り扱える手続を段階的に増やします。また、税の電子申告や公共施設予約に関するシステムの整備を推進します。

- ② ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。
- ③ だれもが使いやすいホームページの充実に努めます。
- ④ インターネットを用いた行政サービスを、だれもが安心して受けられるように、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティの確保を図るための体制やシステムの整備・運用に努めます。

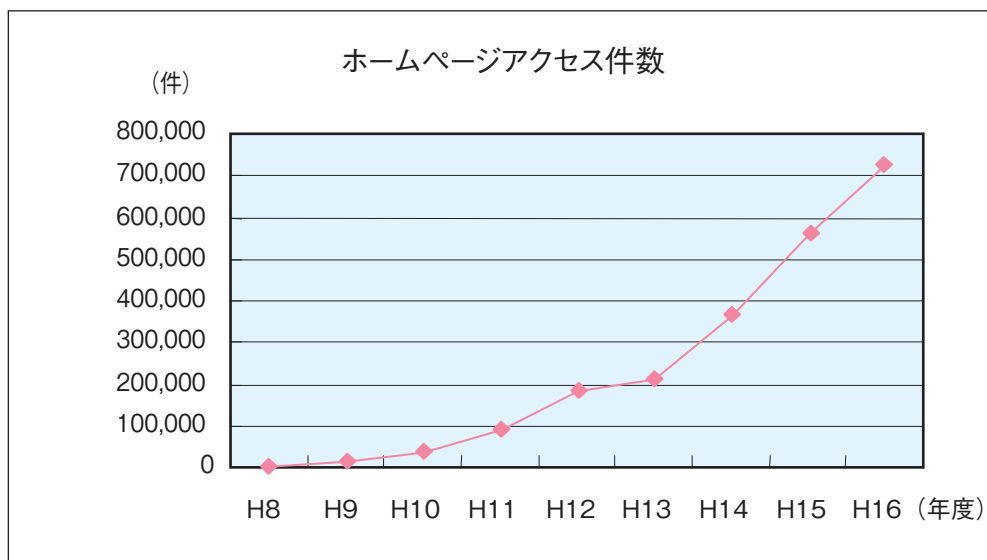
2 事務の電子化の推進

- ① 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁の検討を行います。また、地図情報システム等の各種業務システムの導入や電子入札の推進を図ります。
- ② 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。

ホームページアクセス件数（件）

平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
4,967	18,851	37,479	92,786	183,933
平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
214,285	364,825	563,000	727,445	

※ホームページ開設は平成 8 年 10 月のため、平成 8 年度は 6 箇月間です。



【用語解説】

- *1 LAN : Local Area Networkの略で、企業や学校、行政機関など、限られた組織内のコンピュータを接続し、データやプリンタなどの資源を共有する情報通信ネットワークを言います。
- *2 情報セキュリティ : 情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。
- *3 情報格差 : パソコンやインターネットを利用する機会や能力を持つ人と持たない人との間に生じることが懸念される待遇、機会などの格差を言います。

0-

3-

1-

広域行政の推進

共通 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第3節 広域行政の推進

施策1 広域行政の推進

施策の指標

目標値	川越市民が川越市以外の6市町の施設を利用した人数(人)	H22年度	100,000
		H27年度	120,000
	川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数(人)	H22年度	40,000
		H27年度	50,000
現状値	川越市民が川越市以外の6市町の施設を利用した人数(人)	79,962(H16)	
	川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数(人)	34,909(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化していることから、広域的な問題や課題について既存の市町村の枠を越えた取組を進め、相互に連携して地域全体の発展を図ってきました。

本市は、広域的視点に立ったまちづくりを進めるため、平成13年3月に「埼玉県西部第一広域行政推進協議会」(*1)が策定した第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき、下水道、環境、福祉、河川の各分野における広域的な課題について調査・研究を行い、構成市町の行政水準の向上に努めています。

平成8年3月には、「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」(*2)が策定した基本構想・基本計画(レインボープラン)に基づく公共施設の相互利用や講演会開催などの事業を通じて圏域住民の利便性の向上や住民相互の交流を図っています。また、「川越ナンバー」(*3)の導入により、地域の一体感の醸成や観光の振興が期待されます。

今後は、両協議会を構成する市町の個性を生かした活力あるまちづくりを更に進め、住民の一人ひとりが心豊かな生活を送ることができる圏域の創造が求められています。

本市は、平成11年3月に第5次首都圏基本計画(*4)において業務核都市(*5)に位置付けられたことから、地域の特性を生かしながら本市を中心とした自立性の高い地域の形成を目指し、埼玉県及び関係市と基本構想の作成に向けて取り組んでいます。今後は他の業務核都市との広域連携を図り、まちづくりを推進していく必要があります。

施策の推進

1 関係市町の連携強化

- ① 関係市町の交流を深め、広域行政を更に推進します。

2 広域行政圏計画の推進

- ① 埼玉県西部第一広域行政推進協議会の構成市町の個性を生かし、共存共栄を図るための諸施策を積極的に推進します。
- ② 公共施設の相互利用など広域的に処理することが望ましい事務事業の更なる拡大と充実を図るなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。

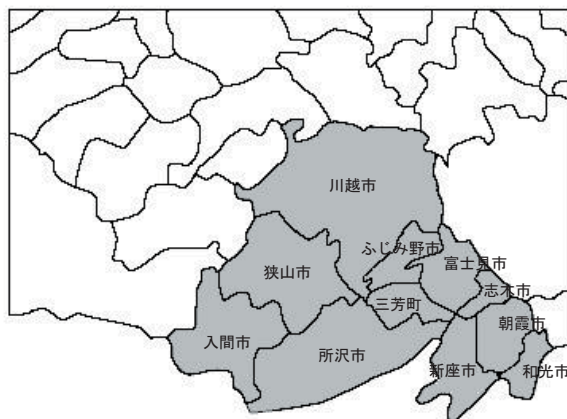
3 業務核都市としての機能の推進

- ① 埼玉県及び関係市と業務核都市の整備を図るための基本構想を作成し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。

広域行政圏エリア

埼玉県西部第一広域行政推進協議会

川越市、所沢市、狭山市、
入間市、朝霞市、志木市、
和光市、新座市、富士見市、
ふじみ野市、三芳町の10市1町



埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、
日高市、川島町、毛呂山町、
越生町の4市3町

【用語解説】

- *1 埼玉県西部第一広域行政推進協議会：昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。
- *2 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会：通勤・通学や商圏など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。
- *3 川越ナンバー：国土交通省は、地域振興や観光振興等の観点から、運輸支局や自動車検査登録事務所の名称等以外の地域名を自動車のナンバープレートに表示できるよう運用を弾力化しました。平成18年10月に川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町の3市2町で「川越ナンバー」が導入されます。
- *4 第5次首都圏基本計画：国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成11年～平成27年の17年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。
- *5 業務核都市：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。

市の鳥

かり
雁



市制施行 70 周年を記念して、平成 4 年 12 月 1 日に、自然愛護の意識を高め、愛鳥思想の普及に資するため、市の鳥が定められました。

雁は、古くから川越地方を表す歌に詠まれたり、「初雁城」「初雁の杉」など歴史的なつながりが深いと言われています。

分野別施策

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康で いきいきと安心して暮らせるまち — 保健・医療・福祉 —



名細保育園

1-

1-

1-

児童福祉の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策1 児童福祉の推進

施策の指標

目標値	保育園待機児童数(人)	H22 年度	0
		H27 年度	0
現状値	保育園待機児童数(人)	99(H16)	

(年度当初の値)

現状と課題

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来少子化の主な原因であった晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。また、川越市の平成16年の合計特殊出生率(*1)は1.13となっており、全国、埼玉県の平均より低い状況にあります。

近年、児童虐待の増加が大きな社会問題となっています。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。

このようなことから、子どもや親への支援体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援し、すべての子どもたちが健やかに生まれ、安心して子どもを生み育てられる社会にしていける必要があります。

施策の推進

1 子どもへの支援体制の充実

- ① 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。
- ② 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。
- ④ 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。
- ⑤ 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。

2 親への支援体制の充実

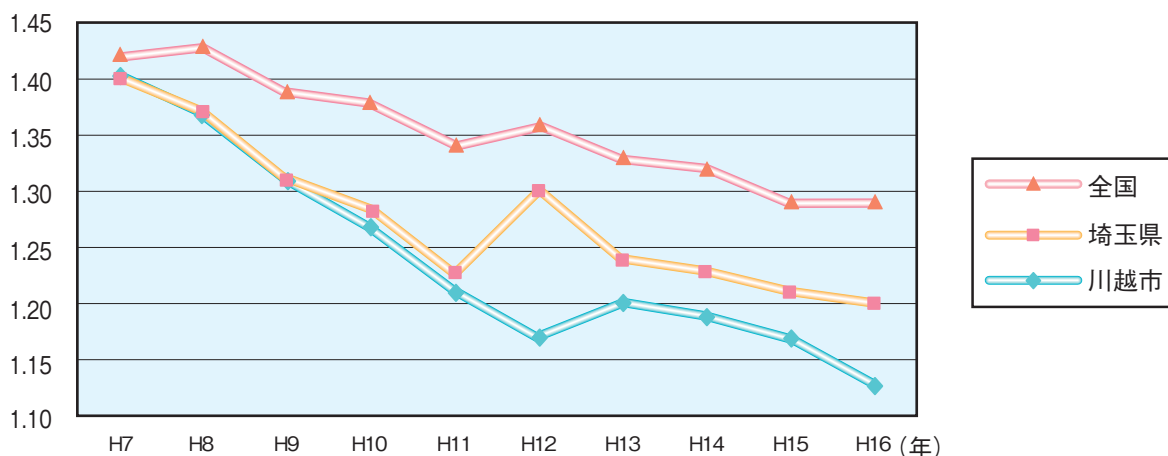
- ① 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。

- ② 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画する機会の充実に努めます。
- ③ 男性と女性が家庭を築き、互いに協力して子育てができる社会を実現するため、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。
- ④ 多様化、増大する保育ニーズにこたえるため、通常保育、延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。
- ⑥ 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。

3 地域の支援体制の充実

- ① 子どもが身近な地域で心身ともに健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。
- ② 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。
- ③ 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。
- ④ 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

合計特殊出生率



	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
川越市	1.40	1.37	1.31	1.27	1.21	1.17	1.20	1.19	1.17	1.13
埼玉県	1.41	1.37	1.31	1.28	1.23	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20
全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29

保育園待機児童数の推移

(各年4月1日現在)

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
待機児童数	93人	155人	184人	112人	99人

【用語解説】

*1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

1-

1-

2-

高齢者福祉の推進

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策2 高齢者福祉の推進

施策の指標

目標値	自治会老人憩いの家(箇所)	H22 年度	64
		H27 年度	89
現状値	自治会老人憩いの家(箇所)	40(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の高齢化は年々進行していますが、今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となる平成24年ごろから、高齢化が急速に進むことが予測されています。核家族化の進行により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者が増加するとともに、平均寿命は世界でも最高水準に達しており、長い老後を過ごすことになります。

これまで、元気な高齢者及び支援・介護が必要な高齢者に対して各種サービスを提供し、高齢者福祉の充実を図ってきましたが、生きがいのある充実した生活を安心して送るために、高齢者の社会参加、自己実現のための施策の充実、きめ細かな在宅福祉などのサービスの充実が求められています。

介護保険制度については、急激な高齢化に伴い要介護高齢者が増加している中で、要介護状態となるおそれがある人に対する予防給付等を実施して状態の改善や悪化の防止を図り、在宅で自立した生活を継続できるよう支援することが求められています。

施策の推進

1 生きがい対策の充実

- ① 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。
- ③ 高齢者の学習情報、ボランティア情報等を提供するシステムや知識・技術を地域で生かすことができる人材活用システムの整備を推進します。

2 介護予防・生活支援の推進

- ① 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。

- ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 包括的地域ケア体制の整備(*1)

- ① 地域の身近な窓口となる総合相談体制を整備します。
- ② 保健・医療・福祉サービスの包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成等を促進します。
- ③ 夜間や緊急時に迅速に適切な対応が図れるようケア体制の整備を促進します。
- ④ 地域の見守り活動として、民生委員・児童委員やボランティア等による関係機関等のネットワークづくりを更に促進します。

4 介護サービスの充実

- ① 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスを提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の確保を支援します。
- ② 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。
- ③ 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護保険サービスの提供を促進します。

5 居住環境の整備・充実

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。
- ② 在宅での生活が困難な高齢者のため、養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

6 福祉医療サービスの充実

- ① 福祉医療サービスについては引き続き充実に努めます。

自治会老人憩いの家整備状況

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
件 数	22	27	30	33	40

【用語解説】

- *1 包括的地域ケア体制の整備：介護保険の介護サービスやケアマネジメントのみでは、高齢者の生活をすべて支えられないことから、高齢者虐待等や権利擁護などの介護以外の問題にも対処しながら、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなど地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアが提供される体制を整備していくことを言います。
- *2 ケアマネジメント：介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。
- *3 介護支援専門員(ケアマネジャー)：要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。また、介護サービス計画(ケアプラン)の作成見直しも行います。

1-

1-

3-

障害者福祉の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策3 障害者福祉の推進

施策の指標

目標値	障害者施策の満足度(%)	H22年度	35
		H27年度	40
現状値	障害者施策の満足度(%)	30.1(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

障害のある人は、年々増加傾向にあるばかりでなく、高齢化、障害の重度化・重複化が進んでいます。

障害のある人が健康でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりの障害や障害のある人についての理解が重要であり、また、障害のある人の特性や障害の程度に応じた保健・医療・福祉のサービスの充実が求められています。

更に、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会(ノーマライゼーション)の実現が求められています。

障害のある人が在宅で生活するためには、障害の程度に応じた支援が必要となります。そのため、今後より一層、在宅福祉サービスの充実、就労の機会の拡大、社会参加の促進、生涯学習の機会の充実などが求められています。

障害のある人は、障害があることにより情報格差が生じたり、相談等を行うことが困難になっています。そうした状況を改善するため、情報提供や相談体制の充実が求められています。

施策の推進

1 保健・医療サービスの充実

- ① 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。
- ② 重度障害者(児)とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実を図ります。
- ③ 障害を軽減し、自立した生活を送れるよう、リハビリテーション事業の充実に努めます。

2 生涯学習の充実

- ① 障害のある幼児の教育の充実を図ります。

- ② 障害のある人の学習機会を拡大するため、公民館等において障害のある人のための教育講座の充実を図ります。

3 雇用・就労の促進

- ① 障害のある人が、その人の能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。
- ② 障害の種類や程度によって、一般の企業で働くことが難しい人たちのために、福祉的就労(*1)の場の充実に努めます。

4 社会参加の拡充

- ① 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実を図ります。
- ② 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。
- ③ 障害のある人を支援するボランティア組織の充実を図ります。

5 福祉サービスの充実

- ① 利用しやすい在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 各種障害者施設の整備を促進します。
- ③ 身体障害、知的障害、精神障害に関するそれぞれの相談事業に加え、障害者総合相談事業など相談支援体制を更に充実させます。

6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進

- ① 障害者週間記念事業などを通じ、障害や障害のある人を理解するための啓発に努めます。
- ② 中学校と福祉施設との交流をはじめ、福祉教育を推進します。
- ③ 障害のある人と障害のない人、また障害のある人同士の交流・ふれあいの場の整備を図ります。

手帳所持者数の推移

(人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
身体障害者	6,533	6,837	7,083	7,449	7,781
知的障害者	1,128	1,171	1,208	1,267	1,323
精神障害者			419	507	634

【指標説明】

- 障害者施策の満足度：市民アンケート調査（対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）において、市の障害者施策について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 福祉的就労：一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策4 地域福祉の推進

現状と課題

近年、家庭や地域での相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化したことなどにより、高齢者の孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

一方、地域における担い手としてボランティア、NPOなどの活動が活発化し、新たなコミュニティの形成が図られ、自主的な社会福祉の推進の動きが盛んになってきています。

また、社会福祉事業の共通的基本事項を定めた「社会福祉事業法」が平成12年に「社会福祉法」に改正され、地域福祉の推進が重要なものとして位置付けられています。

このような状況に対応し地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、地域住民の自主的な参加と積極的な行動が必要であり、そのしくみづくりが求められています。

施策の推進

1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ① 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。
- ② 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。

2 社会福祉事業への支援

- ① 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。

3 市民参加の促進

- ① 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。
- ② 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。
- ③ 情報機器を活用し、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。
- ④ 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。

4 社会福祉協議会の基盤の整備強化

- ① 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。



総合福祉センター「オアシス」

1-

1-

5-

社会保障の推進

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

施策5 社会保障の推進

施策の指標

現状値	国民健康保険被保険者数(人)	115,822 (H16)
	介護保険要介護認定者数(人)	6,876 (H16)
	生活保護被保護世帯数(世帯)	1,780 (H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少が、社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。このため、本市においても社会保障制度の安定化・健全化などを国に要請しながら、適正かつ効果的な制度運営に努めていく必要があります。

国民健康保険・老人保健制度については、高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加しつつあり、厳しい運営状況にあります。国民年金制度については、被保険者の受給権を確保し、未加入者を解消するために制度への理解を求めていくことが必要です。介護保険制度については、要介護高齢者の増加に伴い介護サービス給付費が増加しており、制度の健全で持続可能な運営が求められています。生活保護制度については、被保護世帯が増加しており、適正な保護制度の運用が求められています。

施策の推進

1 国民健康保険制度の健全な運営

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。
- ② 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。
- ③ 疾病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、人間ドック等保健事業の推進を図ります。

2 老人保健制度の適正な運用

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、老人保健制度の適正な運用を図ります。

3 国民年金制度の啓発

- ① 社会保険事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。
- ② 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。

4 介護保険制度の健全な運営

- ① 介護保険の適正なサービス利用の促進及び不正請求等の防止を図ります。
- ② 介護サービスの利用の抑制を未然に防ぐため、低所得者等に対する利用者負担軽減の充実を図ります。

5 生活保護制度の適正な運用

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ② 専任面接相談員による相談・指導体制の強化を図ります。
- ③ 民生委員・児童委員との連携の強化を図ります。

●国民健康保険加入者、医療費等の推移

世帯数、被保険者数は年度平均

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
世帯数	51,331	53,790	56,439	58,670	60,327
被保険者数	101,557	105,417	109,982	113,620	115,822
医療給付費(千円)	12,148,697	12,865,619	12,168,047	14,344,589	15,779,571

※医療給付費とは、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費(移送費含む)、高額療養費の合計

●要介護認定者数と介護保険給付費の推移

認定者数は年度末現在

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
要介護認定者数	3,879	4,574	5,397	6,225	6,876
保険給付費(千円)	4,759,735	6,025,997	6,932,522	7,852,395	8,605,079

※介護保険は平成 12 年度より施行

●生活保護被保護世帯と保護率の推移

年度平均

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
被保護世帯数	1,216	1,348	1,443	1,656	1,780
保護率 (%)	5.7	6.4	6.7	7.6	8.2

※保護率は被保護人員/人口；千分率表示

1-

2-

1-

健康づくりの推進

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

施策1 健康づくりの推進

施策の指標

目標値	運動習慣者の割合(%)	H22 年度	31.0
		H27 年度	33.0
現状値	運動習慣者の割合(%)	28.0(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化が進行する中で、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康でいきいきとした人生を送ることができるように支援することが求められています。また、生涯にわたる健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむための「食育」を推進する必要があります。

本市では、市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関との連携を強化し、健康増進事業をはじめ健康診査事業や健康教育・健康相談事業等を進めてきました。また、自主的な健康づくりのための市民活動を支援し、事業を推進するための基盤整備、マンパワーの確保、システムづくりを進めています。

今後、市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう、ライフステージに対応した健康づくりの一層の推進が求められ、保健サービスを充実させていくための健康支援システムの確立が課題となっています。

施策の推進

1 母子保健の充実

- ① 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産及び育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

2 成人保健の充実

- ① 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教室等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。

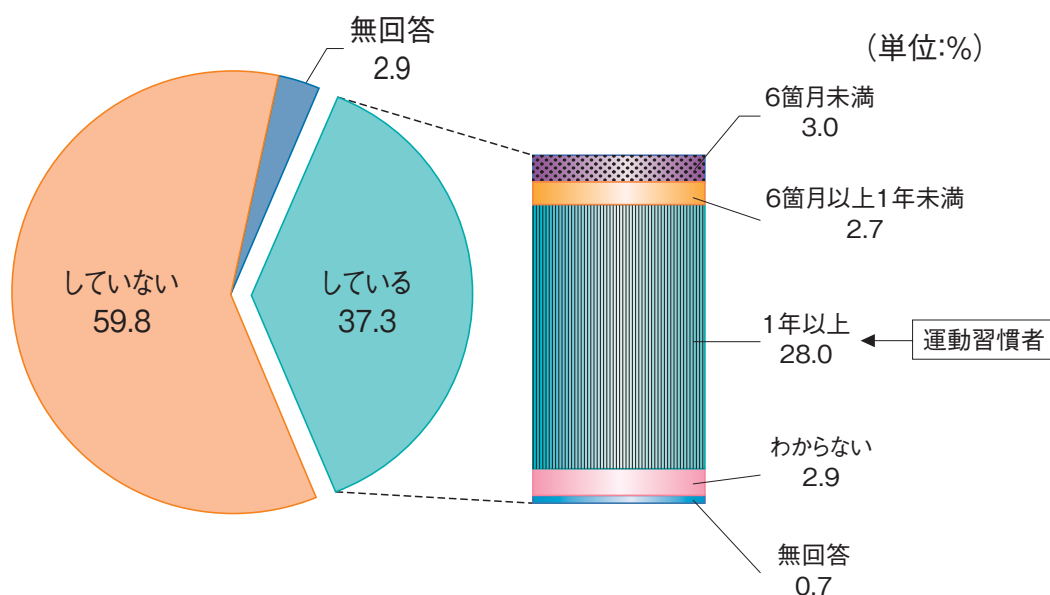
3 健康の増進

- ① 「健康増進法」に基づく運動、栄養及び歯科事業の充実を図り、市民の健康増進、疾病予防に努めます。

平成 16 年度 川越市における実態調査結果

＜運動習慣者の割合＞

（1回 30 分以上、週 2 回以上の運動状況とその期間の状況）



【指標解説】

- 運動習慣者：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

施策2 保健衛生・医療体制の充実

現状と課題

近年、社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、市民の心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。こうした健康を取り巻く環境の変化に的確に対応するため相談体制の充実を図っていくとともに、関係機関との連携、組織の育成に努めていく必要があります。

結核・エイズをはじめとする感染症の予防とまん延を防止していくため、正しい知識の普及啓発を進めていくことが重要です。また、SARSや鳥インフルエンザといった新たな感染症に対応していくため、緊急時における健康危機管理体制を強化していく必要があります。

また、市民の医療に対するニーズが多様化しており、安心して身近なところで医療サービスを受けられるよう医療体制の充実等が求められています。

更に、食中毒の発生や未登録農薬の使用、内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)の問題など、食品・環境衛生に対する市民の関心が高まっています。営業者への監視指導や食品検査・水質検査の強化により、食の安全・環境衛生の確保に努める必要があります。

核家族やひとり世帯が増加する中、伴りょ動物(*1)としてのペットの役割が注目されていますが、飼い方の誤りや習性の認識不足によるトラブルも増加しており、適切な動物の飼い方の知識や動物愛護思想の普及が求められています。

施策の推進

1 精神保健対策の推進

- ① 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。
- ③ 精神保健に関する知識・理解の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進

- ① 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実

- ① 市民への適正な医療の提供を確保するため「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。
- ② 公的医療機関の在り方を検討し、市民が安心して利用できるよう実状にあった整備を図ります。
- ③ 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

4 食の安全・安心の確保

- ① 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

5 衛生的で快適な住環境の確保

- ① 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導体制の充実に努めます。また、衛生害虫(*2)等の相談・情報提供を行います。
- ② 特定建築物(*3)の衛生対策を整えます。

6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり

- ① 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及・啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。

【用語解説】

- *1 伴りょ動物：単なるペット(愛がん動物)という感覚で飼うのではなく、一緒に暮らして人生をともにし、又は家族の一員として意識される動物のことを言います。
- *2 衛生害虫：病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。
- *3 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物を言います。

1-

3-

1-

保健・医療・福祉の連携

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり

施策1 保健・医療・福祉の連携

現状と課題

近年、市民の保健・医療・福祉にかかわるニーズが多様化しており、このニーズに的確に対応するために、総合的なサービスの提供が求められています。

また、社会福祉の基礎構造改革(*1)により、社会福祉にかかわるサービスは、行政が行う「措置」から市民自らが「選択・契約」するものへと転換されるとともに、サービスを提供する事業者も従来の社会福祉法人に加えて、NPO法人(*2)や営利法人が参入できるようになり、その数も増加しています。

このような中で、利用者主体のサービスを総合的かつ効率的に提供するためには、保健・医療・福祉の連携を更に強化する必要があります。

施策の推進

1 保健・医療・福祉関係機関等の連携

- ① 保健、医療、福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。

2 地域関係団体(者)の連携

- ① 市民の最も身近なところにあつて活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体(者)のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。

3 行政における連携体制

- ① 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実を図ります。
- ② 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。



保健所

【用語解説】

- *1 **社会福祉の基礎構造改革**：福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や、地域での総合的な支援などを改革の理念とし、従来の行政による措置制度から、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉制度への転換を目指しています。
- *2 **NPO法人**：特定非営利活動法人の略称です。「特定非営利活動促進法」に基づき認証される法人を言います。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。

百選

残したい“日本の音風景 100 選”

川越のシンボル「時の鐘」は、平成 8 年 7 月、環境庁（現環境省）の「残したい“日本の音風景 100 選”」に認定されました。毎日 4 回、蔵造りの町並みに時を告げています。

都市景観大賞（都市景観 100 選）

一番街を中心とする「歴史的町並み地区」は、平成 12 年度の「都市景観大賞（都市景観 100 選）」として選定され、建設大臣（現国土交通大臣）表彰を受けました。

かおり風景 100 選

「菓子屋横丁」が醸し出す雰囲気とあめやせんべいなどの下町風の菓子の懐かしいかおりは、平成 13 年 11 月、環境省の「かおり風景 100 選」に認定されました。



分野別施策

第2章 学びと交流を深め、 豊かな心と文化をはぐくむまち — 教育・文化・スポーツ —



蔵造りの町並み

2-

1-

1-

生涯学習環境の整備・充実

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1 生涯学習環境の整備・充実

施策の指標

目標値	学習施設利用者数(万人)	H22 年度	180
		H27 年度	200
現状値	学習施設利用者数(万人)	146(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

生涯学習社会とは、いつでも、だれでも、自由に学習や活動ができ、その成果が適切に評価される社会です。その実現のためには、市民が学びやすい環境を総合的に整備していくことが求められており、本市においても、その整備に努めています。

この学習環境を整備することにより、市民の生涯学習への理解や学習機会の提供が一層図られ、学習活動に取り組む市民の意識が高まり、生きがいや楽しみ、自己実現を目指しながら、心豊かに充実した日々を送ることができます。

そのため、市民の生涯学習を担う公民館などの身近な学習施設を整備するとともに、インターネットなどを利用した学習情報の提供、また、市民の学習要求に対応できる学習相談体制の拡充などが求められています。更に、図書館や博物館などの施設利用を促進するためには、学習機能の拡充を図ることも課題となっています。

そして、知識基盤社会(*1)が到来する中、市民の高度で体系的な生涯学習意欲に対応するため、地域に根ざした高等教育機関が必要とされています。

施策の推進

1 生涯学習推進体制の確立

- ① 社会の変化に合わせ、「生涯学習基本構想・基本計画」を見直します。
- ② 生涯学習を推進するための拠点施設を設置します。
- ③ 教育機関、関係各課が連携を図り、市民の学習活動の支援ができるように、関係職員の資質向上に努めます。

2 身近な学習施設の整備・充実

- ① 市民にとって身近な学習施設として、また、利用しやすい公民館にするため、施設の整備・充実に努めます。
- ② 市民が利用しやすい公民館とするため、見直しを図ります。

3 図書館サービス網の整備・充実

- ① 「川越市図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスを受けることができるよう、中央図書館を中心とした各分館とのネットワークによる図書館網の整備を目指します。
- ② 図書館サービスに関する多様な市民要望にこたえるため、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図ります。
- ③ 市民の図書館利用を促進するため、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を推進します。

4 博物館の整備・充実

- ① 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。
- ② 文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、本丸御殿・蔵造り資料館の整備を図ります。

5 地域に根ざした高等教育機関(市立大学)の設置

- ① 生涯学習の拠点として、市内各大学等の協力を得て、また、市立高等学校等の施設を活用した、地域に根ざした高等教育機関(市立大学)の設立を目指します。
- ② 近隣大学などの高等教育機関との連携により、生涯学習の機会拡充を図ります。
- ③ 市民の自主的活動を推進するため、NPO(非営利団体)の交流・支援の機能を果たしていきます。
- ④ 産学公の連携により、地域の特色を生かした産業振興の機能を果たしていきます。

学習施設利用者数の推移 (人)

施設名	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
公民館	713,026	775,347	845,447	848,841	854,643
図書館	235,283	231,259	483,565	519,908	506,783
博物館	135,748	123,816	113,624	115,073	103,359
合 計	1,084,057	1,130,422	1,442,636	1,483,822	1,464,785

【指標解説】

- 学習施設利用者数：生涯学習の充実度を図る一つの指標として、公民館利用者数、図書館利用者数、博物館入館者数の合計数を設定しました。

【用語解説】

- *1 知識基盤社会：一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指します。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがあります。

2-

1-

2-

生涯にわたる学習活動の推進

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策2 生涯にわたる学習活動の推進

施策の指標

目標値	生涯学習事業参加者数(人)	H22 年度	130,000
		H27 年度	135,000
現状値	生涯学習事業参加者数(人)	112,310(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

市民の多様な学習ニーズにこたえるため、公民館、図書館、博物館、視聴覚ライブラリー等において、各種の講座の実施や学習情報の提供等が行われています。今後更に学習機会の充実を図るために、市民の意見を取り入れた学習プログラムを提供するとともに、市民の主体的な学習活動に対する支援を充実していく必要があります。

一方、生涯の各時期に生じる課題の解決や、少子高齢化、情報化、国際化、環境問題、人権問題など社会的に要請される現代的な課題についても、多様な学習の機会を提供し、市民の生涯学習を支援していくことが求められています。

また、地域の特色や生活に即した事業を実施し、ボランティア活動や地域活動などの市民活動を通して、学習成果が社会の中で生かせるシステムづくりが望まれます。

更には、地域リーダー養成などの人づくりを進め、学習や活動を継続する学習者のネットワークを構築し、生涯学習によるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の推進

1 多様な学習機会の創設

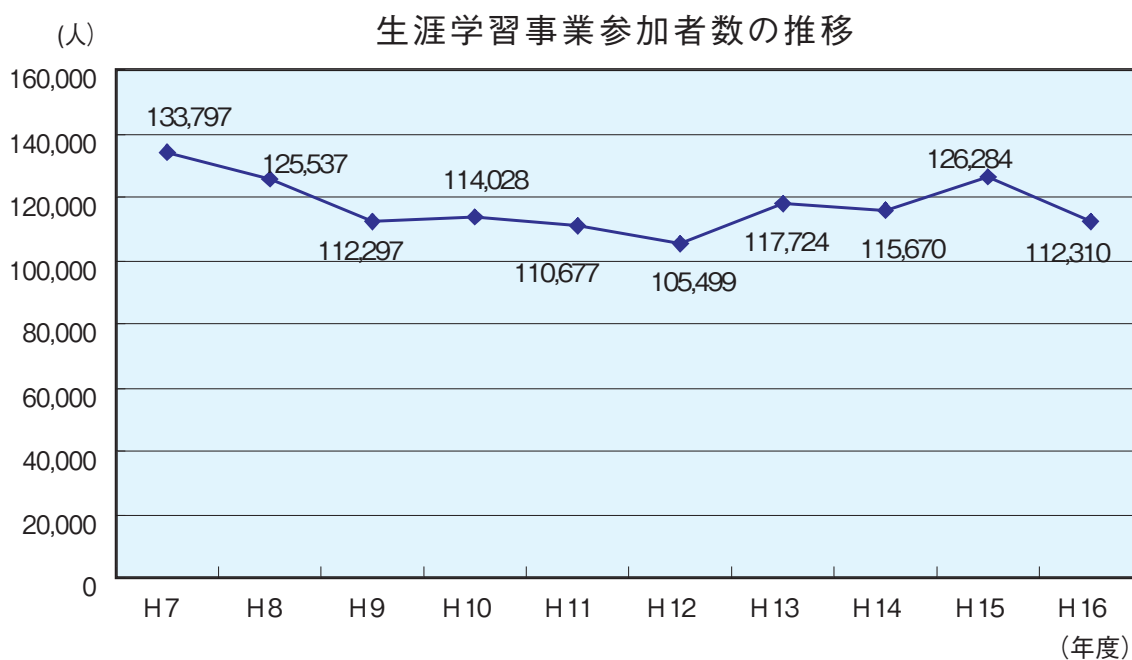
- ① 市の関係各課、教育機関や民間等の学習情報や人材など学習資源の収集に努め、学習情報の一元化を図り、市民にとって利用しやすい、学習情報の提供システムを整備します。また、市民一人ひとりが自分に合った学習が発見できるように、学習相談員制度の整備・充実に努めます。
- ② 市民の学習要求を把握するとともに、社会教育の基本的な効果を測定するため、生涯学習に関する意識調査を定期的の実施します。
- ③ 市民主体の多様な学習や文化活動の促進、また社会の中で培った知識や技能が生かされる場の拡充を図るため、市民の手による市民のための学習機会(ボランティアが運営する市民講座)の提供に努めます。

2 社会の変化に応じた学習機会の提供

- ① 子どもの成長、青少年期の人格形成や高齢期の生き方など、生涯の各時期に応じて生じる課題、特に社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。
- ② 人権学習、環境学習、情報学習など現代的課題に対応した学習の機会を提供します。

3 地域の教育力の向上

- ① 子どもたちの生きる力をはぐくむため、地域や学校での学びを支援するシステムをつくり、そこで行われる事業を支援し、地域ぐるみで子どもを育成するため、地域の教育力の向上を図ります。
- ② 地域への愛着とまちづくりへの市民の参加意識を高揚させるため、郷土の歴史や伝統文化などの地域の教育資源を学ぶ地域学習を推進し、活力あるまちづくりを進めます。



【指標解説】

- **生涯学習事業参加者数**：生涯学習事業に対する市民の参加状況を示す指標として、公民館主催事業の参加者数を設定しました。

2-

2-

1-

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第2節 個性を生かす学校教育の推進

施策1 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

施策の指標

目標値	中学校英語授業1学級当たりの年間英語指導助手(AET)参加率(%)	H22年度	47.3
		H27年度	47.3
	小学校コンピュータ室の1学級当たりの年間活用回数(回)	H22年度	27
		H27年度	27
	中学校コンピュータ室の1学級当たりの年間活用回数(回)	H22年度	30
		H27年度	30
現状値	中学校英語授業1学級当たりの年間英語指導助手(AET)参加率(%)	32.7(H16)	
	小学校コンピュータ室の1学級当たりの年間活用回数(回)	22.3(H16)	
	中学校コンピュータ室の1学級当たりの年間活用回数(回)	26.3(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、一人ひとりの児童生徒が豊かな人間性や確かな学力を身に付け、生きる力をはぐくむことができるよう、本市独自の少人数学級編制の導入や教育相談体制の整備充実、指導方法の工夫改善をするなど、個に応じたきめ細かな指導を行っております。

これらの一層の推進を図るとともに、いじめや不登校、児童生徒による非行問題行動等の課題の解決に向け、これまでの対応を更に進め、各学校の実態に応じた創意工夫のもと、個性を生かし、豊かな人間性をはぐくむ教育を力強く推進していく必要があります。

特に、児童生徒が、ますます多様化・複雑化する社会に対応して、個性を発揮し豊かな心を持ち生涯学習の基礎を培うためには、心豊かで指導力をもった教職員の力によるところが大きく、中核市川越としての教職員研修体系のもと教職員の資質を更に向上させていくことが必要です。また、基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、個々の児童生徒の能力・適性・興味・関心に応じた指導を行うために、チーム・ティーチング(*1)、少人数指導、特別支援教育、英語力や情報活用能力の育成などの施策を進めていくことが必要です。

施策の推進

1 個に応じた教育の推進

- ① 少人数学級のための臨時講師配置など、個性を生かし確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進します。

2 生徒指導・進路指導の充実

- ① きめ細かな生徒指導、不登校児童生徒への支援、中学生社会体験事業の実施等を通して、生徒指導・進路指導の充実に努めます。

3 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ① 学校評議員、地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアなど、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。

4 教職員の資質向上

- ① 教育課題や各教職員の経験や職能に応じた各種研修事業を充実させ、豊かな人間性と確かな指導力を持った教職員の育成に努めます。

5 特別支援教育の充実

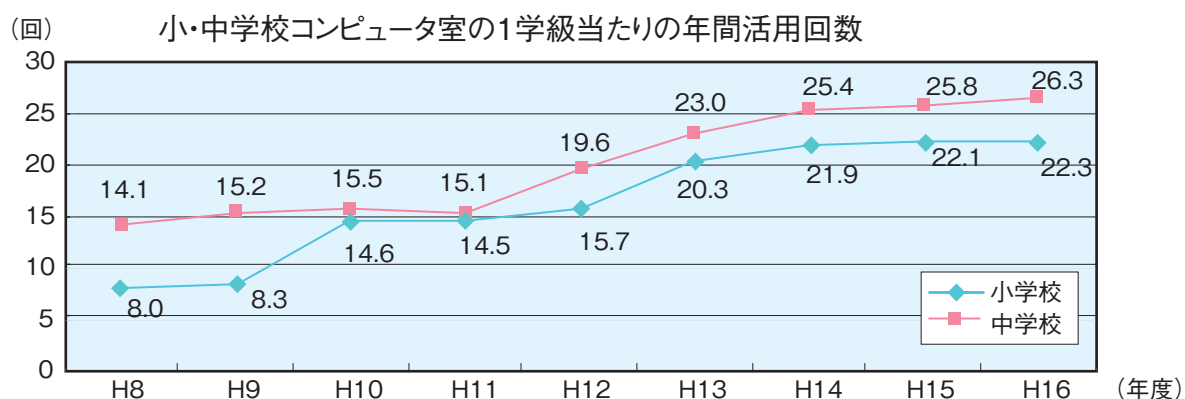
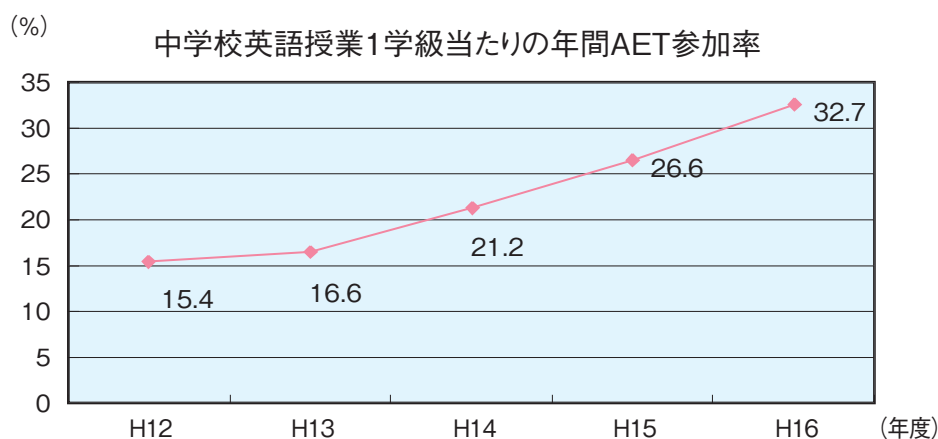
- ① 障害のある児童生徒・学習障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。

6 英語教育・国際理解教育の推進

- ① 英語指導助手(AET)の派遣など、英語力の育成や国際理解教育の充実に努めます。

7 小・中学校情報教育の推進

- ① 全市立学校の情報教育モラルの高揚と情報活用能力の育成を図るため、コンピュータ施設・設備の充実を図ります。



【指標解説】

- 中学校英語授業1学級当たりの年間英語指導助手(AET)参加率：中学校英語授業1学級当たり年間105時間の授業時間数のうち、AETが参加する割合です。
- 小・中学校コンピュータ室の1学級当たりの年間活用回数：1学級が1年間にコンピュータ室を活用できる回数です。

【用語解説】

*1 ティーム・ティーチング：同一集団を2人以上の教師できめ細かく指導する体制を言います。

2-

2-

2-

教育環境の整備・充実

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第2節 個性を生かす学校教育の推進

施策2 教育環境の整備・充実

施策の指標

目標値	耐震補強工事の進ちょく率(%)	H22年度	43.2
		H27年度	54.7
	小・中学校図書館図書標準の達成率(%)	H22年度	66
		H27年度	75
現状値	耐震補強工事の進ちょく率(%)	31.1(H16)	
	小学校図書館図書標準の達成率(%)	53.9(H16)	
	中学校図書館図書標準の達成率(%)	63.6(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長をはぐくむために、小・中学校の施設・設備の大規模改修工事・耐震補強工事等を実施し、学習環境の整備・充実を図ってきました。また、学校給食センターの改築事業、育英資金貸付制度の充実、更には、環境教育の一環として、各小・中学校への太陽光発電設備の設置、校庭の一部芝生化による校庭緑化を推進しています。市立高等学校の将来構想の推進については、学科再編後の更なる特色化、活性化に取り組んでいます。

学校のよりよい教育環境を整え、教育効果を高め、教育内容の充実を図るためには、学校図書館の図書の整備や快適な校舎への改築、学校給食センターの充実等に取り組む必要があります。また、小・中学校の適正配置や規模及び通学区域に関することについては、地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模を見直すとともに、通学区域の弾力化や自由化も視点に入れ、学校教育の活性化を図る必要があります。更に、教職員研修の効果的で効率的な実施のために、教育センター設置(*1)に向け各中核市等の調査・研究を進めていく必要があります。

施策の推進

1 学校施設の整備・充実

- ① よりよい教育環境を計画的に整備していくため、学校の大規模改造工事、耐震補強工事など、施設等の整備・充実を図ります。
- ② 地域の学習施設としての学校施設の総合的な整備・活用を検討します。

2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化

- ① 地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模を見直すとともに、通学区域の弾力化や自由化も視点に入れ、学校教育の活性化を図ります。

3 学校図書館の充実

- ① 全市立学校の図書館の図書の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

4 学校給食の充実

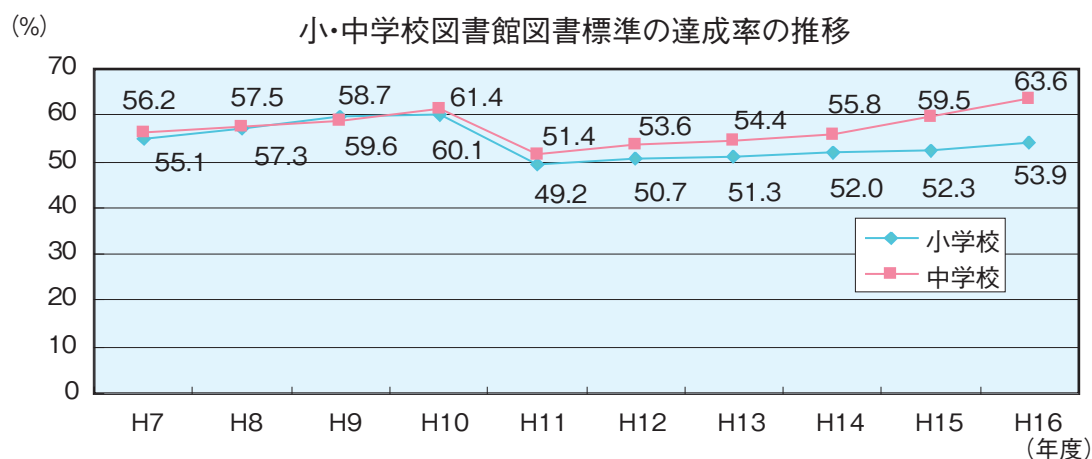
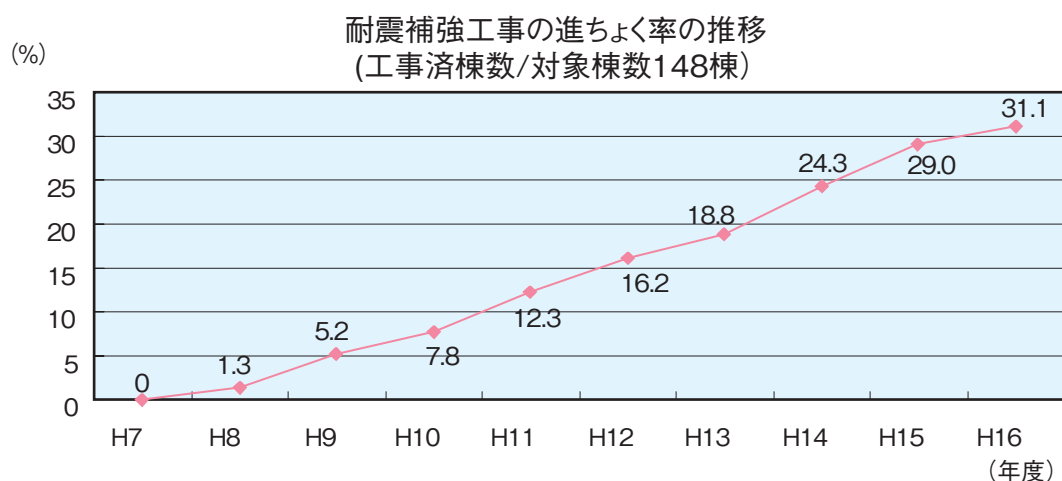
- ① 食に関する指導、学校給食センターの整備及び給食指導・献立を充実させるとともに、自校調理方式の検討も踏まえ、より一層安全でおいしい学校給食を推進します。

5 市立高等学校の将来構想の推進

- ① 学科再編後の市立高等学校の更なる特色化、活性化を図るため、時代の要請と市民のニーズに合致した魅力あふれる市立高等学校づくりの推進に努めます。

6 教育センターの設置推進

- ① 教育センターについての調査・研究を実施し、設置について今後検討します。



【指標解説】

- 耐震補強工事の進捗率：校舎の工事済数及び工事計画棟数を対象校舎棟数148棟で割った値です。
- 小・中学校図書館図書標準の達成率：国の基準から見た蔵書数割合です。

【用語解説】

- *1 教育センター：教職員研修や教育の調査研究を行うためのセンターです。

2-

3-

1-

芸術文化活動の充実

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1 芸術文化活動の充実

施策の指標

目標値	文化施設の利用者数(人)	H22 年度	600,000
		H27 年度	1,000,000
現状値	文化施設の利用者数(人)	550,239(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

生活の質の向上と心の豊かさを求める市民の意識が高まりを見せており、個人あるいはグループによる文化活動がさまざまな分野で盛んに行われています。

今後は、多くの市民が文化に親しみ、自主的な活動にも参加できるよう、更に支援していく必要があります。具体的には、文化活動にかかわる情報提供の推進、優れた芸術文化にふれる機会などを充実させていくことが挙げられます。また、多様な文化活動を充実させるためにも、指導者の発掘と養成に努めていく必要があります。

また、優れた芸術文化作品を身近なところでだれでも親しむことができるよう、美術館やホールなどの関係施設の活用を検討することが求められています。更には、市民の芸術文化活動を支援するための拠点整備が望まれます。

一方、文化などの分野において姉妹都市や友好都市等との交流促進を図り、相互理解を深める必要があります。

施策の推進

1 市民文化に関する情報提供

- ① 団体、グループ、文化施設等に関する情報の一元化に努め、即時性のある文化情報の提供に努めます。

2 芸術文化活動への支援の充実

- ① 市民の芸術文化活動を支援するため、多様な学習機会を充実し、交流を促進します。
- ② 団体、グループとの連携を図り、指導者や研究者の養成に努めます。

3 芸術文化の鑑賞機会の充実

- ① 市民に対して、質の高い芸術文化及び芸能を鑑賞する機会を提供します。

4 活動拠点の整備・充実

- ① 市民の芸術文化活動を振興するため、活動や発表の場として、新たな施設の建設や

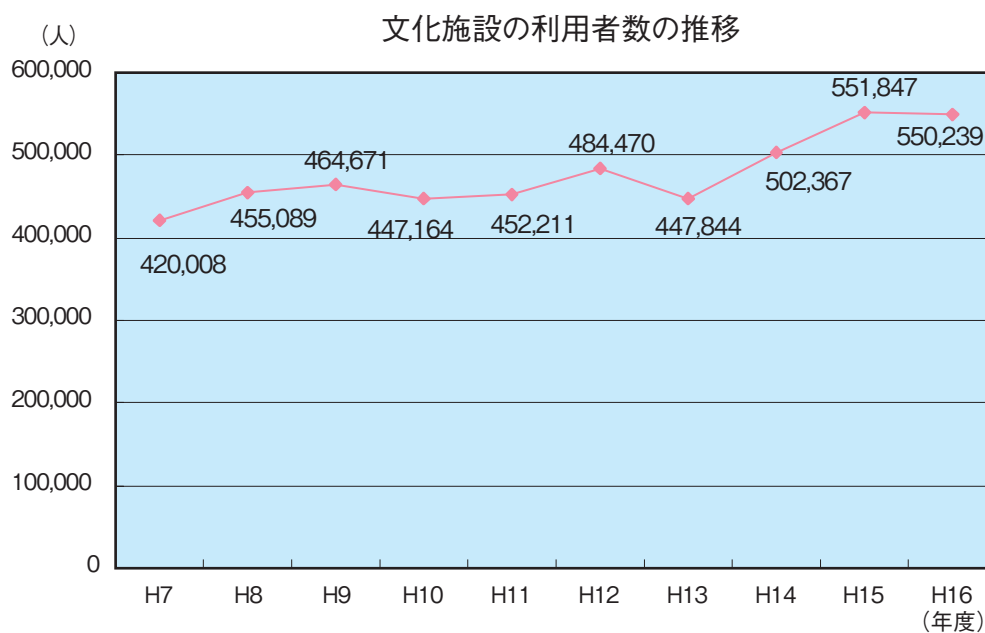
既存施設の整備・充実に努めます。

5 文化施設の利用促進

- ① 市民が優れた芸術文化作品に触れる機会を増やすため、団体・グループによる文化施設の利用を促進します。

6 姉妹都市、友好都市等との交流

- ① 姉妹都市、友好都市等と文化、教育、スポーツ、経済などをはじめとしたさまざまな分野での交流を推進します。



※平成 14 年 7 月川越駅東口多目的ホール開館

※平成 14 年 12 月美術館開館

【指標解説】

- **文化施設の利用者数**: 市民の文化活動を促進するための文化施設の利用者数です。ここでの文化施設とは、川越市市民会館、やまぶき会館、川越西文化会館、川越南文化会館、川越駅東口多目的ホール及び川越市立美術館を指します。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策2 文化財の保存・活用

施策の指標

目標値	伝統的建造物の修理件数累計(件)	H22 年度	35
		H27 年度	55
	河越館跡の史跡公園整備率(%)	H22 年度	35
		H27 年度	75
現状値	伝統的建造物の修理件数累計(件)	17(H16)	
	河越館跡の史跡公園整備率(%)	0(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激に都市化が進む中で、人々のライフスタイルは大きく変化してきました。その一方で伝統的な文化は急激に消滅し、併せて地域のコミュニティーも大きく変ぼうを遂げています。

本市は埼玉県内でも随一の文化財の宝庫であり、多くの観光客が訪れています。これらの大切な文化財を将来に伝え残すことは、私たちの責務であり、そのためには、多くの市民の理解と協力が必要となります。

そのため、重要伝統的建造物群保存地区(*1)や河越館跡をはじめ、指定文化財を周知していくことは重要な事業であり、それらの文化財を活用し、保護意識の啓発に努めていくことが必要です。特に、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備は、商業・観光との結び付きが強く、事業の推進が望まれており、地区内の住民の理解を得ながら、伝統的かつ美観に優れたまちづくりを進めていく必要があります。また伝統的技術の保存・継承の推進は、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする文化財の保存維持の上でも必要な事業です。平成16年度、国の重要無形民俗文化財に指定された川越氷川祭の山車行事(*2)などの無形民俗文化財の後継者育成は、文化財の保存という点だけでなく、地域コミュニティーの形成という観点からも重要といえます。

施策の推進

1 文化財の活用と保護意識の啓発

- ① 文化財については、保護を前提としながら積極的に活用し、文化財保護意識の啓発を図ります。

2 民俗文化財の保存と後継者の育成

- ① 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土

芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。

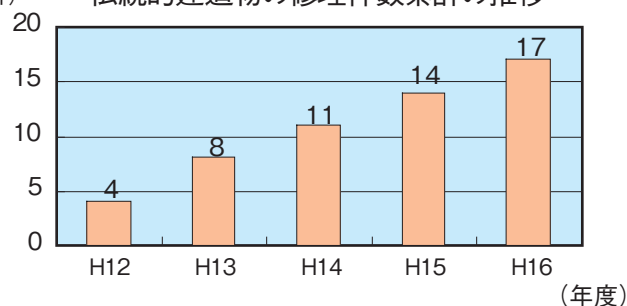
3 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ① 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、併せて保存技術の継承・育成に努めます。また、重要伝統的建造物群保存地区のPRや関連する事業との調整を行い、地区の特性を生かした住環境、商業環境等の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を推進します。

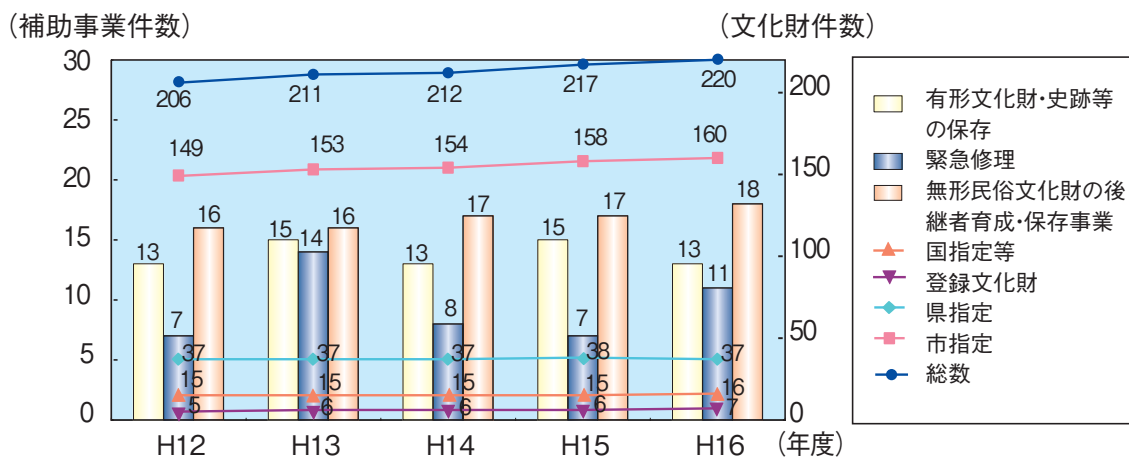
4 河越館跡地の活用

- ① 郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡地に史跡公園を開園し、その有効活用を図ります。また、引き続き整備事業を継続し、史跡公園の充実を図ります。

(件) 伝統的建造物の修理件数累計の推移



指定文化財数と補助事業数の推移



【指標解説】

- 伝統的建造物の修理件数累計：重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業における大規模な修理事業の件数です。
- 河越館跡の史跡公園整備率：史跡公有化予定地内の整備面積の割合です。

【用語解説】

- *1 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区を言います。本市は、平成11年4月に一番街周辺地区約7.8haを川越市川越伝統的建造物群保存地区に都市計画決定し、あわせて文化財保護法に基づく保存計画を定めました。また、川越市川越伝統的建造物群保存地区は同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。平成17年3月現在、重要伝統的建造物群保存地区は全国で66地区が選定されています。
- *2 川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきたのが川越氷川祭です。既に失われた江戸の天下祭の姿を現在に残す祭りとしても貴重です。平成17年2月、国指定重要無形民俗文化財に指定されました。

2-

4-

1-

多文化共生と国際交流・協力の推進

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策の指標

目標値	国際交流センター利用者数(人)	H22 年度	100
		H27 年度	120
	姉妹都市(海外)間の交流数(件)	H22 年度	10
		H27 年度	14
現状値	国際交流センター利用者数(人)	82(H16)	
	姉妹都市(海外)間の交流数(件)	6(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

今日、社会、経済、文化をはじめとするすべての面でグローバル化が進行し、市民生活も直接的、また、間接的に国際的ななかかわりの中に置かれるようになってきました。

本市に暮らす外国籍市民は人口の約 1.4%を占め、出身国を見ても 71 箇国と広範囲にわたり、地域社会の中でさまざまな文化が混在しています。こうした外国籍市民への生活支援を一層充実させ、快適な市民生活を確保し、更に、地域に暮らすすべての市民が相互に理解し尊重し合う環境を創出する必要があります。

市民の国際化の拠点施設として平成 14 年 7 月に設置した「国際交流センター」の一層の充実を図り、国際感覚に優れ、地域の国際化を担う地球市民(*1)の育成を継続的に推進することが課題です。それとともに、ボランティア登録の更なる充実が必要です。

国際交流や国際協力を目的に活動している市民団体への支援を更に進め、連携して地域の国際化を推進する必要があります。

また、海外姉妹都市 3 都市との交流事業を一層充実させるとともに、今後は、新しい地域との交流の創出に努め、市民に国際交流の機会を提供することが必要です。

施策の推進

1 国際交流センターの充実

- ① 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
- ② 行政情報やインターネットを使った国際情報の提供に努めます。
- ③ 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの充実を図り、活動機会を創出します。

2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり

- ① 外国籍市民会議を引き続き開催し、検討結果の具現化に努めます。
- ② 多言語による情報提供の充実に努めます。

- ③ 外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

3 行政の国際化

- ① 外国籍市民と日本人市民の相互理解を進め、共生意識の醸成に努めます。
- ② 市内 4 大学に在学する留学生を支援するとともに、市民との交流機会の確保に努めます。
- ③ 英語指導助手(AET)派遣事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。

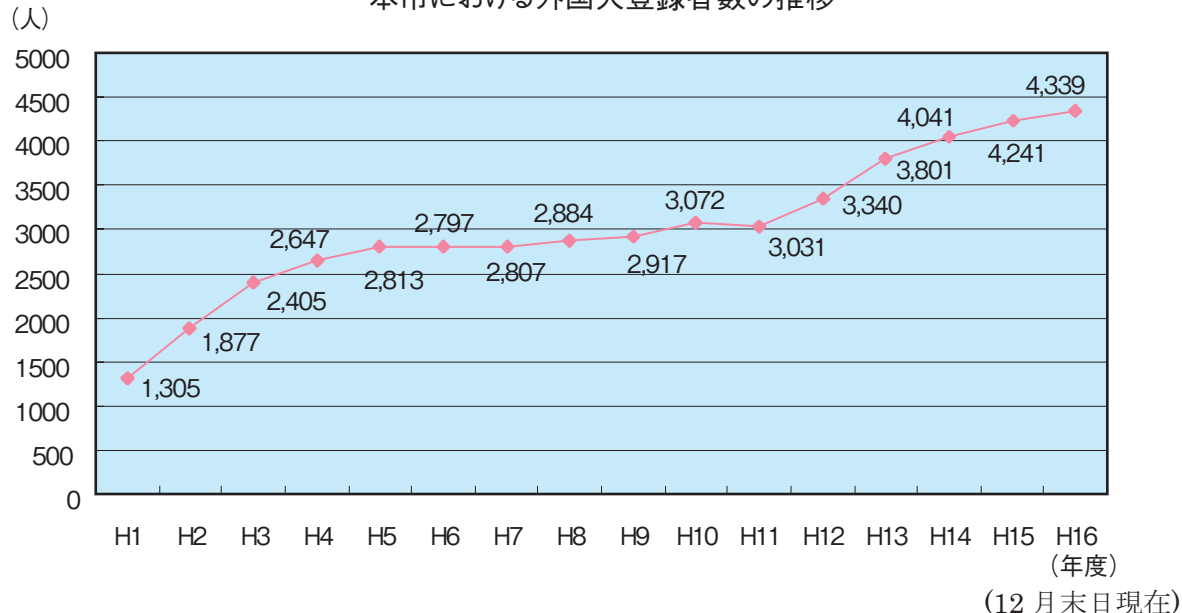
4 国際感覚に優れた地球市民の育成

- ① 市内 4 大学及びアメリカの姉妹都市にある大学との交流を図り、その他各種講座や研修会などを通じて国際感覚に優れた地球市民の育成に努めます。
- ② NGO・NPOへの支援を一層充実させ、連携して地域の国際化の促進に努めます。

5 姉妹都市交流の更なる充実

- ① さまざまな分野で市民中心の姉妹都市交流の充実を図ります。
- ② 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。
- ③ 新しい地域との交流創出に努めます。

本市における外国人登録者数の推移



【指標解説】

- 国際交流センター利用者数：各種事業等に参加するため国際交流センターを利用した人数(年間)を開館日数で割った一日当たりの利用者数です。
- 姉妹都市(海外)間の交流数：さまざまな分野での姉妹都市(海外)交流の充実度を事業数で表した指標です。

【用語解説】

- *1 地球市民：地域は地球の一部であるという認識のもとに、世界が取り組む課題を正しく理解し、その問題解決に向けた実践を日常生活の中で行う市民です。

2-

5-

1-

生涯スポーツの推進

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第5節 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツの推進

施策の指標

目標値	スポーツ実施率(%)	H22 年度	57
		H27 年度	60
	総合型地域スポーツクラブの設置数(件)	H22 年度	3
		H27 年度	5
現状値	スポーツ実施率(%)	55.9(H17)	
	総合型地域スポーツクラブの設置数(件)	1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

今日、高齢化社会の進行や科学技術の高度化、情報化等の進展により、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、その結果として、運動不足やストレス等により心身の健康に影響を及ぼす事態となっています。このような状況のなか、市民のだれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して心身ともに健康で豊かな生活を送れる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ振興施策を推進してきました。

これまでに市が行った市民意識調査によると、平成3年度以降、成人のスポーツ実施率は低下傾向にあり、平成15年度には37.4%まで低下しました。平成17年度と同調査においては、スポーツ実施率は上昇に転じましたが、一方で、児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあり、必ずしもスポーツの実施が市民に普及したとは言えない状況です。

このため、市民のだれもが参加でき、日常的にスポーツを行うことができる総合型地域スポーツクラブの推進が、より一層重要な課題となってきました。更には市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会の充実、スポーツ教室等の見直し、スポーツ施設の整備・改善を図っていくことが求められています。

今後は、新たな総合型地域スポーツクラブの設立を目指していくとともに、各種大会・教室等の開催、スポーツ指導者の養成及びスポーツ施設等の整備を図り、より多くの市民がスポーツに親しめるよう「川越市生涯スポーツ振興計画」に基づき、生涯スポーツの振興を更に推進していきます。

施策の推進

1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ① 総合型地域スポーツクラブの計画的な設立を図ります。

2 スポーツ大会・教室等の充実

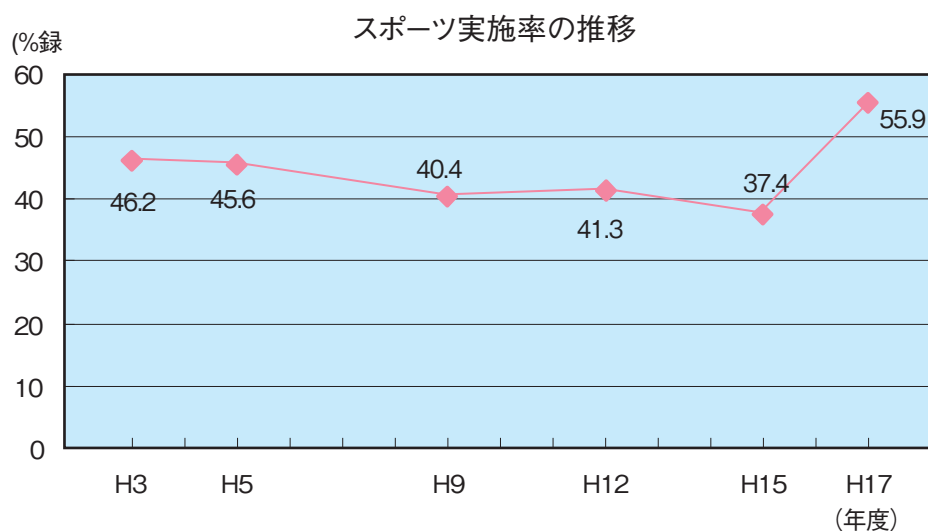
- ① 生涯スポーツフェスティバルをはじめとしたスポーツ・レクリエーション大会の充実を図り、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力します。
- ② 各種スポーツ教室については、スポーツに親しむきっかけとなるよう、ニュースポーツ等の種目を取り入れるなど、市民のニーズに合った教室を開催します。

3 スポーツ指導者等の養成・活用

- ① 市民のニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。
- ② 各スポーツ団体の育成・支援を継続的に推進します。

4 スポーツ施設等の整備・充実

- ① 既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいよう、効率的な整備・改善を図っていきます。また、新たなスポーツ・レクリエーション施設の整備について、検討していきます。
- ② 利用者の利便性を高めるため、スポーツ情報のネットワーク化の一環として、インターネット等による施設利用情報の提供及び施設予約を可能にする施設予約システムを整備します。



【指標解説】

- スポーツ実施率：成人の月1回以上のスポーツ実施率です。

姉妹友好都市（国内）

棚倉町（福島県）

川越市と棚倉町は、古く川越藩・棚倉藩の藩主に松平周防守をいただき、両市町の歴史をつくってきたことが縁で、昭和 47 年 1 月 18 日に友好都市の盟約を締結しました。



ルネサンス棚倉

中札内村（北海道）

川越市と中札内村は、相原求一朗美術館が中札内村に開館したときからその関係が生まれ、芸術を通じた市民交流が実施され、ともに個性豊かなまちづくりを進めてきたことが縁で、平成 14 年 11 月 30 日に友好都市の盟約を締結しました。

小浜市（福井県）

川越市と小浜市は、寛永 11 年武州川越人が若狭小浜に移ったときからその関係が生まれ、ともに、先人の伝える豊かな遺産の上に個性ある都市として発展してきたことが縁で、昭和 57 年 11 月 30 日に姉妹都市の盟約を締結しました。



お水送り



相原求一朗美術館

分野別施策

第3章 人と環境にやさしい、 快適な基盤を備えた魅力あるまち — 都市基盤・生活基盤 —



川越駅東口

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

施策1 計画的なまちづくり

現状と課題

本市の都市づくりの方向性を示す「川越市都市計画マスタープラン」を平成12年3月に市民と協働で策定しました。その中で市域全体の土地利用の方針や地区別整備の方針等に基づき、市民が豊かで暮らしやすい都市の実現のため各事業を推進してきました。

にぎわいある都市を構築するため、自然や文化などに配慮して総合的かつ計画的に地域の実情に応じたまちづくりを推進する必要があります。これまでは新市街地の開発・誘導に重点が置かれてきましたが、近年の都市における社会経済状況の変化により、人口増加を前提とした成長・拡大の都市化社会から安定・成熟した都市型社会への対応が必要であり、限られた土地の有効活用や都市が持つさまざまな課題に対応するため、都市の状況に応じた取り組みが求められています。

都市型社会に対応するためには、社会経済状況の変化に即した総合的・一体的な都市計画制度の運用を検討し、適正な土地利用の誘導やきめ細かなまちづくりの手法により地域の実情に応じた整備や都市機能の充実を図る必要があります。

社会経済状況を考慮した「川越市都市計画マスタープラン」の見直しや市民参加によるまちづくりを検討するとともに、ユニバーサルデザインを基本とした人にやさしいまちづくりを進める必要があります。また、各事業の推進にあたり、実効性を加味した優先順位を検討し効率的に施策を展開する必要があります。

施策の推進

1 計画的なまちづくりの推進

- ① 「川越市都市計画マスタープラン」や「川越市緑の基本計画」等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。
- ② 人にやさしい快適なまちを目指し、ユニバーサルデザイン(*1)の考え方を明らかにし、この考え方を基本としたまちづくりを進めます。
- ③ 都市機能の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- ④ 本市の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、各種の手法を検討します。

2 総合的な土地利用

- ① 市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域(*2)等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。
- ② 保全すべき農地、樹林地等を除く市街化調整区域の土地については、地域の特性に

合った土地利用を検討します。

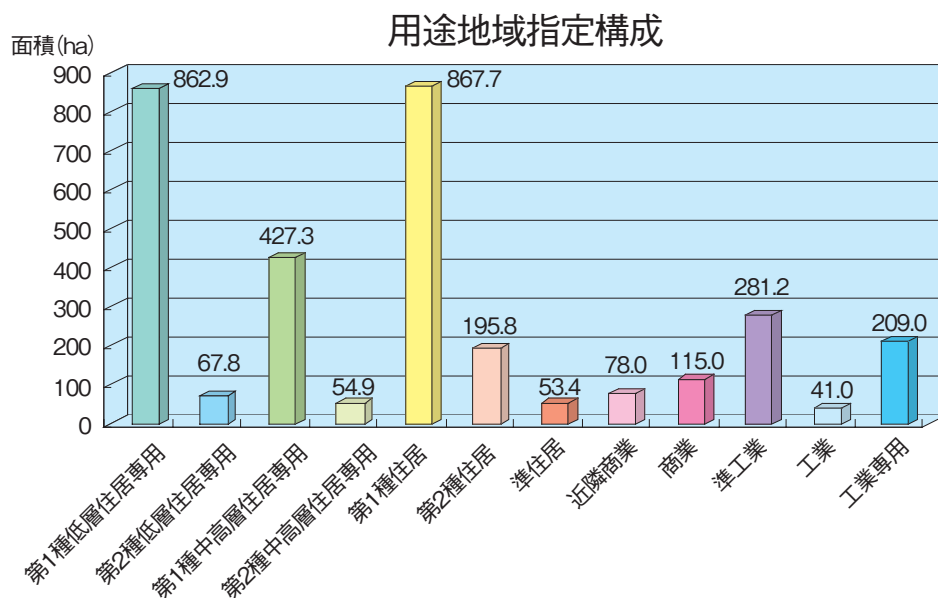
- ③ 市街化区域内の農地については生産緑地を除いて宅地化の活用を検討します。生産緑地については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めるとともに、市民農園の活用方法についても検討します。
- ④ 地区計画などの地区の特性に合ったルールづくりを進め、良好な環境の整備や保全を図ります。

3 新たな拠点の整備

- ① 周辺環境と調和した工業団地の拡張を検討します。
- ② 圏央道インターチェンジ周辺地区については、埼玉県、鶴ヶ島市、日高市と協力して「むさしの研究の郷構想」の検討を進めていきます。
- ③ 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を図るため、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。

4 地籍調査、町名地番整理の推進

- ① 国土調査事業十箇年計画に基づき、計画的に地籍調査を推進します。
- ② 市民の合意を得ながら町名地番の整理を推進します。



【用語解説】

- *1 ユニバーサルデザイン：すべての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えを言います。
- *2 用途地域：「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の総称です。

3-

1-

2-

都市拠点の整備

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

施策2 都市拠点の整備

施策の指標

目標値	主要駅間の乗換所要時間(分)	H22年度	11
		H27年度	5
現状値	主要駅間の乗換所要時間(分)	11(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、埼玉県南西部地域の中核的な都市として大きく発展してきました。中心市街地は商業・業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしています。その中で川越駅西口周辺地区については、業務施設集積地区としての整備や地域振興ふれあい拠点施設の建設など本市の新しい拠点としてのまちづくりを検討しています。一方、歴史的町並み地区については、蔵のまちとして多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せています。

しかし、本市は古くから町並みが形成されたことや高度成長期の急激な発展により、基盤整備が十分ではありません。市街地の交通渋滞や都市空間の不足などの改善を図るとともに、防災機能の向上による安全・安心なまちづくりや市街地における住環境の改善など新たな基盤整備が求められています。

点在する三駅(川越駅、本川越駅、川越市駅)とその周辺については、にぎわいある拠点都市として商業などの活性化を目指すとともに、駅利用者の利便性・安全性の向上を図るため、駅機能強化や連携強化が必要です。また、歴史的町並み地区については、歴史的地区の環境を保全するとともに、観光客や歩行者の安全を確保する歴みち(*1)事業などの整備を進めていく必要があります。

施策の推進

1 中心市街地活性化基本計画の推進

- ① 「川越市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地の基盤整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、商業・業務機能と調和した住環境の整備を図ります。

2 三駅連携強化の推進

- ① 川越駅西口周辺地区は、埼玉県南西部地域の拠点都市や業務施設集積地区として多様な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業、幹線道路整備及び駅前広場の再

整備などの基盤整備を推進します。また、鉄道の立体化等と併せて周辺地区の一体的な整備の検討を行い、土地の高度利用や交通渋滞の緩和を図るとともに、周辺地域と連携した広域拠点の形成を目指します。

② 本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。また、新富町周辺については、市街地の活性化や防災機能の向上等を図るため、(仮称)東西連絡道路の整備を推進します。

③ 川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備の検討や、橋上駅舎化による西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

3 中央通り地区の整備

① 本川越駅から歴史的町並み地区までの整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。

4 歴史的町並み地区の整備

① 伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため道路整備事業(歴みち)(*1)を推進します。

【指標解説】

○ 主要駅間の乗換所要時間(分)：川越市駅と本川越駅間における乗換に要する時間を示すものです。

【用語解説】

*1 歴みち：歴史的地区環境整備街路事業の略称です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。

3-

1-

3-

地域生活拠点の整備

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

施策3 地域生活拠点の整備

施策の指標

目標値	土地区画整理事業施行率(%)	H22年度	18
		H27年度	19
現状値	土地区画整理事業施行率(%)	16.7(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

中心市街地の周辺地域においては、昭和40年代以降、急激な人口増加による市街地化が進み、十分な都市基盤が整わないままに開発が進行しました。これに伴い発生したさまざまな課題を抱えているため、その解決に向けて土地区画整理事業等を推進し、良好な住環境の整備に努めてきました。

本市の土地区画整理事業は、平成16年度末現在、施行済16地区(490.0ha)、施行中3地区(46.1ha)の計19地区(536.1ha)となっています。これは、市街化区域面積の16.7%であり、埼玉県平均の33.7%に比べて低い水準となっています。

こうした現状の中、地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区においては、道路網や駅前広場等の整備が不十分であるため、周辺の面的整備と併せて、それぞれの地域の特性や状況に応じて安全で快適な都市基盤整備を検討する必要があります。

また、密集市街地における防災機能の向上を含めた再整備の検討や低・未利用地の計画的な宅地化の誘導を図るなど、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

施策の推進

1 地域生活拠点の整備

- ① 地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区(高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区)については、道路と鉄道との立体化や駅施設、駅前広場の整備などの拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域商業の活性化と安全で快適なゆとりある住環境の拡充を図ります。

2 住宅地の整備

- ① 都市基盤の未整備地区や密集市街地については、土地区画整理事業等を検討し、災害に強い良好な住宅地の整備を推進するとともに、優良な農地や樹林地以外の市街地化することが必要な農地や低・未利用地の計画的な宅地化への誘導を図り、安全で快

適なゆとりある住環境の拡充を図ります。

土地区画整理事業一覧表(平成 17 年 3 月現在)

地区名称	面積 (ha)	施行年度 (事業計画年度)	事業認可日	平均減歩率 (%)	換地処分公告日	都市計画決定日	施行主体
川越狭山工業開発	118.0(川越分)	昭和 37～昭和 41	昭和 38.4.4	22.60	昭和 41.1.31	昭和 37.9.14	埼玉県知事
藤 間	55.5	昭和 38～昭和 42	昭和 38.8.16	22.43	昭和 42.8.31	—	組合
藤 間 第 二	15.2	昭和 41～昭和 46	昭和 41.10.26	19.25	昭和 46.11.30	—	組合
高 階 第 一	46.1	昭和 43～昭和 53	昭和 43.12.12	21.90	昭和 51.4.30	昭和 42.3.8	市
並 木	8.7	昭和 46～昭和 52	昭和 46.9.6	19.04	昭和 50.5.16	—	組合
的 場	34.2	昭和 46～昭和 53	昭和 47.1.4	22.01	昭和 52.2.12	—	組合
川越駅西口第 1 工区	10.0	昭和 45～昭和 52	昭和 45.12.22	27.38	昭和 52.8.2	昭和 45.1.10	市
川越駅西口第 2 工区	6.2	昭和 45～平成 18	昭和 45.12.22	21.54		昭和 45.1.10	市
並 木 西 田	9.5	昭和 54～昭和 60	昭和 54.4.13	22.85	昭和 58.3.1	—	組合
的 場 新 町	7.0	昭和 56～昭和 63	昭和 56.6.26	24.22	昭和 61.3.4	—	組合
富 士 見	28.7(川越分)	昭和 48～昭和 59	昭和 48.4.21	26.25	昭和 55.3.28	昭和 42.2.24	公団
川 越 鶴 ケ 島	68.7(川越分)	昭和 51～平成 2	昭和 52.3.30	35.40	昭和 61.9.30	昭和 51.6.25	公団
霞 ケ 関	69.8	昭和 58～平成 8	昭和 59.3.8	29.90	平成 4.3.31	昭和 56.1.27	公団
大 塚 新 田	12.1	昭和 61～平成 6	昭和 61.11.18	22.82	平成 6.6.21	—	組合
豊田新田農住組合	2.3	平成 6～平成 10	平成 6.12.9	38.22	平成 10.1.16	—	共同
藤 木	12.0	平成 7～平成 17	平成 8.2.27	26.67	平成 16.2.20	—	組合
大 塚 新 田 第 二	27.9	平成 8～平成 20	平成 8.6.11	28.96		—	組合
笠 幡 東 前 原	2.5	平成 8～平成 11	平成 8.7.30	32.15	平成 10.12.14	—	組合
岸 町 三 丁 目	1.7	平成 11～平成 16	平成 12.2.2	40.49	平成 15.11.19	—	組合

【指標解説】

○ 土地区画整理事業施行率：土地区画整理事業を施行した面積を市街化区域面積(3,218ha)で割った値です。

3-

1-

4-

景観に配慮したまちづくり

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

施策4 景観に配慮したまちづくり

施策の指標

目標値	都市景観形成地域指定数(地域)	H22 年度	3
		H27 年度	4
	都市景観重要建築物等指定数(件)	H22 年度	75
		H27 年度	100
現状値	都市景観形成地域指定数(地域)	2(H17)	
	都市景観重要建築物等指定数(件)	62(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

「川越市都市景観条例」を施行して以来、大規模建築物等の届出制度や都市景観形成地域(*1)の指定、都市景観重要建築物等(*2)の指定などを通して、川越の都市景観の形成に努めてきました。

さらに、都市景観シンポジウム、かわごえ都市景観表彰、川越景観百選めぐりなどを実施し、広く市民に景観に関する啓発を行っています。

美しい景観の形成は、我が国の重要な施策として平成16年度に「景観法」が制定されるなど、国を挙げて関心が高まっています。

本市においても、法に基づいた条例の制定又は改正を行い、それに基づく景観整備手法の早期確立が求められています。

特に歴史的地区については、都市景観重要建築物等の指定を推進し、地域の重要な景観資源として保全を図りながら、他の施策と複合的に整備の推進を進めることにより、歴史を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

その他の地域でも、それぞれの景観の方向性を定め、公共施設のデザイン整備を含め、地域特性に合わせたわかりやすいデザイン誘導の確立が求められています。

また、屋外広告物の掲出の仕方によっては、都市の良好な景観だけでなく、安全性も脅かすことになるため、「川越市屋外広告物条例」に基づいた適正な掲出を促すことによる快適で安全な都市景観の形成が必要です。

そして、市民一人ひとりの関心の高さが、良好な都市景観の形成にとって重要なため、さまざまな啓発事業や市民と行政との協働によるまちづくり活動などを通して、景観に配慮したまちづくりの大切さを広めていく必要があります。

施策の推進

1 歴史的地区の整備

- ① 都市景観形成地域の基準の運用を通して整備を図ります。
- ② 都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行う

ことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

2 都市景観デザインの推進

- ① 都市景観デザインに関する基準の策定の過程において、市民との協働、専門家の活用により、地域にあった基準づくりを目指します。また、基準等のルールが運用されている地域に対し、新たな課題解決やルールの更新等に対して技術的な援助等を推進します。
- ② 公共施設の建設に当たっては、地域性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の創出を目指します。

3 都市デザインの啓発、普及

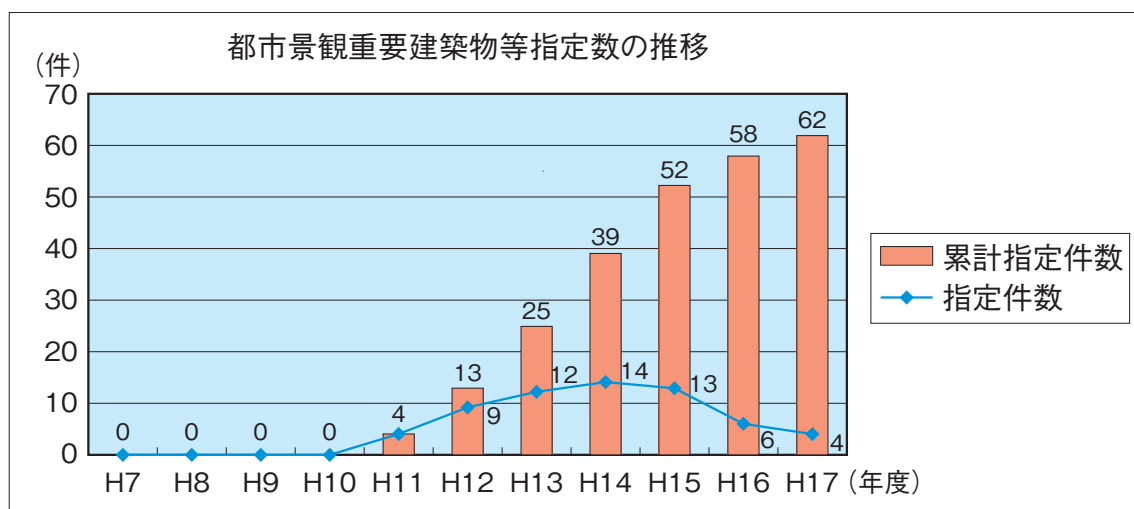
- ① 良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持つことが重要であるため、市民意識の啓発及び情報等の提供を推進します。

4 屋外広告物の適正化

- ① 良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。

都市景観デザインの基準が定められている地区(平成 17 年)

地区計画	川越笠幡水久保地区、川鶴笠幡地区、霞ヶ関地区、南古谷駅西地区、四都野台地区、上戸新町地区、藤木地区、笠幡東前原地区、大塚新田南大塚地区、川越駅西口地区
伝統的建造物群保存地区	川越市川越伝統的建造物群保存地区
自主協定	町づくり規範に関する協定(一番街商店街)、新富町まちづくり協定(新富町)、大正浪漫のまちづくり協定(大正浪漫夢通り商店街)
都市景観形成地域	川越駅西口都市景観形成地域、川越十カ町地区都市景観形成地域



【指標解説】

- 都市景観形成地域指定数：良好な都市景観を形成するために指定された地区数です。
- 都市景観重要建築物等指定数：指定された都市景観重要建築物等の件数です。

【用語解説】

- *1 都市景観形成地域：「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。
- *2 都市景観重要建築物等：「川越市都市景観条例」に基づき川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を言います。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。

3-

2-

1-

道路交通体系の整備

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

施策1 道路交通体系の整備

施策の指標

目標値	都市計画道路の整備率(%)	H22 年度	38.0 以上
		H27 年度	40.0 以上
	生活道路の改良延長(m)	H22 年度	83,000 以上
		H27 年度	95,000 以上
現状値	都市計画道路の整備率(%)	36.4 (H16)	
	生活道路の改良延長(m)	71,197 (H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、埼玉県南西部地域における中核的な都市として、都市間の連携や高速道路へのアクセス機能を持つ広域幹線道路の整備を促進しています。中でも川越北環状線については、施行主体である埼玉県と連携し、用地の買収が進んでいます。また、交通渋滞の緩和に向けた取組では、国道 254 号の氷川町交差点を中心とした区間で、埼玉県が重点的に事業を実施しています。更に、市街地における都市計画道路等の幹線道路についても整備を進めているところです。

しかしながら、市内の都市計画道路の整備水準は依然として低く、引き続き道路交通網の機能強化を図る必要があります。また、日常生活を支える市道幹線や、生活道路においても計画的に事業を進め、交通渋滞の緩和を図る必要があります。

施策の推進

1 都市活動を支える広域幹線道路の整備

- ① 広域道路網の充実を図り、都市間の連携やバイパス機能及び高速道路へのアクセス等を強化するため、道路、橋りょうを整備し、更に川越北環状線や坂戸東川越線等の整備を引き続き促進します。
- ② 国県道における渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を確保するよう努めます。

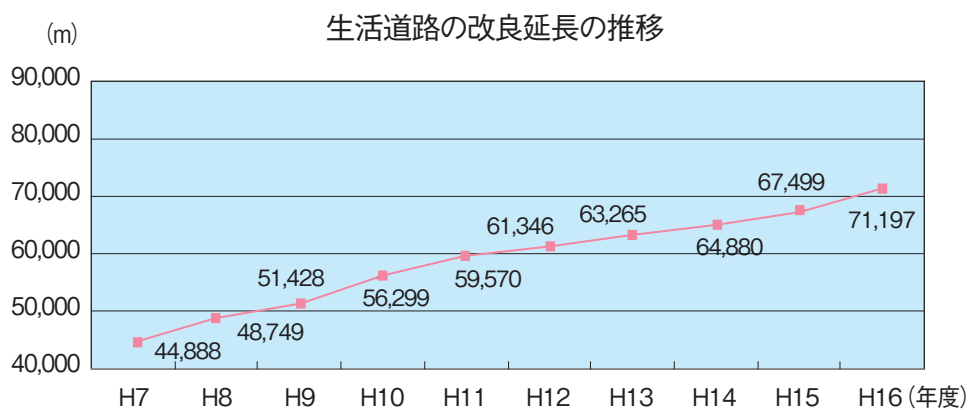
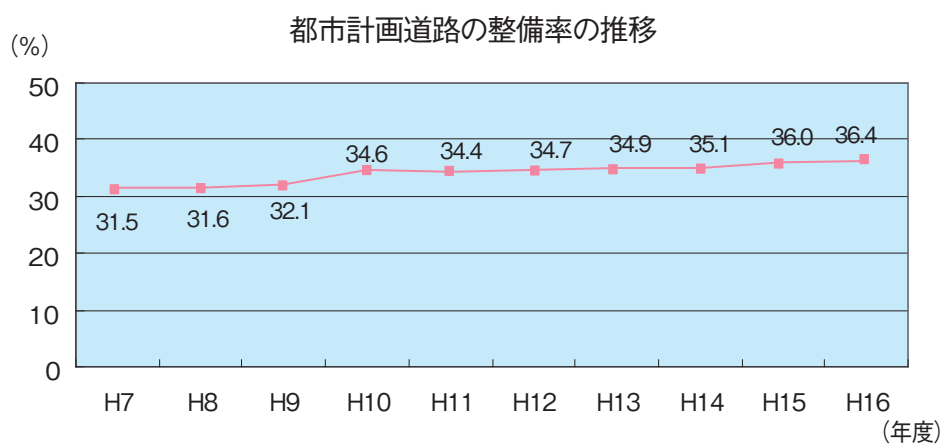
2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備

- ① 計画的なまちづくりを推進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと構想路線の実現に向けた検討を進めます。

- ② 市内の各地域を連携する市道幹線や橋りょうの整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。

3 安全で人にやさしい生活道路の整備

- ① 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民の合意形成を図りながら効果的に整備します。
- ② 車両等のすれ違いのための待避所を設けた「ゆずりあい道路」の整備を引き続き推進します。
- ③ 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。



【指標解説】

- 都市計画道路の整備率：整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

施策2 交通円滑化方策の推進

現状と課題

交通手段には、自動車をはじめ鉄道、バス等の公共交通機関や自転車などさまざまなものがあります。自動車の持つ利便性や道路整備の進展などにより、交通手段は自動車の占める割合が非常に高く、そのため交通渋滞や交通事故、排気ガス等による環境問題などさまざまな問題が生じています。

本市では、休日の中心市街地の交通渋滞の緩和を図るため、パークアンドライド(*1)の社会実験を行いました。更に、パークアンドライドにより中心市街地内に到達した後の移動手段として、レンタサイクルの有効性を検証する実験を実施しました。

今後は、自動車への依存度を見直し、公共交通機関や自転車の利用促進による交通手段の分散化など、交通需要マネジメント(*2)による総合的な交通政策を推進し、それぞれの交通機関の利便性の向上とネットワーク化を図る必要があります。

また、市内の駐車場は規模の大きなものが少なく、駐車場の空きを待つ自動車に起因する交通渋滞も発生しています。今後は駐車場整備方針に基づき、立地特性を勘案しながら整備の促進を図る必要があります。

施策の推進

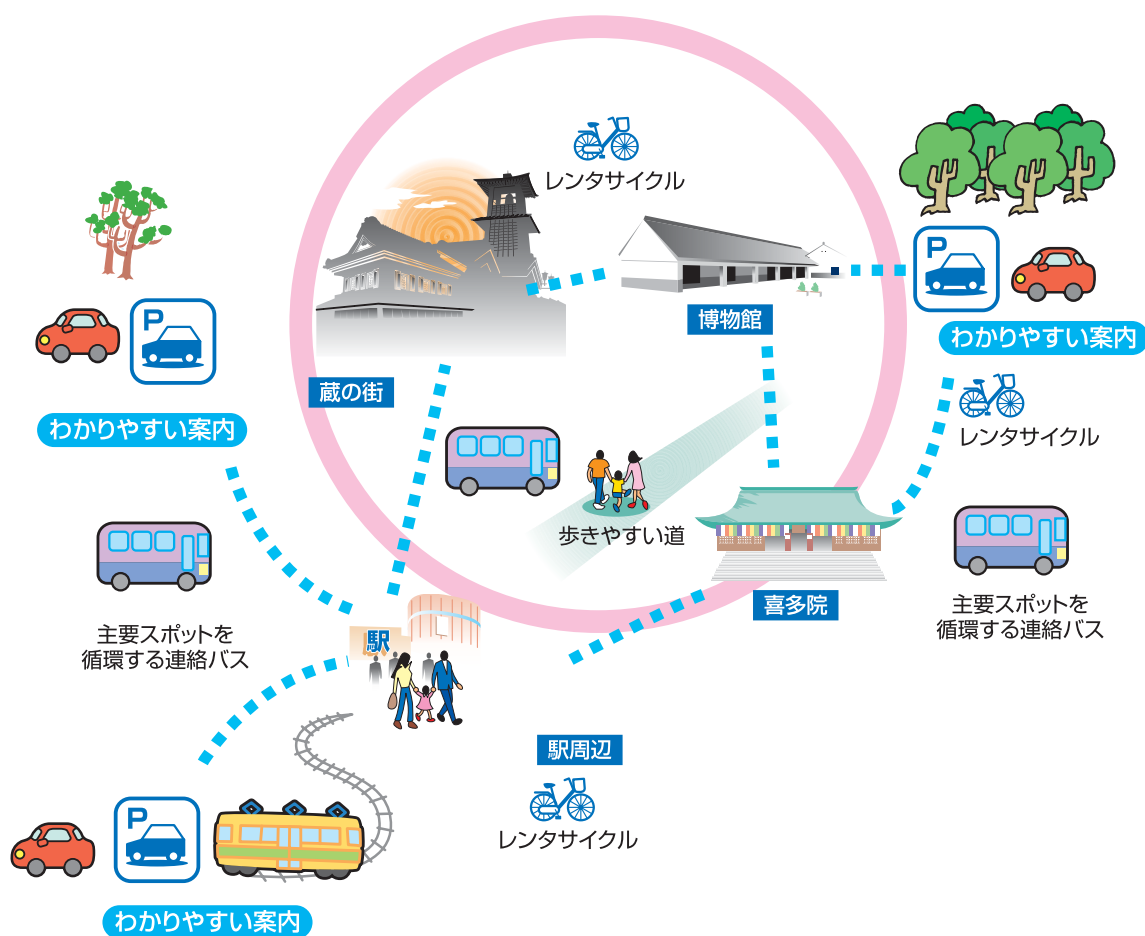
1 交通需要マネジメントの推進

- ① 交通渋滞の緩和と安全の確保を図るため、パークアンドライドの実施による中心市街地へ流入する交通量の抑制や、公共交通機関の利用促進、適切な交通規制の検討など、交通需要マネジメント施策を推進します。
- ② 自動車交通量を抑制するため、自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できるスペースの確保を検討します。
- ③ 市街地における道路交通の現状と特性を把握し、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。

2 駐車場の整備

- ① 駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、駐車場の整備を促進するとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。(第4章第2節施策2「観光環境の整備」参照)

パークアンドライドイメージ図



【用語解説】

- *1 パークアンドライド：市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。
- *2 交通需要マネジメント(TDM: Transportation Demand Management)：道路交通混雑の解消及び緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称です。

3-

2-

3-

公共交通機関の充実

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

施策3 公共交通機関の充実

施策の指標

目標値	段差を解消した駅の数(駅)	H22 年度	12
		H27 年度	—
	市内循環バスの年間利用者数(人)	H22 年度	330,000
		H27 年度	335,000
現状値	段差を解消した駅の数(駅)	6(H16)	
	市内循環バスの年間利用者数(人)	291,534(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、鉄道・バス等の公共交通の充実を図るための各種施策を実施し、利用者の利便性の向上に努めてきました。鉄道輸送については、ＪＲ等関係機関に働きかけ、ＪＲ川越線については平成８年に埼京線が恵比寿駅まで延伸され、八高線の一部電化に伴い八王子駅への直通運転が実現されました。その後、平成１４年には埼京線とりんかい線の相互乗り入れが開始されました。

バス輸送については、利用促進策として、駅前広場におけるバス乗り場案内の改善、一番街のバス停のデザイン化等の施策を実施したほか、車両のノンステップ化に対する補助事業についても積極的に取り組みました。また、平成８年に運行を開始した市内循環バス「川越シャトル」については路線の拡大・延伸等を行いました。

しかし、鉄道輸送については、少子化の影響、地価の下落等に伴う都心回帰の影響などで乗降客が平成７年頃をピークに減少し、路線バスについても同様に乗降客の減少が続いています。

こうした現状にはありますが、鉄道やバス等の公共交通機関は、通勤・通学など市民の足として重要な役割を担っているほか、これからは高齢社会への対応、環境への負荷の軽減、また、地域の活性化を図るという観点からもその重要性は高まるものと考えられます。今後は、鉄道輸送力の増強を図るとともに利便性の向上を促進するほか、バス輸送についても充実を図り、多様な交通手段を確保しながら利用促進策を推進する必要があります。

施策の推進

1 鉄道輸送の利便性の向上

- ① 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、ＪＲ川越線の複線化を促

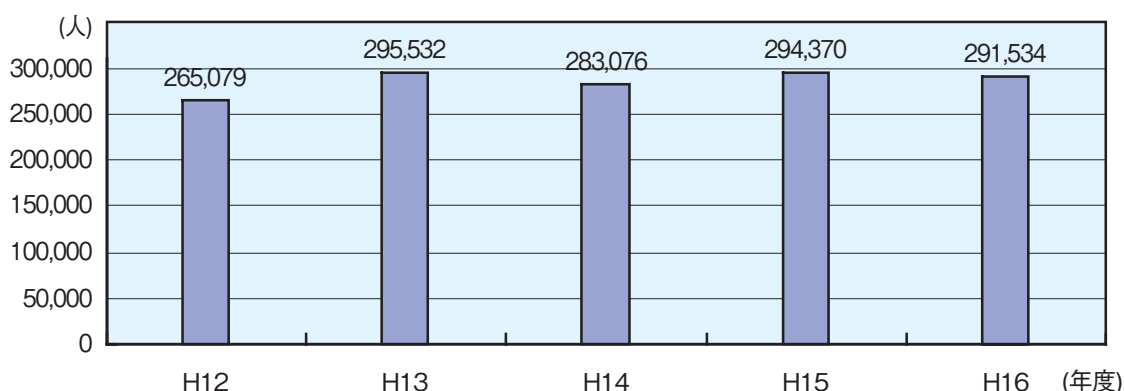
進し、鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。

- ② 都心や横浜方面への利便性の向上を図るため、東京地下鉄 13 号線及び東急東横線、横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線との相互直通運転を促進します。また、計画されている都営地下鉄 12 号線については、動向を見極めながら、本市への延伸を促進します。
- ③ 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。
- ④ エスカレーターやエレベーターの設置によるバリアフリー化など、駅施設の改善を促進します。
- ⑤ 公共交通機関の利用者の利便性を向上させるため、適切な案内表示等により、路線バス等への乗換えを分かりやすくします。

2 バス輸送の充実

- ① バス輸送の充実を図るため、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長を促進するとともに、新規路線の設置を促進します。
- ② バスロケーションシステム(*1)を活用した駅等における発着案内の整備を促進するとともに、バス停への上屋や駐輪場等の整備を促進するなど、バス利用者の利便性の向上を図ります。
- ③ 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行い、利用者の増加を図ります。
- ④ 路線バス車両のバリアフリー化を推進するため、ノンステップバスの導入を促進します。
- ⑤ 高速バスの充実を図るため、新規路線の設置や既設路線の運行本数の増加などを促進します。

市内循環バス「川越シャトル」の利用者数の推移



【指標解説】

- 段差を解消した駅の数：エレベーター等の設置により段差を解消した駅の数です。(累計)

【用語解説】

- *1 バスロケーションシステム：目的のバスの接近状況を携帯電話やパソコン、停留所標識で知らせるシステムです。

3-

3-

1-

治水事業の推進

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策1 治水事業の推進

施策の指標

目標値	久保川改修事業(%)	H22 年度	12.1
		H27 年度	32.3
	雨水管きょ整備事業(m)	H22 年度	4,930
		H27 年度	8,100
現状値	久保川改修事業(%)	0(H16)	
	雨水管きょ整備事業(m)	1,520(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

四方を河川に囲まれた本市では治水事業が重要な役割を担っていますが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が各地区で発生していることから、その対策が求められています。

治水事業の促進については、国土交通省の「入間川越辺川等緊急対策特定期間事業」における「入間川築堤改修事業・大谷川合流部改修事業」などにより水害を軽減するための築堤事業や樋門新設事業等を行っています。

埼玉県では、新河岸川激特事業(*1)として、新河岸川の河道改修、調節池新設・増設、樋門設置を行い、不老川でも河道改修、調節池等の整備を推進しています。

本市も、このような事業との整合を図りながら、内水排除ポンプの設置、雨水管きょ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきましたが、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面なため甚大な被害も発生しており、その対策が求められています。

一方、市街地では、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、浸透機能が低下したことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し、局地的な浸水被害(都市型浸水)が頻発していることから、更なる総合治水対策が必要となっています。

施策の推進

1 河川整備

- ① 久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国、県及び関係市町村と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。

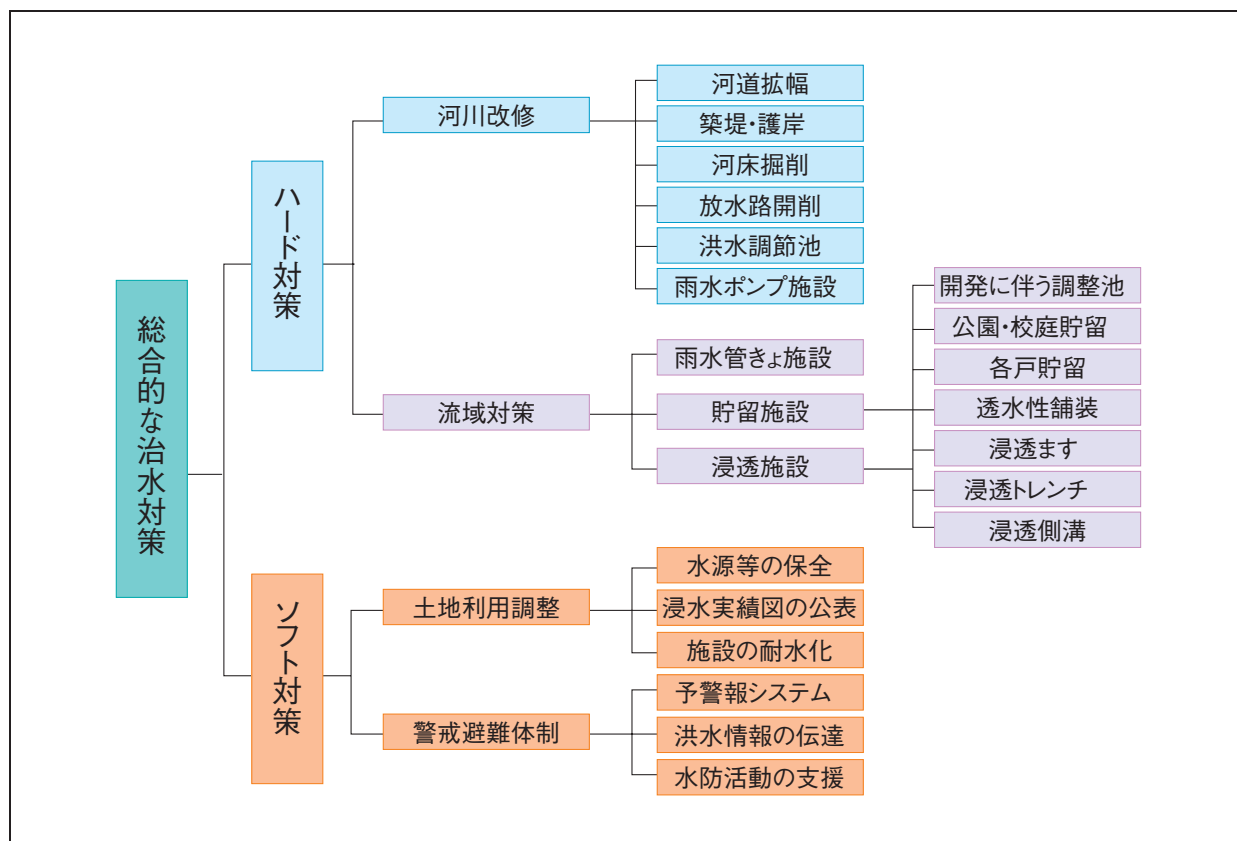
2 雨水整備

- ① 雨水排水整備計画を策定します。
- ② 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管きょや雨水ポンプ場の整備を計画的に推進します。
- ③ 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水を防止するため、雨水を一時貯留する施設の設置を計画的に推進します。

3 雨水の有効利用の促進

- ① 公共施設に雨水利用タンクを設置します。
- ② 住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きょへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進します。

総合治水対策の概念図



【指標解説】

- 久保川改修事業：(久保川整備済み延長)÷(久保川延長 2.48km)×100 (%)
- 雨水管きょ整備事業：当面の浸水対策目標(主に新河岸川激特事業に対応する幹線などの主要管きょ整備目標)

【用語解説】

- *1 新河岸川激特事業：平成 10 年 8 月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。これにより、同年 11 月、埼玉県の実業である新河岸川改修事業が、国の河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されました。

3-

3-

2-

水道水の安定供給

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策2 水道水の安定供給

施策の指標

目標値	有収率(%)	H22年度	93.00
		H27年度	93.50
	収納率(%)	H22年度	99.90
		H27年度	99.90
現状値	有収率(%)	92.33(H16)	
	収納率(%)	99.86(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

水はすべての生命に欠かすことのできない大切なものです。安全な水道水を安定供給するために、平成5年度から実施した第7次拡張事業において、配水管路の強化を図るため石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管へ積極的に更新を行い、平成15年度からは浄水場等の施設の更新・補強工事等に着手しています。また、平成16年度から3階直結式給水(*1)を開始するなどサービスの向上に努めています。これらと併せて広報紙による節水PRなどを実施し水の有効利用を促進しています。

市内の水道普及率は、ほぼ100%に近く、今後は施設の維持・補強などのハード面の整備、特に災害時にも飲料水を供給することが可能な施設整備を推進する必要があります。

しかし、これには多額の費用と時間がかかることから、より効率的な経営を推進する必要があります。また、市民の理解と協力のもと、いつでも安心して水道水を利用できるよう、各種サービスの向上と公営企業としての独立採算制を維持し、計画的な事業の推進と財政基盤の安定に努めていく必要があります。

施策の推進

1 施設・設備の改修及び更新

- ① 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。
- ② 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。

2 災害に強い施設整備

- ① 安全な水道水を安定して供給していくための施設整備を推進します。施設の更新と併せて耐震補強工事を行うなど、災害に強い施設整備を図ります。

3 効率的な事業の推進

- ① 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
- ② 快適な暮らしを支えるため、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。
- ③ コスト削減に取り組むとともに、公営企業としての独立採算制を維持するため、受益者負担との均衡がとれた経営に努めます。

有収率の推移 (％)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
92.13	90.68	90.70	91.21	92.33

収納率の推移 (％)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
99.81	99.85	99.85	99.75	99.86

※上記の収納率は各年度とも翌年度 9 月末日時点の数値

【指標解説】

- **有収率**：各浄水場から出た水のうち、需要者から料金として徴収される水の割合です。100%に近いほど良いとされています。
- **収納率**：水道料金を収納できた金額の割合です。

【用語解説】

- *1 **3 階直結式給水**：3 階建ての建物に受水槽を介さずに配水管から直接給水することです。直結直圧式(配水管の水圧で直結給水する)と直結増圧式(給水管の途中に増圧ポンプを設置し直結給水する)があります。本市では現状の配水設備で可能な地域において実施するもので、対象建築物は専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所ビルです。

3-

3-

3-

公共下水道等の整備

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策3 公共下水道等の整備

施策の指標

目標値	生活排水処理率(%)	H22 年度	92.5
		H27 年度	94.2
	污水管きよ改良事業(m)	H22 年度	12,400
		H27 年度	17,400
現状値	生活排水処理率(%)	88.8(H16)	
	污水管きよ改良事業(m)	6,800(H16)	
	合流式下水道改善率(%)	0(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

市民が快適に生活をする上で、生活排水施設はなくてはならない重要な施設であり、その普及促進が求められています。

市街化区域については、一部の地区を除き、公共下水道の整備により生活排水が処理されています。

一方、市街化調整区域については、生活排水が未処理のまま用水路や排水路に流れ込み、排出先周辺や下流域に当たる地域の生活環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁が深刻化しています。こうした現状を改善するため、平成8年度から公共下水道事業、平成12年度から農業集落排水事業に着手し、これらの事業と整合を図りながら合併処理浄化槽の普及を図るなど地域に応じた整備を進めてきました。しかし、対象となる区域が広範囲なことから整備区域はごく一部にとどまり、引き続き地域に応じた効率的な整備を実施する必要があります。

また、中心市街地約827haの区域については合流式下水道(*1)を採用してきましたが、快適な生活環境を維持していくために、合流式下水道の改善対策を計画的に実施する必要があります。

公共下水道事業は、平成15年度に公営企業となり、サービスの向上と効率的な運営が急務となっています。このため経費の削減や受益者負担の適正化を図る必要があります。

施策の推進

1 生活排水施設の整備

- ① 公共下水道の污水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。

② 農村環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水の整備を推進します。(第4章第1節施策3「農業の振興」参照)

③ 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を支援します。

2 合流式下水道の改善

① 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する施設の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。

3 公共下水道施設の維持管理

① 老朽化した管きょ施設を改築し、排水機能の向上及び施設の保全に努めます。

② 下水道施設の不明水対策(*2)を推進し、経費の削減及び公衆衛生の向上に努めます。

③ 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。

④ ポンプ場施設の維持管理を適正に行い、市民の生活環境の保全に努めます。

4 効率的な公共下水道事業の推進

① 公共工事コスト削減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料等の適正化を図り、経営の安定化に努めます。

生活排水処理率の推移 (%)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
87.4	88.0	88.3	88.5	88.8

【指標解説】

- 生活排水処理率：(公共下水道処理可能人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口)÷行政人口×100により計算した数値です。
- 汚水管きょ改良事業：早急に改築が必要な管きょ(滝ノ下処理区)の改良事業です。
- 合流式下水道改善率：合流式下水道の改善目標に対する達成度を表す指標です。

【用語解説】

- *1 合流式下水道：汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。
- *2 不明水対策：管きょのすき間等から浸入する地下水と雨水を減少させるための対策を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策4 水辺と森林の整備

施策の指標

目標値	(仮称)川越市森林公園計画区域内公有地面積(ha)	H22年度	17
		H27年度	31
現状値	(仮称)川越市森林公園計画区域内公有地面積(ha)	6.1 (H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、荒川、入間川等の河川や伊佐沼に代表される水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等の優れた自然を有しており、この水と緑のネットワークは、生物の生息空間、人々のやすらぎの場、良好な都市景観の構成要素として都市の豊かさを支えています。

本市はこれまでに、この優れた自然を地域住民の憩いの場や活動の場として活用を図るため、入間川における桜つつみモデル事業(*1)や河川敷公園をはじめとする緑地等の整備を進めてきました。更に、市南部に広がる最大の樹林地については(仮称)川越市森林公園として、伊佐沼周辺地域については伊佐沼公園として整備するために、それぞれ基本計画を策定しました。

しかしながら、本市の貴重な自然は、今後も保全や活用の方策を実施しなければ、都市化の波により失われていくことが懸念されます。

このことから、本市を代表する水辺や樹林地等については、自然とのふれあいの場、憩いの場及び多様なレクリエーションの場として整備を進め、市民共有の財産として保全、活用を図る必要があります。

施策の推進

1 河川空間の活用

- ① 良好な水辺環境の形成を図るため、桜つつみモデル事業を推進し、地域住民に憩いの場を提供するとともに水防活動に必要な機能等を確保します。
- ② 荒川、入間川、新河岸川等によりもたらされる広大な河川空間や優れた自然環境を活用し、水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる親水公園等の整備を推進します。

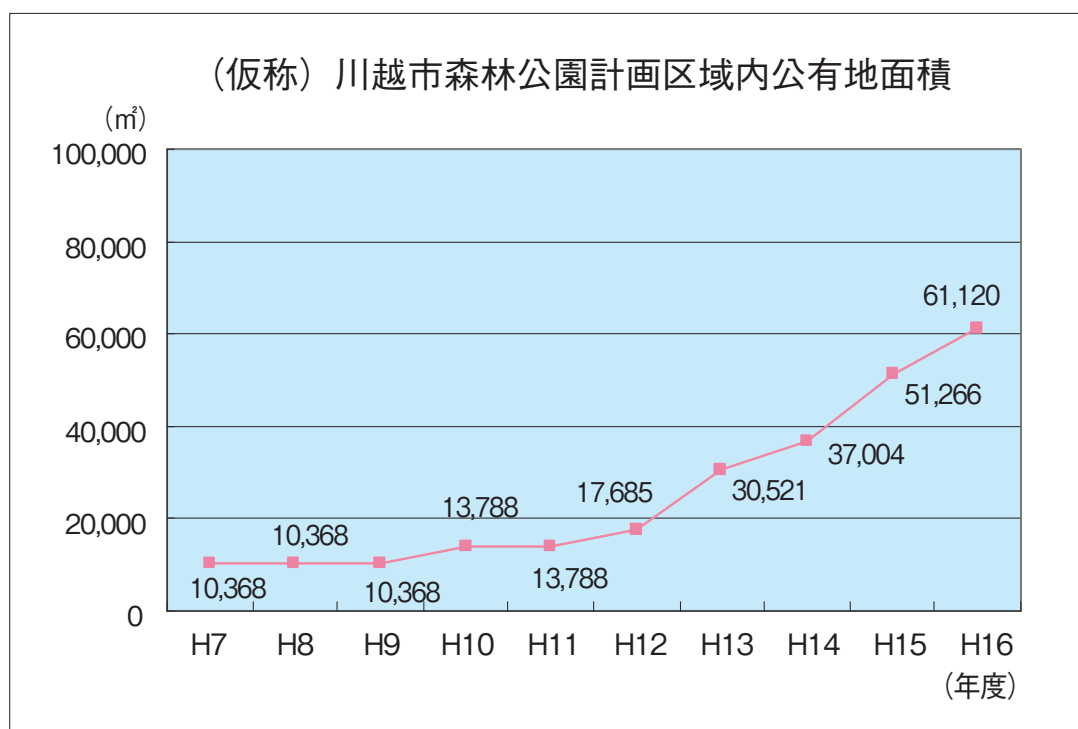
2 伊佐沼周辺の整備

- ① 伊佐沼及び伊佐沼周辺の水、緑、花の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの

場やレクリエーションの場とするため、「伊佐沼及び伊佐沼周辺整備基本構想」及び「伊佐沼公園基本計画」に基づき整備を推進します。

3 樹林地の整備

- ① 本市南部の武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として活用を図るため、「(仮称)川越市森林公園基本計画」に基づき整備を推進します。



【指標解説】

- (仮称)川越市森林公園計画区域内公有地面積：(仮称)川越市森林公園用地の取得面積(川越市土地開発公社取得地含む)です。

【用語解説】

- *1 **桜つつみモデル事業**：河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る河川事業です。

3-

3-

5-

公園の整備と充実

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策5 公園の整備と充実

施策の指標

目標値	都市公園数(箇所)	H22 年度	206
		H27 年度	226
現状値	都市公園数(箇所)	177(H16)	
	市民一人当たり都市公園面積(m ² /人)	4.39(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

都市化が進む中、都市公園等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等、多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の基盤となる施設です。

また、活力のある長寿・福祉社会の形成や都市の環境問題対策などにも寄与することができ、更に、災害時には、都市の防災空間としても活用することができるなど、安全でゆとりある生活には欠かせない施設です。

現在、本市には、川越運動公園、県営川越公園をはじめとして、目的に応じたさまざまな都市公園が整備されていますが、市民一人当たりの都市公園面積は県内の平均を下回っており、今後も整備を推進していく必要があります。

特に、本市の特性である豊かな自然や歴史を生かした公園、新たなレクリエーション活動の場となる公園及び市民に身近で魅力的な公園等の整備を進めていく必要があります。

施策の推進

1 計画的な公園の整備

- ① 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園等の整備を推進します。

2 自然環境の活用と整備

- ① 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。(中核となる公園については、第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

3 歴史的遺産の活用

- ① 本市の歴史的遺産を活用した公園整備を検討するとともに、代表的な史跡である川越城址については、「初雁公園整備基本構想」に基づき城址公園として整備を検

討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。

4 身近な活動拠点の整備

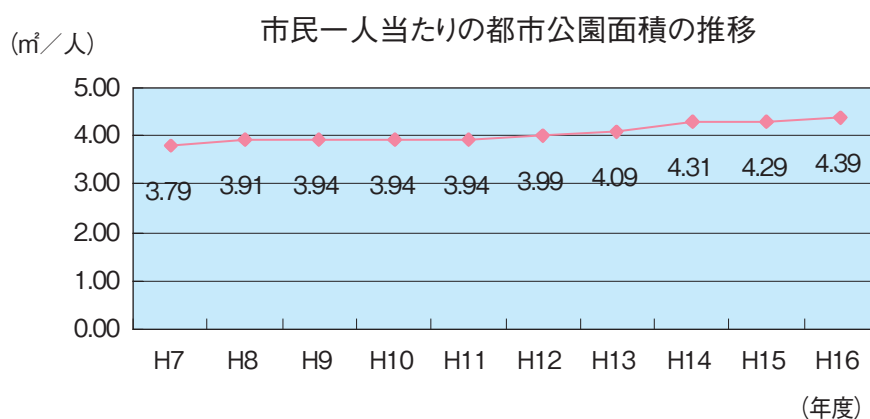
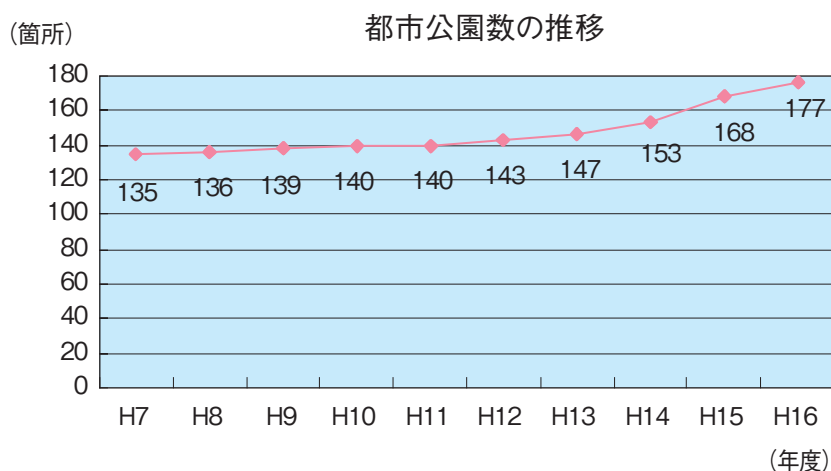
- ① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。
- ② 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。

5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備

- ① 新球場を中心としたスポーツやレクリエーション活動の拠点整備を検討します。
- ② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、余熱利用施設を含む(仮称)鯨井公園の整備を推進します。

6 公園の適正な管理と魅力の創出

- ① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。
- ② 人と犬、人と人がふれあえるドッグラン等、市民の多様なニーズに対応する魅力ある施設の建設を推進します。



3-

3-

6-

快適な住宅・住環境の整備

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

施策6 快適な住宅・住環境の整備

施策の指標

現状値	土地区画整理事業施行済面積(ha)	490.0(H16)
	市営住宅管理戸数(戸)	1,101(H16)
	高齢者世話付住宅戸数(戸)	30 (H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

安全で快適な生活を送るための基礎的な条件として、住宅やそれを取り囲む環境の整備が挙げられます。

高度経済成長期に進行した開発等により、十分な都市基盤が整わないまま住宅が密集している地区は、震災時の建物倒壊や火災延焼のおそれなどが懸念されます。

本市では、このような問題に対応するため、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域の指定等により適正な土地利用の誘導を図るとともに、土地区画整理事業等を推進し、良好な住環境の整備に努めてきました。

今後も、都市基盤が未整備な地区における土地区画整理事業等や密集市街地における再整備を検討するとともに、地域の特性に応じて地区計画等を活用する必要があります。

公営住宅については、平成14年に埼玉県住宅供給公社から2棟144戸を市営住宅として借り上げ、そのうち30戸をシルバーハウジング事業による高齢者向けの住宅供給を実施しました。現在は1,101戸の市営住宅を管理しており、低所得者向け住宅供給による居住の安定を図っています。

今後は、市営住宅のおよそ4割において老朽化が進んでいるため建て替えを検討する中で周辺の住環境の向上を図る必要があります。また、まちづくりと住宅政策の連携を検討し、各種助成制度の充実を図り、潤いある住環境のために総合的な住宅政策を推進していくことが必要です。

施策の推進

1 良好な住環境の整備

- ① 都市基盤の未整備地区については、土地区画整理事業等を検討し、良好な住環境の整備を図ります。密集している市街地については、防災機能の向上を含めた再整備を検討します。
- ② 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。

2 公的住宅の供給

- ① 買取り、借上げ等多様な手法により市営住宅の建て替えを図るとともに、福祉部門との連携により福祉施設等との併設・合築を検討します。

3 高齢者等への住宅支援

- ① 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。
- ② 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるように、住み替え家賃の助成や高齢者住宅保証制度等の充実を図ります。

【指標説明】

- 土地区画整理事業施行済面積(ha)：土地区画整理事業により整備された面積です。
- 市営住宅管理戸数(戸)：本市で管理している市営住宅の戸数です。
- 高齢者世話付住宅戸数(戸)：市営住宅のうち、高齢者等の世帯が自立して安心かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、その生活を支援する生活援助員を配置した高齢者等世話付住宅の設置戸数です。

姉妹友好都市（海外）

オフエンバッハ市（ドイツ・ヘッセン州）

両市はともに大都市圏に位置し、古い歴史を有するという共通点があるほか、川越市内に工場を持つドイツ企業がオフエンバッハ市にも工場を持つという縁もきっかけとなり、昭和 58 年 8 月 24 日に姉妹都市として提携することを盟約しました。



ビューズィング宮殿

セーレム市（アメリカ・オレゴン州）

市内の大学とセーレム市内の大学が姉妹校として提携を結んでいたことから、ホームステイなどを通じてさまざまな市民交流が重ねられたことがきっかけとなり、昭和 61 年 8 月 1 日に姉妹都市として提携することを盟約しました。



オレゴン州議会議事堂

オータン市（フランス・ブルゴーニュ州）

埼玉県出身でオータン市名誉市民の壁画修復画家が取り持つ縁で、平成 14 年 10 月 18 日に姉妹都市として提携することを盟約しました。姉妹都市提携 1 周年を記念して、オータン市では、新しい住宅地の道路を「川越通り」と命名しました。



川越通り

分野別施策

第4章 にぎわいに満ち、 活力ある産業を育てるまち — 産業・観光 —



川越工業団地

4-

1-

1-

地域振興拠点の整備と新しい産業の育成

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

施策1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成

施策の指標

目標値	川越ブランドの商品数(件)	H22年度	4
		H27年度	6
現状値	川越ブランドの商品数(件)	2(H17)	
	民営の事業所数(事業所)	11,094(H13)	
	従業員総数(人)	120,838(H13)	
	市内純生産額(億円)	8,405(H14)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、農業、商業、工業のバランスのとれた産業構造を背景とし、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として発展を続けてきました。

しかし、経済情勢等が大きく変化していることから、この変化に適切に対応しながら、産業の振興を図っていくことが課題となっています。

地域の特色を生かした産業の振興を図るため、施設整備や新しい産業の育成に努めるとともに、経営資源となる人材の活用や技術開発を支援していく必要があります。また、市場での評価や川越という地域の特色を表している商品のブランド化を推進していくとともに、高度情報化社会に対応した商品開発や販売力の強化を図ることが求められています。

施策の推進

1 地域振興ふれあい拠点施設の整備

- ① 地域産業の振興や活性化を図るとともに、地域住民の活動や交流を促進し、にぎわいの創出を図る施設として、市民の意見を聞きながら、埼玉県との共同事業により整備します。

2 新しい産業の育成

- ① 地域社会の活性化のために、コミュニティビジネス(*1)を育成・支援します。
- ② 起業や第二創業(*2)に対する支援を行います。
- ③ 企業の競争力の維持・強化のためISO認証取得等の支援を行います。

3 人材確保や人材育成の推進

- ① 中小企業の人材を確保するため、業務経験者や技術を有する人材の情報を収集し、提供に努めます。
- ② 高度化する技術革新やIT化などに対応できる人材を育成するため、研修環境の充

実を図ります。また、地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成のしくみづくりについて研究します。

4 産学公連携による技術開発の支援

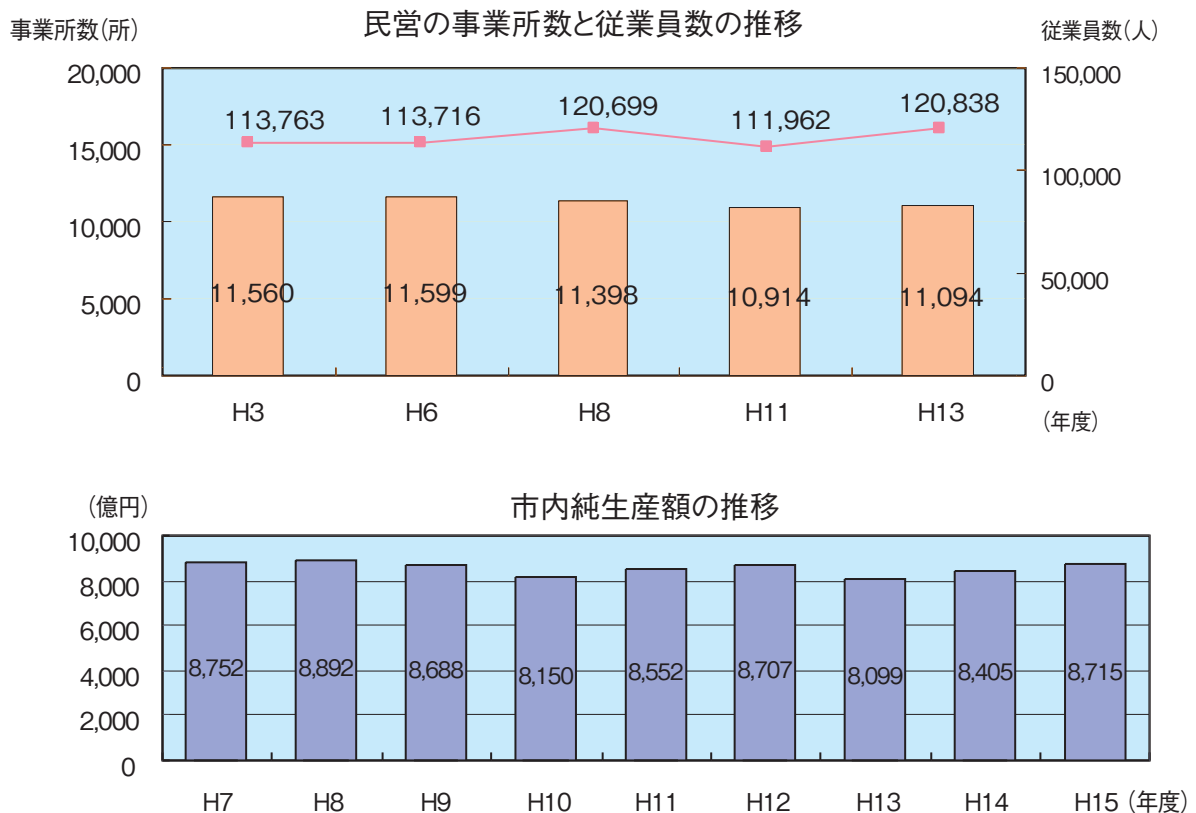
- ① 企業(産)が、技術シーズ(*3)や高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(公)と連携して、新製品開発や新分野進出等を図れる環境づくりを支援します。

5 川越ブランドの推奨

- ① 地場産業を育成するため、関係団体等と連携し「川越ブランド」の商品化を促進します。

6 高度情報化社会・IT社会への対応支援

- ① インターネット等を利用した商店街情報の提供など、販売サービス情報のネットワーク化を支援します。



【指標解説】

- 民営の事業所数：第1次、第2次、第3次産業の合計です。
- 従業員総数：上記事業所の従業員の合計です。

【用語解説】

- *1 コミュニティビジネス：地域の人々が、地域が抱える課題や地域に眠っている資源(労働力、原材料、特産品など)をビジネスの手法により解決・活用し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称を言います。実施主体はNPO、企業組合、株式会社などです。
- *2 第二創業：過去の経営を見直し企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。
- *3 技術シーズ：新しい可能性を持つ技術を言い、大学や研究機関などの研究成果で、事業化の可能性のあるものを指します。

4-

1-

2-

雇用の促進と労働環境の改善

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

施策2 雇用の促進と労働環境の改善

施策の指標

目標値	就労支援及び労働教育講座受講者数(人)	H22年度	250
		H27年度	300
	川越市勤労者福祉サービスセンター会員数(人)	H22年度	2,500
		H27年度	3,000
現状値	就労支援及び労働教育講座受講者数(人)	178(H16)	
	川越市勤労者福祉サービスセンター会員数(人)	1,978(H16)	
	有効求人倍率(倍)	0.62(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

経済状況は回復基調にありますが、雇用情勢はまだまだ厳しい状況が続いています。また、少子高齢社会の到来、経済のグローバル化、就業形態の多様化など産業構造の大きな転換期を迎え、雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

若年者の高い失業率や不安定な就労形態は、将来の社会や経済に大きな影響を与えるものとなっています。また、少子化の進行による労働力不足、高齢期を迎える団塊の世代の就業、女性の再就職などさまざまな課題があります。このような課題に対応した雇用の促進や新たな就労場の創出が必要となります。

安心して働ける労働環境を整備していくためには、健全な労使関係を保つことや仕事と家庭の両立が図れるような環境づくりが必要です。

また、就業意識やライフスタイルが多様化する中、勤労者が豊かに暮らすことができるように幅広くきめ細やかな福利厚生の実施が求められています。

施策の推進

1 雇用の促進

- ① 就労機会の拡大につながるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、求人情報等の提供を行うなど、若年者、中高年齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就業支援に努めます。また、職業相談体制の充実に努めます。
- ② 市内の大学など教育機関や企業と協力し、ニーズに即した職業能力の開発や向上、再就職者への支援を図ります。

2 労働条件改善の促進

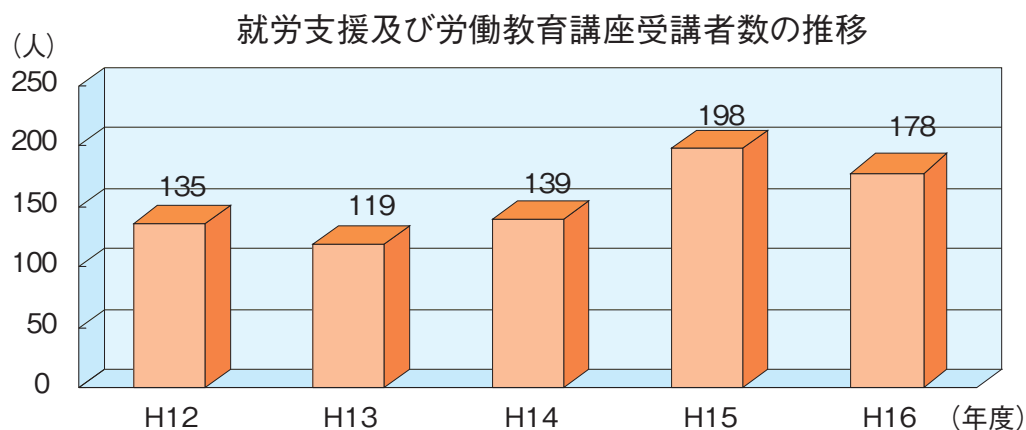
- ① 健全な労使関係や職場環境が築けるよう、労働教育講座等を開催して労働教育の推

進と労働安全衛生の普及・啓発に努めます。また、埼玉県などの関係機関と連携し、労働相談の充実に努めます。

- ② 仕事と家庭の両立が図れるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。

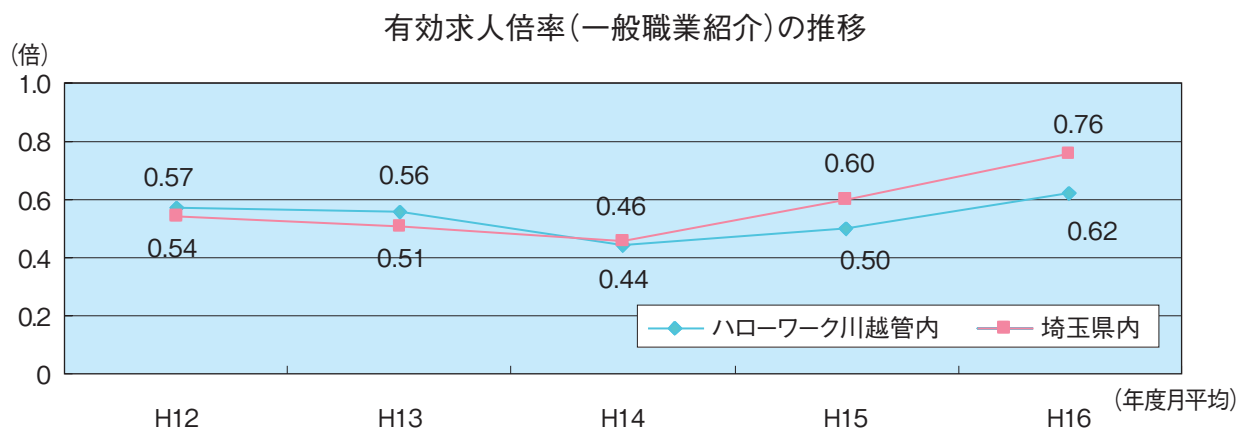
3 福祉制度の普及・促進

- ① 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者福利厚生施設の見直し、整備・充実に努め、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。
- ② 財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を支援し、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。
- ③ 中小企業退職金共済制度の普及に努めるなど、勤労者福祉及び共済制度の充実に努めます。



【川越市勤労者福祉サービスセンター会員数の推移】

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
事業所数	401	396	389	381	387
会員数(人)	1,912	1,887	1,901	1,868	1,978



4-

1-

3-

農業の振興

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

施策3 農業の振興

施策の指標

目標値	エコファーマーの人数(人)	H22 年度	19
		H27 年度	28
	認定農業者の人数(人)	H22 年度	120
		H27 年度	140
現状値	エコファーマーの人数(人)	10(H16)	
	認定農業者の人数(人)	99(H16)	
	農業産出額(億円)	81.6(H15)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の農業は大消費地である首都圏に位置するという地理的条件に恵まれており、また、農家戸数、耕地面積及び農業産出額は県内で上位を占めています。

しかし、全国的傾向である農業従事者の高齢化と農業後継者の不足は、本市においても深刻な問題であり、農地の有効利用を妨げる一因ともなっています。

農業生産を拡大し、安定した農業経営を確立するためには農業基盤及び生活環境の整備と担い手の育成・確保が求められています。また、農業が今後も消費者の求める安全・安心で、新鮮な農産物を供給するためには、環境との共生を図ることが必要です。

今後も農業の振興を通して、農業及び農地の持つ多面的機能を維持する必要があります。そのためには、市民の理解と地域の協力が求められています。

施策の推進

1 農業基盤及び生活環境の整備

- ① 農業の生産性の向上を図るため、ほ場整備等基盤整備事業を推進します。
- ② 生活環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業等を推進します。
- ③ 優良農地を保全し、遊休農地の発生の防止を図るため、効率的な土地利用を促進します。

2 食料の安定供給の促進

- ① 安定した農業経営の確立を図るため、水田農業、畑作農業等に対し支援します。
- ② 農産物の川越ブランド化、加工食品分野への進出、直接販売等新しい形態の農業経営の確立を支援します。

3 担い手の育成・確保の推進

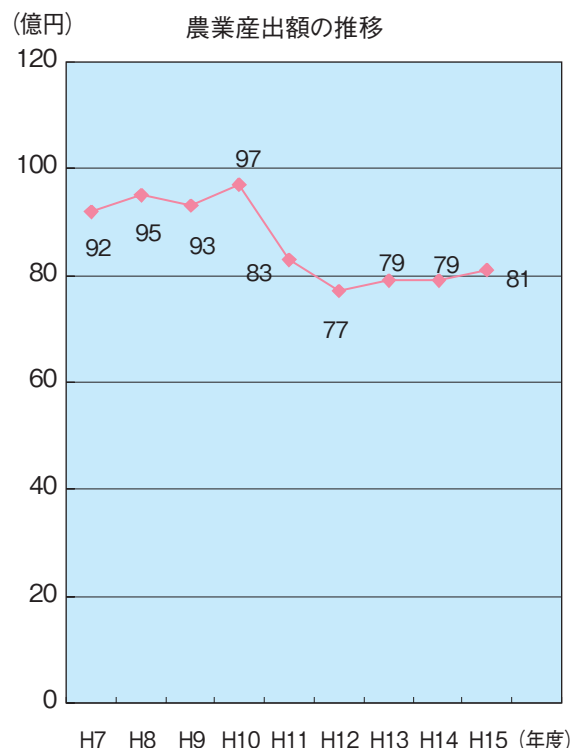
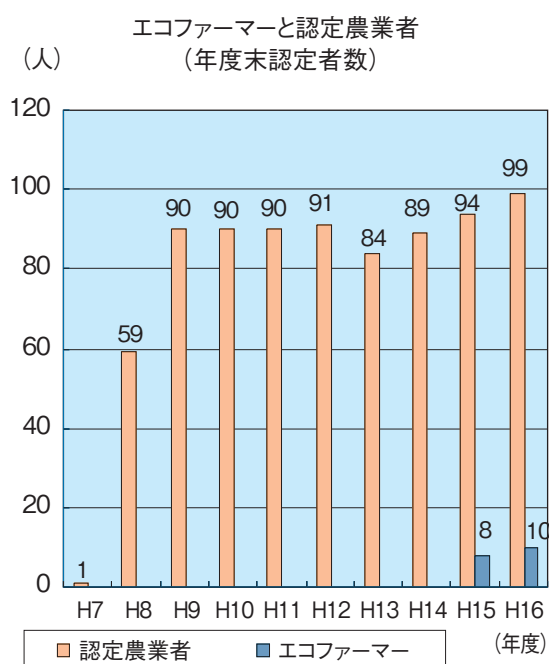
- ① 認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。
- ② 女性農業者や高齢農業者など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。
- ③ 農業者の連携を図るため、農業者組織の育成と支援を図ります。
- ④ 農業者が組織する法人等新たな担い手の確保を図ります。

4 環境と共生した持続可能な農業の推進

- ① 平地林の落ち葉や家畜ふん尿等を有機性資源として、その活用を促進します。
- ② 食の安全・安心を確保するため、農薬や化学肥料を削減した農法の普及を促進します。

5 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

- ① 市民農園等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、農政モニター制度等を通して農業者と消費者との交流の促進を図ります。
- ② 川越総合卸売市場への支援による流通機構の充実を図るとともに、農産物直売所の設置などによる地産地消の推進をはじめ、流通の多様化を図ります。



【指標解説】

- **エコファーマー**：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者です。
- **認定農業者**：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者です。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられます。

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

施策4 商業の振興

施策の指標

目標値	商店街法人化数(箇所)	H22 年度	7
		H27 年度	10
現状値	商店街法人化数(箇所)	5(H16)	
	商店数(店)	3,005(H14)	
	年間販売額(億円)	7,712(H14)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の商店数及び年間販売額は、ともに平成3年度をピークに減少しています。これは、長引く景気の低迷による購買力の低下や近隣市町での大型商業施設の進出による商業集積が進んだことなどによるものと考えられます。

更に、近年、本市においても大型商業施設等が多く立地し、中心市街地や周辺商業地への影響が生じており、中小小売店と大型商業施設等の共存共栄を図っていくことが課題となっています。

このようなことから、本市が広域商業地域として一層発展するため、中心市街地においてはTMO(*1)との連携を密にし、各種商業施策を実施していくとともに、周辺商業地においては地域に密着した魅力ある商業地及び商店街の形成に努めていく必要があります。

また、経営安定化や業務拡張をしていくための更なる支援の充実が求められています。

施策の推進

1 商店街形成への支援

- ① 商店街の法人化など組織強化を支援します。
- ② 商店街の活性化を図るため、宅配サービス事業等を支援します。
- ③ 魅力的な商店街を育成し、中小小売店と大型商業施設との共存共栄に努めます。
- ④ 安全・安心の商店街環境づくりを支援します。

2 中心市街地の活性化

- ① TMOとの連携を密にし、専門家育成事業や中心市街地イメージアップ事業等の支援に努めます。
- ② 鏡山酒造跡地や旧織物市場等を活用し、まちの回遊性を高め、市街地の活性化に努めます。

3 周辺商業地の形成

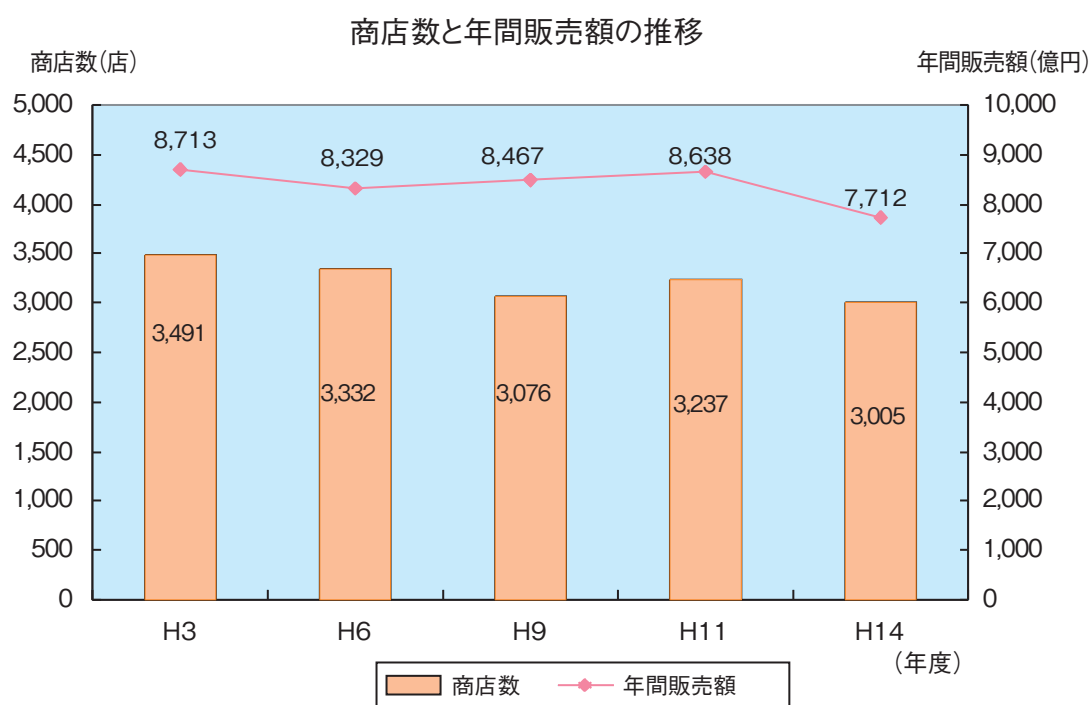
- ① 霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
- ② 国道等の沿道については、交通利便性の高い立地特性を生かし、駐車場を備えた郊外型の秩序ある商業地の形成に努めます。

4 商業団体等への支援・融資制度の充実

- ① 商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。
- ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。
- ③ 卸売団地の整備など、卸売及び流通機能の強化策を支援します。

【商店街法人化の状況】(平成 16 年度末現在)

川越一番街商業協同組合(昭和 26 年)、川越サンロード商店街振興組合(昭和 60 年)、大正浪漫夢通り商店街振興組合(平成 3 年)、川越新富町商店街振興組合(平成 4 年)、川越市角栄商店街振興組合(平成 4 年)



【用語解説】

- *1 TMO : Town Management Organizationの頭文字で、平成10年7月に施行された「中心市街地活性化法」に基づき設置される、まちづくりを運営・管理する機関です。さまざまな主体が参加するまちづくりを横断的・総合的に調整し、プロデュースします。

4-

1-

5-

工業の振興

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

施策5 工業の振興

施策の指標

目標値	市内工業専用地域の面積(ha)	H22年度	229
		H27年度	250
現状値	市内工業専用地域の面積(ha)		209(H16)
	事業所数(事業所)		614(H15)
	従業者数(人)		22,440(H15)
	製造品出荷額等(億円)		7,042(H15)

(各年の値)

現状と課題

本市は、商業や観光というイメージが定着していますが、3つの工業団地と2つの工場適地があり、市全体の製造品出荷額等が県内上位を占める有数の工業都市でもあります。

本市の工業を振興させるためには、新しい企業の誘致や既存工業の強化を図っていく必要があります。そのためには、受け入れ基盤として工業団地の拡張及び整備を図っていく必要があります。併せて企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討する必要があります。更に、工業団地内、工業団地間及び異業種間の交流を強化するとともに、関係団体との連携を図りながら支援していく必要があります。

市内事業所の約80%は従業員数30人以下の中小企業であり、景気の低迷等により、10年前と比べて総事業所数は約25%減少しています。市内に数多くある中小企業の育成を図るためには、営業活動、企業競争力の維持・強化、公的融資制度の強化・充実、経営診断等による経営基盤整備、産業情報の発信などの支援に取り組む必要があります。

施策の推進

1 工業団地の拡張及び整備

- ① 本市への進出企業や既存事業所の拡大の受皿として、工業団地の拡張及び整備を進めます。
- ② 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。

2 企業支援

- ① セールスレップ(営業のみを専門とする人)の活用など、営業活動の支援を検討します。
- ② 経営診断等による経営基盤整備を支援します。
- ③ 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。

- ④ 工場の立地情報など産業情報の発信を行います。

3 工業団体等への支援

- ① 工業の振興を図るために、工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。

●川越市内工業専用地域 (平成 16 年 12 月 31 日現在)

地 区	工業専用地域面積(ha)
芳 野	72
大 東	78
名 細	28
的 場	31
合 計	209

●事業所数・従業者数・製造品出荷額等 (各年 12 月 31 日現在)

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等(年間)
平成 12 年	734	23,623 人	7,166 億円
13	651	22,032 人	7,018 億円
14	607	22,473 人	6,780 億円
15	614	22,440 人	7,042 億円

※ 従業者 4 人以上の事業所について集計。

●川越市内工業団地等 (平成 15 年 12 月 31 日現在)

工業団地等	事業所数	従業者数	製造品出荷額等(年間)
川 越(芳野台)	96	4,132 人	1,077 億円
川 越・狭 山	28	3,435 人	1,212 億円
富 士 見	10	1,212 人	297 億円
的 場	22	1,931 人	506 億円
南 田 島	—	— 人	— 億円

※ 川越市分のみ集計(製造品出荷額等は未提出が一部あり、その分は計上されていません。)

4-

2-

1-

新たな観光事業の推進

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第2節 観光による地域振興

施策1 新たな観光事業の推進

施策の指標

目標値	観光客数(万人)	H22年	1,000
		H27年	1,100
現状値	観光客数(万人)	461(H16)	
	平均観光消費額(円/人)	4,167(H16)	

(暦年の値)

現状と課題

観光事業は、多様な業種がかかわる産業です。観光による地域振興は、地域活性化の重要な手段でもあり、積極的に推進しているところです。

地域が持つ魅力は、観光振興の基本要素であり、「小江戸」と呼ばれる本市には、魅力ある観光資源が多数存在し、年間500万人近くの観光客が訪れます。また、平成18年度に導入される「川越ナンバー」も観光客の誘致に寄与するものと期待されています。今後、更に観光振興を図るためには、新たな観光客確保はもとより、リピーターを確保することが大きな課題となっています。

そのためには、従来の川越まつり、小江戸川越春まつり、小江戸川越花火大会等の観光事業のほかに、産業を観光資源として見直す産業観光の推進、回遊ルートの多様化を図るための新河岸川観光舟運事業や、活用されていない観光資源の発掘など、新たな視点による観光事業の展開が必要です。

また、「小江戸川越」の魅力を発信していくために、ITによる観光情報の提供や外国人観光客の誘致なども重要な課題です。

施策の推進

1 観光事業の企画・推進

- ① 蔵、工場、伝統工芸の作業所、農業などのさまざまな生産現場を観光の対象としてとらえ直し、見学・体験することにより、楽しみながら産業の理解を深める観光として、産業観光を関係機関と調整しながら企画し、推進します。(第4章第1節施策4「商業の振興」参照)
- ② 新河岸川を活用した観光舟運事業の推進、伊佐沼の有効活用など地域性を生かした回遊ルートの開発を図ります。
- ③ 新たな観光資源を発掘し、これを活用することにより観光エリアの拡大を図り、滞

在型観光も視野に入れた事業を推進します。

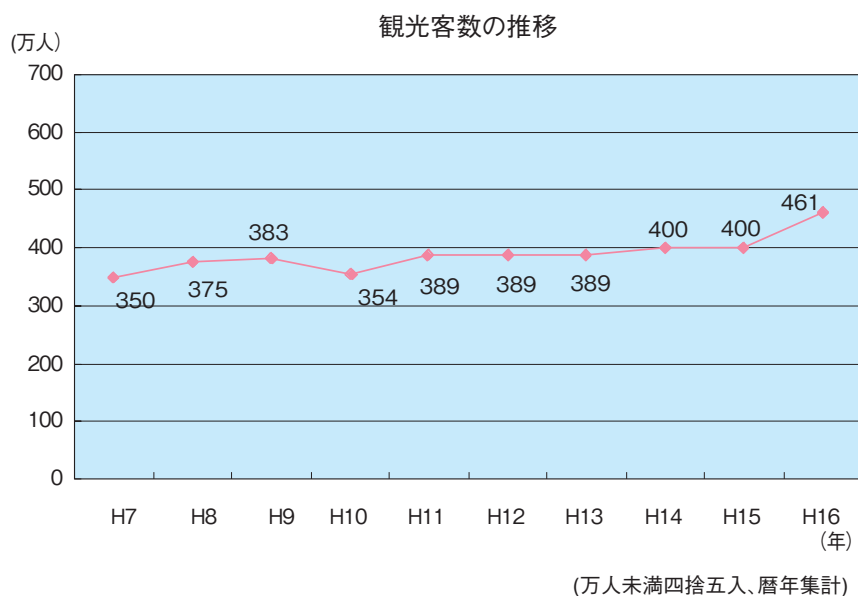
- ④ 川越まつりなど既存の観光事業を強化し、郷土芸能の伝承と保存を支援します。
- ⑤ 「川越ナンバー」の導入を活用して観光都市川越を全国にPRするとともに、関係市町と連携し、観光事業の推進に努めます。

2 ITによる観光情報の提供

- ① 「小江戸川越」のPRを広範囲に行うため、従来のメディアに加え、ITの活用を積極的に進めます。

3 外国人観光客の誘致

- ① 外国語パンフレットの充実、観光情報の提供などのPRに加え、旅行エージェント等関係機関に対しても積極的に働きかけ、外国人観光客のより一層の誘客を図ります。



【指標解説】

- 平均観光消費額：観光アンケートの結果によります(平成11年4,660(円/人)、同16年4,167(円/人))。

4-

2-

2-

観光環境の整備

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第2節 観光による地域振興

施策2 観光環境の整備

施策の指標

目標値	観光時間半日以上の観光客割合(%)	H22年	60
		H27年	70
現状値	観光時間半日以上の観光客割合(%)	50.0(H16)	
	観光客の満足度(%)	87.7(H16)	

(暦年の値)

現状と課題

本市を訪れる観光客が、スムーズかつ安全に各観光スポットを回遊するために、観光案内所の増設を始めとし、観光サインやポケットパーク、公衆トイレの設置等に努めてきました。

今後も、更に多くの観光客を受け入れるためには、障害のある人や高齢者、外国人観光客にも配慮した環境の整備、ホスピタリティ(*1)の向上と啓発を図る必要があります。

また、市内中心部の交通渋滞の緩和や観光客の利便性と安全を確保するため、郊外型駐車場の設置が重要な課題となっています。

観光ネットワークについては、広域観光等の調査・検討を進めており、「点から線、線から面へ」と、広がりのある観光を推進していくとともに、観光ニーズについても、観光アンケートを集約し、継続的に実施することにより、観光客の動向を知り、観光施策に反映させていく必要があります。

施策の推進

1 郊外型駐車場の整備

- ① 中心市街地の交通渋滞緩和及び観光客の利便性と安全を確保するため、郊外型駐車場の整備を推進します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
- ② 郊外型駐車場と観光スポットを結ぶため、パークアンドバスライドやパークアンドレンタサイクルなどの方策を関係各課と調整していきます。

2 まちの駅の設置

- ① 観光客の利便性の向上を図るため、まちの駅(*2)の設置を関係機関と検討します。

3 観光施設の整備

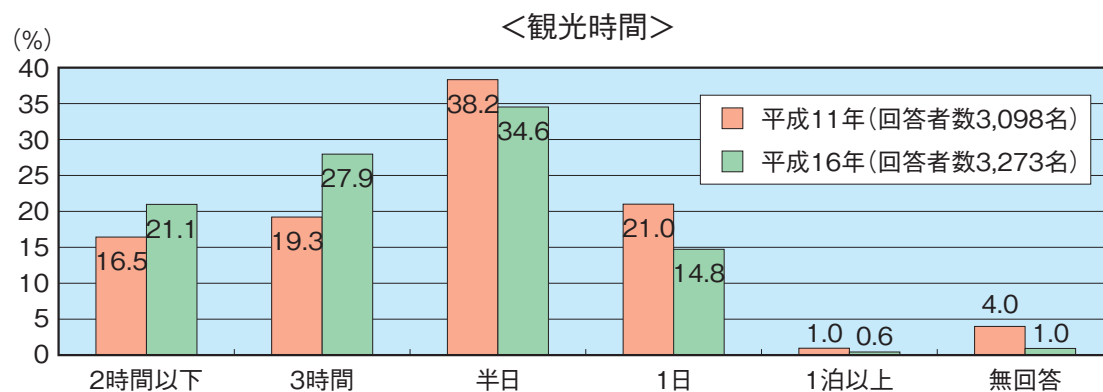
- ① 観光サイン、ポケットパーク、公衆トイレなどの整備と維持管理の向上を図ります。
- ② 観光案内サービスの充実を図るため、本川越駅などに観光案内所設置を検討します。

4 広域観光の推進

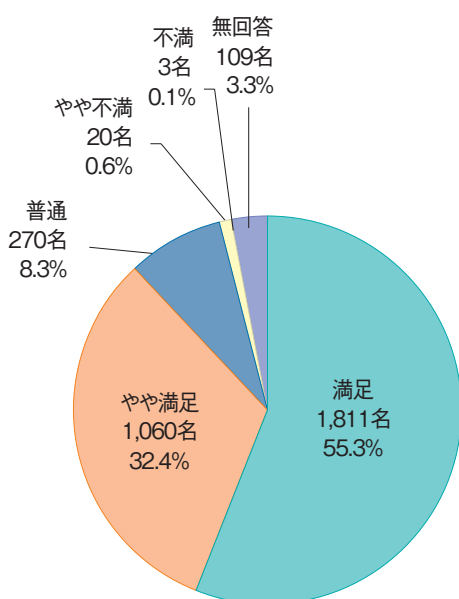
- ① 川越市を含む7市町で構成された「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」での広域観光を更に推進します。また、新たなエリアとのネットワーク化についても検討していきます。(共通第3節施策1「広域行政の推進」参照)

5 ホスピタリティの啓発

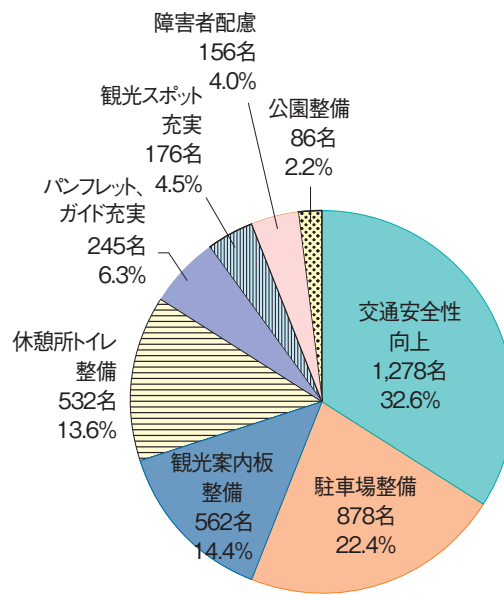
- ① ホスピタリティの向上と啓発のため、観光塾の創設を関係機関と検討します。



〈満足度〉(平成16年3月実施)



〈要望〉(平成16年3月実施)複数回答あり



【指標解説】

- 観光時間半日以上の観光客割合：観光アンケートにおいて、「半日」、「1日」、「1泊以上」と答えた人の割合(%)を足したものです。
- 観光客の満足度：観光アンケートにおいて、「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 ホスピタリティ：接客態度やもてなしのよいことを言います。
- *2 まちの駅：地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設を言います。

市民の日

12月1日

大正11年12月1日に本市が県内で最初に市制を施行してから60年後の昭和57年に、市民が、市の歴史を知り、自治の意識をたかめ、進歩そして調和を目指す日として、12月1日を市民の日と決めました。

分野別施策

第5章 人と自然がともに生きる、 地球環境にやさしいまち — 環境 —



安比奈親水公園

5-

1-

1-

総合的かつ計画的な事業推進

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

施策1 総合的かつ計画的な事業推進

施策の指標

目標値	市民の環境に対する満足度(%)	H22年度	50以上
		H27年度	60以上
現状値	市民の環境に対する満足度(%)	23.4(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、総合的な環境行政を推進するため、平成10年3月に「川越市環境基本計画」を策定し、環境目標や指標を定め、各種事業を展開してきました。進ちょく状況については、民間団体や事業者の取組も含めて年次報告書としてまとめ、毎年市民に公表し、意見を募集しました。

個別の計画としては、「川越市緑の基本計画」、「川越市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、総合的に事業を展開しました。また、平成11年度には川越市環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001(*1)の認証を取得するとともに、各種事業・施策も管理対象に含めてきました。

この間、各計画の事業がおおむね順調に進んでいるものの、必ずしも成果に結び付いていない状況も見られています。これらは、市だけではなく、市民・事業者も取り組むことにより成果が上がるなど種々の理由があるため、原因への対応や、より効果的な事業の開発など継続的な改善が必要となっています。

このような課題を踏まえ、各計画の見直しや、計画をより一層推進するための手法の検討、市民・事業者の取組や意見を反映した進行管理、新たな計画や条例等の策定も含めて検討していく必要があります。

施策の推進

1 環境基本計画の推進

- ① 「川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進ちょく状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。

2 緑の基本計画の推進

- ① 本市の緑をよりよいものとするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。

3 一般廃棄物処理基本計画の推進

- ① 「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。

4 率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)の推進

- ① 公共施設が排出する温室効果ガス(*2)を率先して削減し、市域全体の取組へ広がっていきます。

5 環境マネジメントシステムの推進

- ① ISO14001の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。

6 新たな計画等の検討

- ① 新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。

【指標解説】

- 環境満足度：市民アンケートにおいて、川越市の環境について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 ISO14001：国際標準化機構(ISO)が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み(環境マネジメントシステム)」の国際規格のことです。
- *2 温室効果ガス：地球は常に太陽からのエネルギーで温められ、そのエネルギーの一部を宇宙に放出しています。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、この放出されるエネルギーを吸収し、その一部を再び地表に戻すことで、地球の温度を一定に保つ働きをしています。このことを温室効果と呼び、温室効果を起こす二酸化炭素などのガスのことを温室効果ガスと呼びます。近年の温室効果ガスの増加が、地球温暖化の原因と言われています。

5-

1-

2-

各主体の参加のためのしくみづくり

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

施策2 各主体の参加のためのしくみづくり

施策の指標

目標値	かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回)	H22 年度	40 以上
		H27 年度	50 以上
現状値	かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回)	34(H16)	
	かわごえ環境ネットの会員数(団体・個人)	150(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、平成12年に市民、事業者、民間団体、行政の4者によるパートナーシップ組織として、かわごえ環境ネットを設立し、かわごえ環境フォーラムやリスクコミュニケーション(*1)など、組織の特徴を生かした先進的な環境活動を展開しています。また、環境学習・環境教育を推進するため、環境関連の出前講座や子どもたちの自主的な環境活動を支援することもエコクラブ(*2)の事業、身近な環境について体験しながら調査して学ぶ市民環境調査、目標を掲げて環境にやさしい学校づくりを進めるエコチャレンジスクール認定事業などを実施しました。

種々の事業を展開し、活動に広がりが見られつつありますが、環境問題の解決には継続的な取組が必要であることから、幅広い市民や事業者を対象に継続的に啓発を行っていく必要があります。

したがって、ネットワーク組織による活発な活動を進めるとともに、個々の市民や事業者が取り組むきっかけを提供する事業や自主的な取組を支援するような参加型事業などを、更に実施していく必要があります。

施策の推進

1 パートナーシップの形成

- ① かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携し広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。
- ② 市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。

2 環境学習の推進

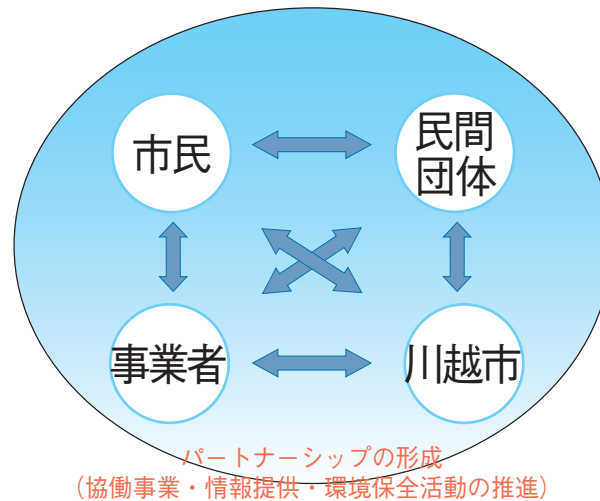
- ① 環境について学び、行動する市民の拠点となる環境学習施設の設置を検討します。
- ② だれにでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。

- ③ 環境に対する市民意識の向上を図るため、大人から子どもまで参加できる体験型環境学習を充実します。

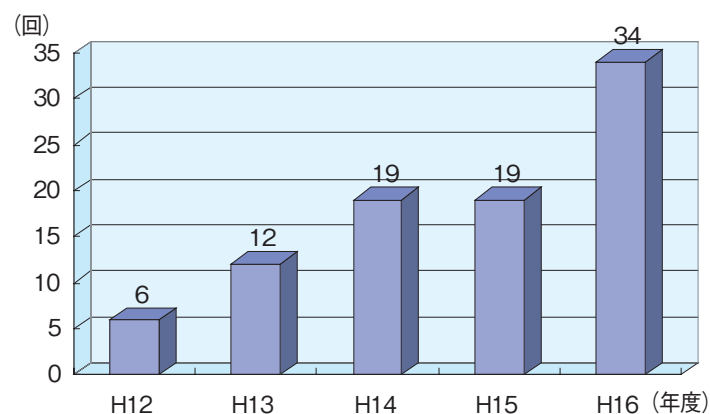
3 市民・事業者の取組の支援

- ① エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、同施策2「ごみの減量・資源化」等参照)
- ② 市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。(第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、第5章第3節施策1「自然環境の保全」等参照)

◆かわごえ環境ネットのイメージ図



◆かわごえ環境ネット主催の事業及び行事の実績



【用語解説】

- *1 リスクコミュニケーション：主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意思疎通を図ろうとするものです。
- *2 こどもエコクラブ：地域の身近な環境活動を自主的に取り組んでいる小・中学生による環境活動クラブです。環境省が支援しています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策1 地球温暖化対策の推進

施策の指標

目標値	家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯)	H22年度	2,290
		H27年度	2,220
	市内太陽光発電システムの累積発電出力(kW)	H22年度	6,300
		H27年度	9,050
現状値	家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯)	2,373(H16)	
	市内太陽光発電システムの累積発電出力(kW)	3,107(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地球温暖化は、二酸化炭素など温室効果ガス濃度の上昇により引き起こされ、海面上昇や異常気象などにより、人の健康や農業、生態系へ被害をもたらすことが予想されています。

平成17年2月には、「京都議定書(*1)」が発効し、日本はこの中で目標期間内に、1990年に比べて温室効果ガスを6%削減することを約束しています。

本市では、公共施設における1%節電運動により節約できた経費を市民に還元するとの考えから、住宅用太陽光発電の補助を開始しました。更に、新設の公共施設や小・中学校すべてに太陽光発電を導入することとし、「省エネ」から「創エネ」へと施策展開を図りました。一方、省エネハンドブックの作成、各種省エネコンクール、エコチャレンジファミリー認定事業などを実施し、市域全体の取組に広げるための事業展開を図りました。

しかしながら、市域の電力使用量は増加傾向を示しており、二酸化炭素の排出削減には結びついていません。環境への負荷が少ないエネルギーを大切に使う社会の構築を目指し、引き続き省エネルギーの推進と新エネルギーの普及を中心に、市域全体で取り組んでいく事業展開が必要です。

施策の推進

1 省エネルギーの推進

- ① 公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。
- ② 事業者に対し、経営の重要な要素として環境保全に取り組む環境経営を促進します。
- ③ 省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設におけるESCO事業(*2)等により、省エネルギーを推進します。

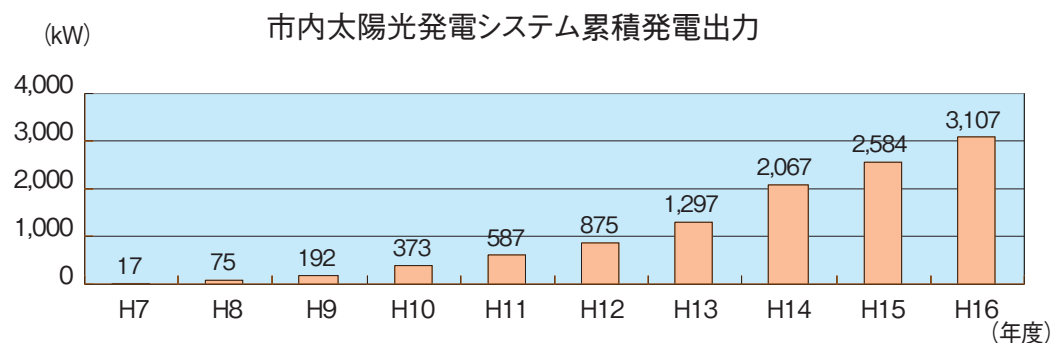
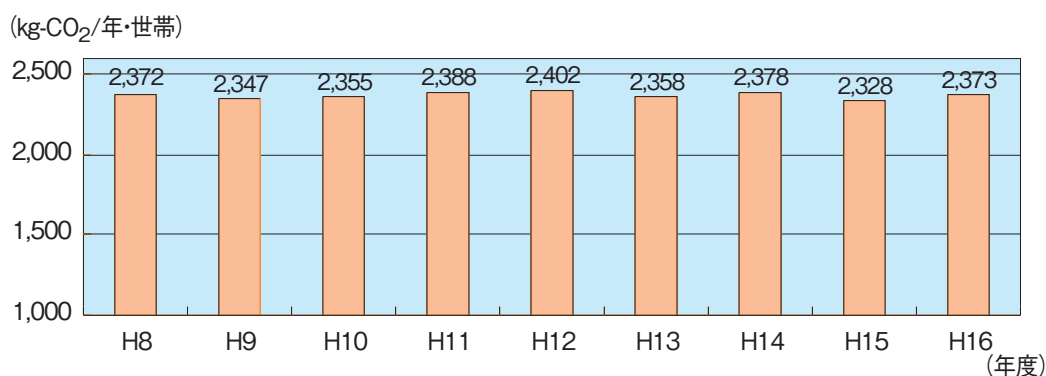
2 新エネルギーの導入促進

- ① 身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。
- ② 燃料電池(*3)等新エネルギーの普及を促進します。

3 その他地球温暖化対策の推進

- ① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。(第5章第2節施策2「ごみの減量・資源化」参照)
- ② 渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
- ③ 二酸化炭素の吸収源対策として緑の保全や創出に努めます。(第5章第3節施策1「自然環境の保全」参照)
- ④ 国、埼玉県と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量



【用語解説】

- *1 京都議定書：正式には、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」と言います。1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(C O P 3)」で採択された温室効果ガス削減のための議定書です。日本の数値目標を基準年(1990年)と比べて6%削減としています。
- *2 E S C O事業：工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。
- *3 燃料電池：酸素と水素を化学反応させて発電する装置。発電効力が良く、発電の際に発生する熱も有効利用できます。発電の過程で水しか排出しないクリーンなエネルギーと言われています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策2 ごみの減量・資源化

施策の指標

目標値	リサイクル率(%)	H22 年度	25 以上
		H27 年度	30 以上
現状値	リサイクル率(%)	24.1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、増え続けるごみの対策として、従来可燃ごみとして排出されていたペットボトル、その他プラスチック製容器包装などの分別収集を実施し、可燃ごみの減量と資源化に取り組みました。更に、焼却灰の資源化を実施し、その結果、リサイクル率は着実に向上してきました。また、従来から実施していた集団回収事業、生ごみ処理機器購入費補助事業の推進、出前講座などの実施によりごみの発生抑制に取り組みました。

これにより、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活習慣は徐々に改善されつつあります。

しかしながら、今後更なるリサイクルを推進することにより、それにかかる経費の増大が懸念されます。また、焼却処理や埋立て処理は、環境に多大なる影響を及ぼします。そこで、できるだけごみを発生させないような生活習慣への転換を図っていく必要があります。

また、繰り返し使える素材、耐久性に優れたものを製造することや簡易包装による販売を行うよう事業者にも協力を求め、更に拡大生産者責任(*1)が反映された社会構造となるよう国に働きかけることも必要となっています。

施策の推進

1 減量化の推進

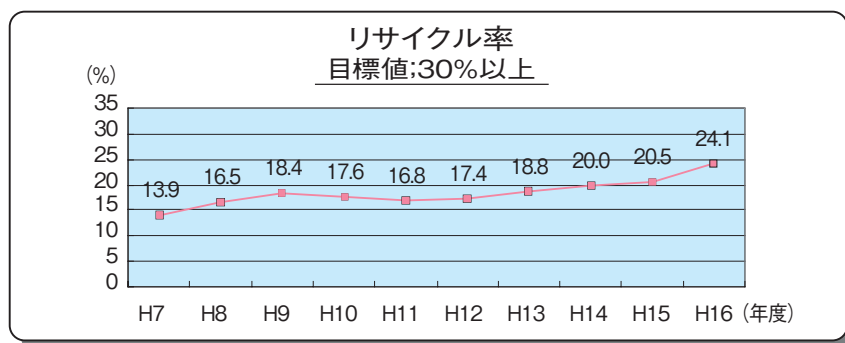
- ① 集団回収の促進等により、家庭から排出されるごみの減量化を推進します。
- ② 家庭ごみの有料化と併せて、戸別回収等の収集方法について検討します。
- ③ 多量排出事業者(*2)にごみの減量化を促すとともに、小規模の事業所等から排出されるごみについても減量化を促進します。

2 資源化の推進

- ① 施設の処理能力や経費を考慮し、分別収集の拡充、中間処理施設(*3)における資源化を更に推進します。

3 市民・事業者への啓発

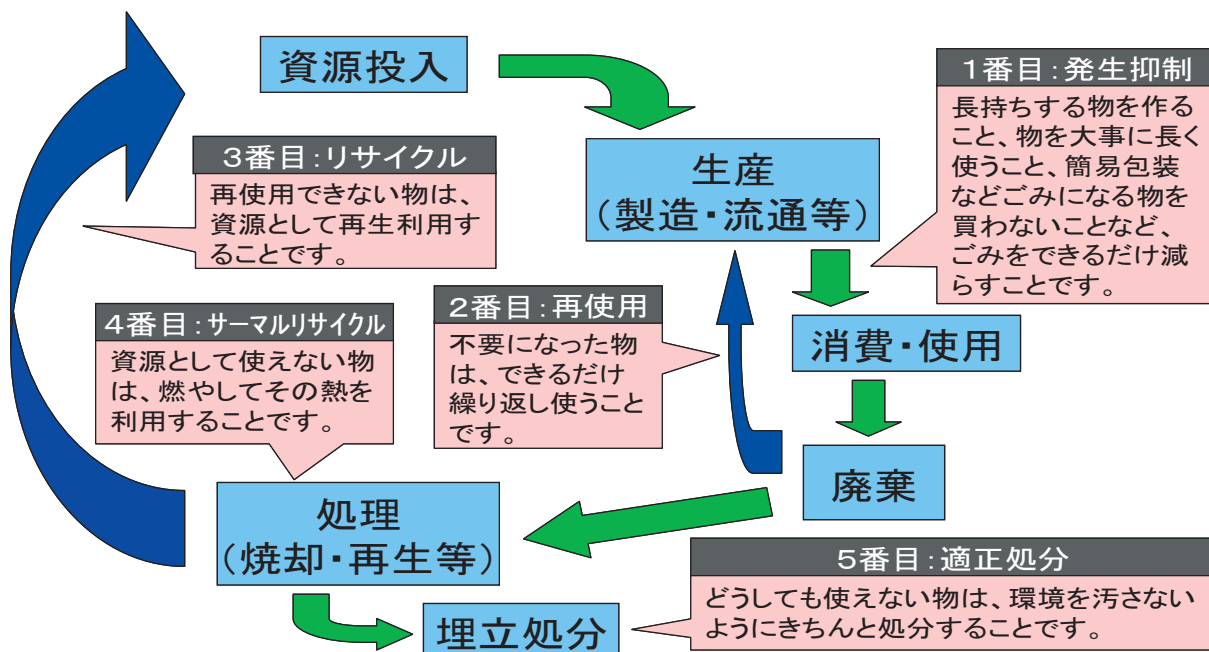
- ① 出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。
- ② エコストア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量化・資源化の取組を促進します。



《循環型社会》

「循環型社会」は、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」の第2条に規定されているものです。この社会とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を言います。また、処理の優先順位を初めて法定化しました。

《処理の優先順位》



【用語解説】

- *1 **拡大生産者責任**：物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。
- *2 **多量排出事業者**：市条例に定義されている「月5トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。
- *3 **中間処理施設**：収集されたごみを、再生利用や最終処分のために選別、圧縮・梱包、破碎、焼却等の処理を行う施設を言います。

5-

2-

3-

廃棄物の適正処理

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第2節 循環型社会の構築

施策3 廃棄物の適正処理

施策の指標

目標値	最終処分量(トン)	H22 年度	7,500
		H27 年度	6,500
現状値	最終処分量(トン)	10,581(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市にある東西2つの清掃センターについては、ダイオキシン類対策工事を実施するなど、適正な維持管理に取り組んできました。しかしながら、西清掃センターの老朽化が更に進み更新の時期が迫っていることから、資源循環型の中間処理施設を建設する必要があります。また、東清掃センターの更新についても今後検討する必要があります。

更に、最終処分場である小畔の里クリーンセンターは、平成22年度には埋立てが終了する予定です。焼却灰の資源化などにより、限りある資源の有効利用と施設の延命化を図っていますが、今後は、最終処分方法も含めて検討する必要があります。

し尿処理施設についても、老朽化とし尿処理世帯の減少に伴う適正規模を考慮した更新が必要となります。

一方、後を絶たない不法投棄やポイ捨て対策として、監視カメラの設置や自主的清掃活動への支援を実施してきましたが、解決には至っていません。今後も監視体制の充実や市民への啓発を図って行く必要があります。

施策の推進

1 一般廃棄物(ごみ)の適正処理

- ① ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。
- ② 循環型社会に配慮した新清掃センターを建設します。また、既存の中間処理施設においては、安全で効率的な維持管理に努めます。
- ③ 最終処分場の適正な維持管理を行います。更に、今後の最終処分方法を含めた更新と埋立て終了後の跡地利用について検討します。
- ④ ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。

2 一般廃棄物(し尿)の適正処理

- ① 既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理

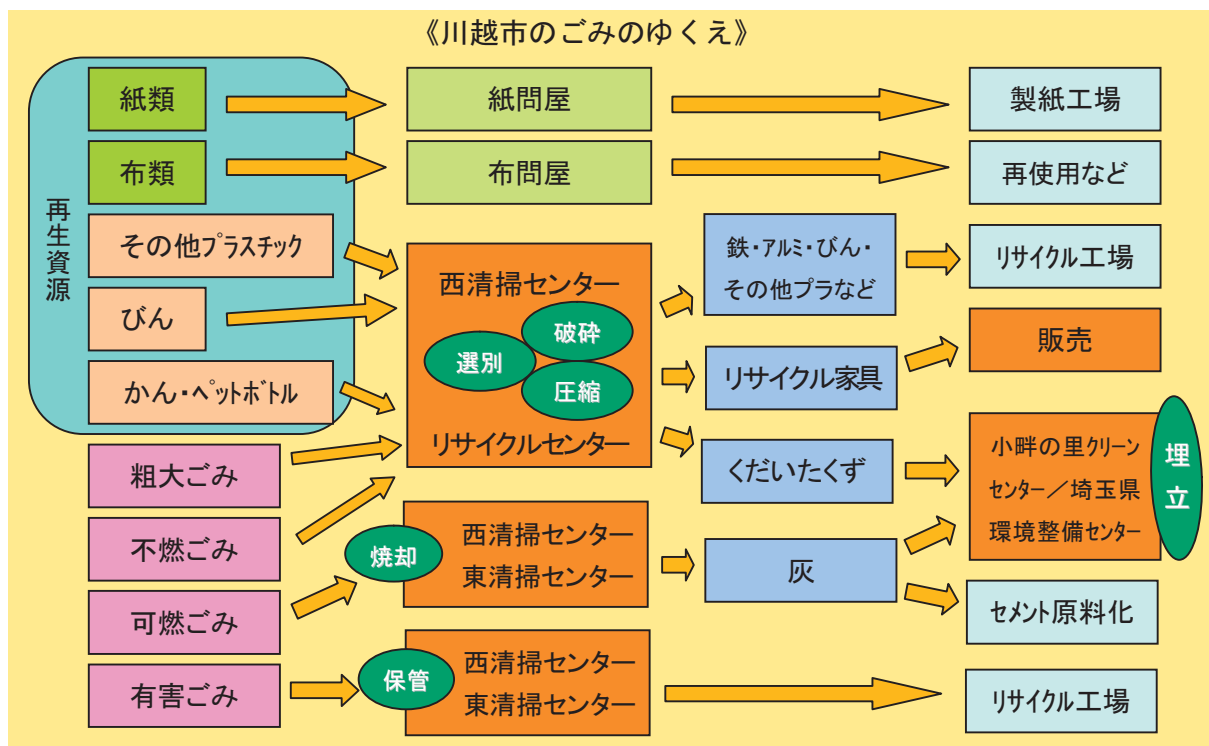
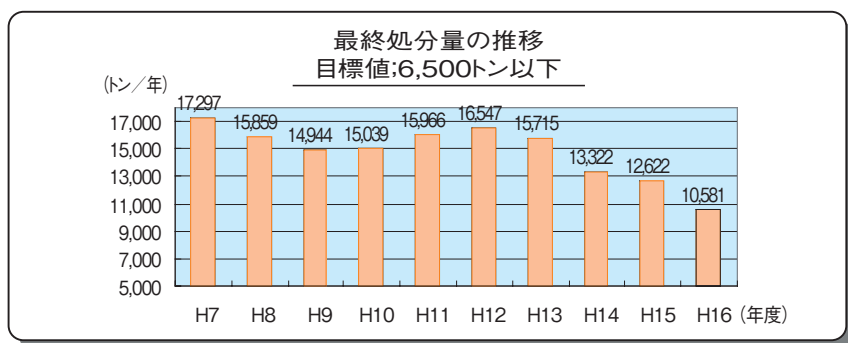
世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。

3 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。
- ② 排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物、使用済み自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。

4 不法投棄対策の徹底

- ① 不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。
- ② ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。



第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第3節 環境保全対策の推進

施策1 自然環境の保全

施策の指標

現状値	緑地面積(ha)	2,880(H16)
	雑木林等の公有地化面積(m ²)	66,209(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、平成10年3月に「川越市緑の基本計画」を策定し、この計画に基づき公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等、緑に関する諸施策を推進しています。

緑の保全については、樹林地の保全策として、市民の森指定事業や保存樹木・樹林指定事業を実施しています。くぬぎ山地区(*1)においては、埼玉県や近隣市町と協力して、くぬぎ山自然再生事業に取り組んでいます。緑化の推進については、苗木配布事業、生け垣設置補助金交付事業、公共施設の緑化事業、市民花壇指定事業等を実施し、緑の創出を行っています。水辺環境の保全については、仙波河岸史跡公園、安比奈親水公園等の整備を実施し、湧水地の現況調査や簡易測定法による水質の測定を実施しています。

しかし、都市化に伴う開発や、相続等による樹林地の売却、落葉や日照など樹木に関係した問題が原因となり、雑木林や身近な緑の減少が見られます。したがって、緑地の保全と緑化を一層推進するとともに、市域全体として緑を守る共通認識を持つことが必要となっています。また緑や水辺はさまざまな生物の生息空間として重要であることから、緑や水辺を含む自然環境の保全が必要となります。

施策の推進

1 緑の保全と活用

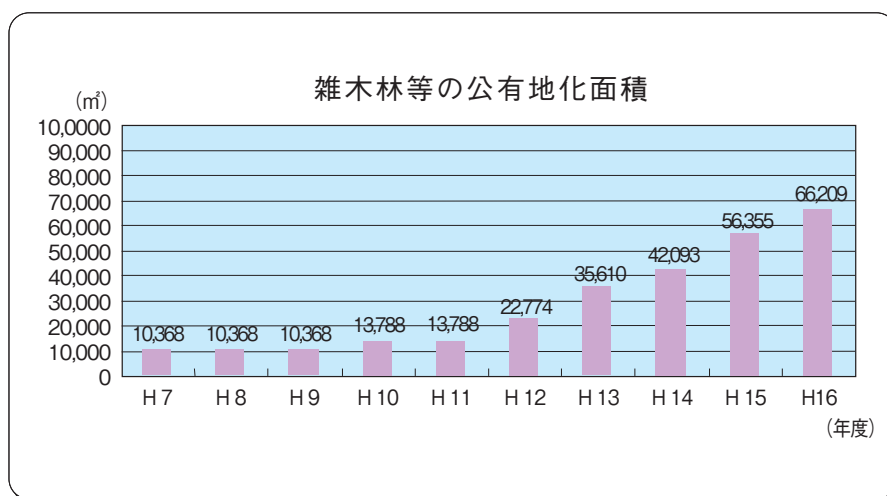
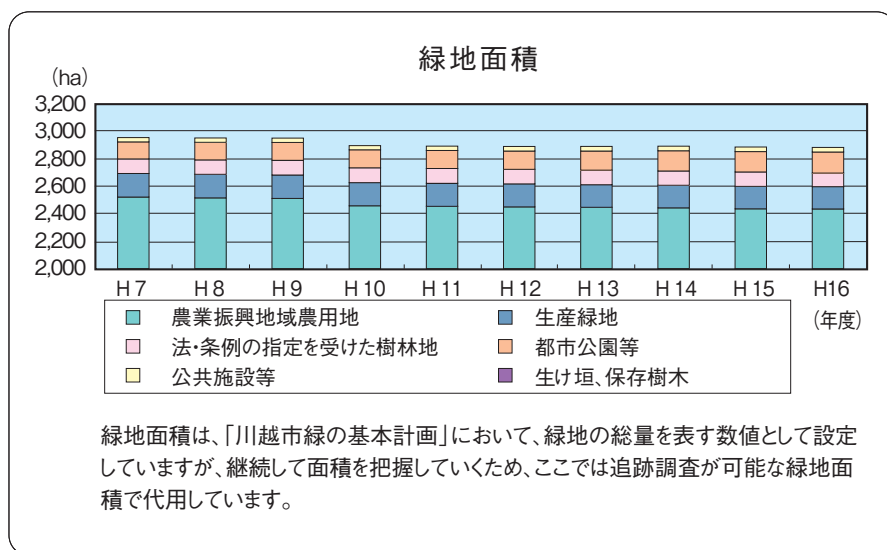
- ① 貴重な緑地を守るため、樹木や樹林地を保存樹木・樹林、市民の森へと指定を推進するとともに、特別緑地保全地区を新たに指定する等、樹林の保全を行います。
- ② 市民の緑や野生生物に対する理解を深めるため、樹林地を活用した施策を進めます。
- ③ 武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

2 緑の創出

- ① 良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- ② 潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。
- ③ 市民花壇の設置、緑のパートナー事業など市民・市民団体と協力し緑化を推進します。

3 水辺環境の保全

- ① 入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。（第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照）
- ② 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。
- ③ 市民団体等の協力を得て、動植物等の調査、外来種の対策等を実施し、生態系の保全を推進します。



【用語解説】

*1 くぬぎ山地区：川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約152haの大規模な樹林地で、通称「くぬぎ山」と称されています。

5-

3-

2-

生活環境の保全

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第3節 環境保全対策の推進

施策2 生活環境の保全

施策の指標

目標値	大気環境基準達成状況(%)	H22年度	85
		H27年度	100
	公共用水域環境基準達成状況(%)	H22年度	95
		H27年度	100
現状値	大気環境基準達成状況(%)	75(H16)	
	公共用水域環境基準達成状況(%)	92(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

水質に関しては、市内を流れるほとんどの河川等で有害物質による汚染はなくなりましたが、一部では生活排水等が原因で、環境基準が満たされていません。

また、大気に関しては、光化学スモッグの発生、自動車の走行等により発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質(*1)が原因で一部の環境基準が満たされていません。

騒音・振動・悪臭に関しては、都市化の進展により、住工混在地域が増え、新たな地域での苦情発生も多くなるとともに、近隣間の問題など規制対象外の事例も多くなっています。

一方、化学物質については、近年、有害性が疑われる物質の排出に対して、従来の手法とは異なり、P R T R法など自主的な取組を促す規制方法が行われつつあります。

今後は、従来の対策を継続し、強化するとともに、土壌汚染、新たな化学物質等の規制に的確に対応していくことが必要です。

施策の推進

1 水・土壌環境の保全

- ① 河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。
- ② 土壌汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。
- ③ 雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)

2 大気環境の保全

- ① 大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。
- ② アイドリング・ストップ運動や低公害車の普及啓発を推進します。

3 騒音・振動・悪臭対策

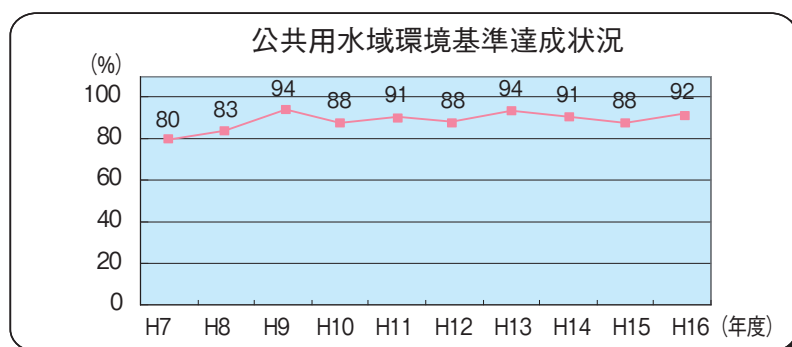
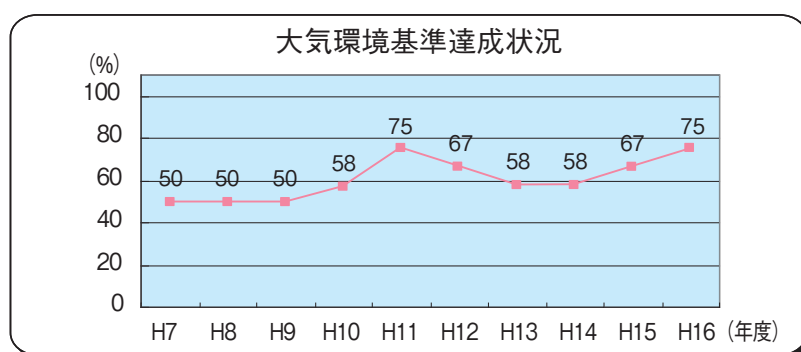
- ① 騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。

4 化学物質対策

- ① 環境中のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的にを行います。
- ② 特定化学物質(*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。

5 監視・調査体制の充実

- ① 新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。
- ② 公害測定機器類の充実に努めます。



【指標解説】

- **大気環境基準達成状況**：大気汚染常時監視測定局(一般環境)で測定している12項目中で、環境基準に適合している項目の割合です。
- **公共用水域環境基準達成状況**：4河川9地点で測定している5項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数)中の環境基準に適合している項目の割合です。

【用語解説】

- *1 **浮遊粒子状物質**：工場の施設や自動車の排ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、 $10\mu\text{m}$ 以下のものを言います。呼吸器疾患などを引き起こす原因とされています。
- *2 **特定化学物質**：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」に基づく第一種指定化学物質354物質及び第二種指定化学物質81物質、更に埼玉県が独自に指定した物質64物質の合計499物質のことです。

災害協定

川越市では、災害時に備え、他の自治体と各種協定を締結しています。主な協定内容は次のとおりです。

締結先	協定内容	締結年月
群馬県高崎市	相互応援	昭和 60 年 8 月
さいたま市	避難場所の相互利用	平成 8 年 8 月
坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	相互応援	平成 10 年 6 月
福島県棚倉町	相互応援	平成 11 年 1 月
東京都八王子市	相互応援	平成 15 年 1 月
中核市災害相互応援協定締結市	相互応援	平成 15 年 9 月

分野別施策

第6章 人と人とのつながりを感じ、 安全で安心して暮らせるまち — 地域社会と市民生活 —



ながらパトロール運動

6-

1-

1-

地域コミュニティ活動の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策1 地域コミュニティ活動の推進

施策の指標

目標値	自治会加入率(%)	H22 年度	85.0
		H27 年度	90.0
現状値	自治会加入率(%)	84.6(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、コミュニティ活動の中心的役割を担っている自治会への加入を促進するとともに、自治会やその連合組織の川越市自治会連合会と連携しながら、地域における環境美化、交通安全、青少年健全育成、防犯等、多岐にわたる地域の課題に取り組む活動を行っています。

平成17年4月現在、287の自治会が組織されていますが、隣近所との付き合いが希薄になっている昨今のライフスタイルにあって、コミュニティへの参加意識が低下し、自治会加入率が減少傾向にあります。

コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設については、新築や老朽化に伴う建て替えの要望が多く、平成8年度から16年度までに27件の施設整備補助を実施しました。また、新たなコミュニティ施設として、平成14年12月に「川越市北部地域ふれあいセンター」をオープンし、本市で初めての住民による管理・運営がされています。

また、NPO等の市民活動団体が増加していますが、その中でも地域コミュニティ活動に取り組んでいる団体等とパートナーシップを築いていく必要があります。

施策の推進

1 コミュニティ意識の形成

- ① 自主防災、自主防犯といった地域の力を必要とする活動の推進を通じて、コミュニティ意識を形成します。また、自治会の設立を支援し、自治会活動を活性化することで自治会への加入を促進します。
- ② 川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。

2 コミュニティ活動の促進

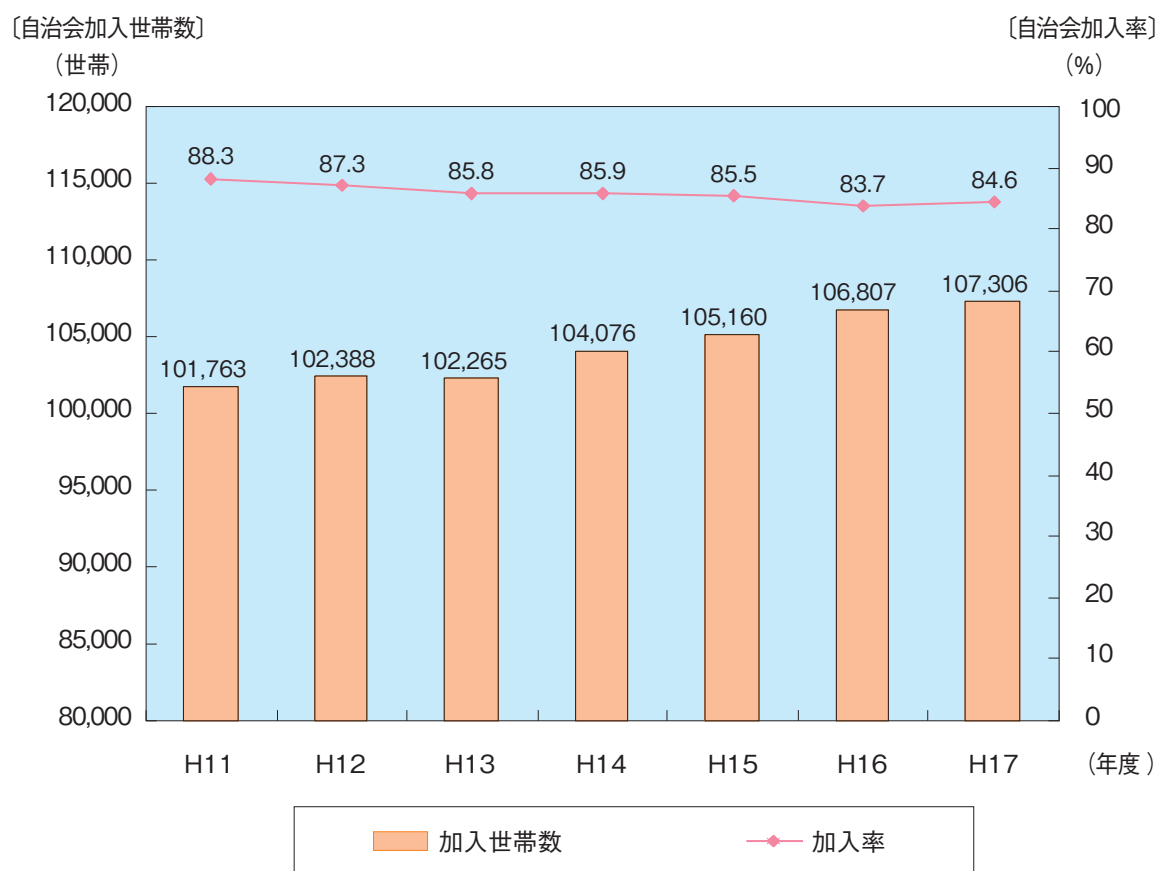
- ① 自治会連合会と連携し、防災、防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。

- ② NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、コミュニティ活動を促進します。

3 コミュニティ施設の充実

- ① 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。
 ② 東部及び大東地域に地域ふれあいセンターの建設を推進します。
 ③ 市民が利用しやすい出張所とするため、機能等の見直しを行います。

【自治会加入率の推移】



6-

1-

2-

平和で思いやりのある地域社会づくり

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策2 平和で思いやりのある地域社会づくり

施策の指標

現状値	人権教育指導者養成講座参加者人数(人)	3,420(H16)
	市民相談件数(件)	6,091(H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

人々が社会の中で生き生きと暮らしていくためには、差別や偏見のない平和で思いやりのある明るい社会を築いていくことが必要です。このため、本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、平和意識の高揚に向けた平和教育や平和施策を実施してきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決を図るため、「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成14年3月失効)に基づき、環境改善対策の充実を図るとともに、差別意識の解消に向けた教育や啓発の充実を図ってきました。しかし、差別意識や偏見は必ずしも解消されたとは言えません。

「人権の世紀」と言われる21世紀、人権の尊重が平和の基礎であるということを踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育や啓発を図るとともに、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

同和問題については、女性、子ども、高齢者、障害のある人、在日外国人等のさまざまな人権問題の一つとして位置付け、引き続き差別意識の解消を図っていく必要があります。

市民相談については、既存の相談体制を検証するとともに、市民の生活上の問題が一層複雑多岐にわたることが予想されることから、より専門的知識が必要になると考えられます。

施策の推進

1 人権施策の推進

- ① 人権施策を推進するための基本計画等を策定します。
- ② 市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
- ③ 同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。

2 人権教育の充実

- ① 人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

- ② 教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。
- ③ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(*1)を推進します。

3 平和意識の高揚

- ① 平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実に努めます。
- ② 学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実に努めます。

4 市民相談の充実

- ① 複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談業務の充実に努めます。
- ② 市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。

人権教育指導者養成講座参加者人数(各公民館年 6 回開催)

(人/年)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
3,226 人	2,983 人	3,164 人	3,486 人	3,420 人

年度別相談件数

(件)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
一般相談	650	564	458	595	493
専門相談 (法律等)	4,254	4,674	4,579	5,067	5,598
合 計	4,904	5,238	5,037	5,662	6,091

【用語解説】

*1 集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。

6-

1-

3-

男女共同参画社会の実現

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策3 男女共同参画社会の実現

施策の指標

目標値	各種審議会等への女性委員の登用割合(%)	H22 年度	35 以上
		H27 年度	40 以上
	性別による固定的役割分担意識度(%)	H22 年度	5 以内
		H27 年度	0
現状値	各種審議会等への女性委員の登用割合(%)	27.0(H17)	
	性別による固定的役割分担意識度(%)	10.9(H17)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

今日、男女がお互いの人権を尊重するとともに責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が望まれています。

そこで、本市では平成13年12月に「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会基本法に基づく責務としての基本方針を示すものとして「第二次川越市女性計画」を策定し、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかし、政策や方針の決定過程における女性の参画は、各種審議会等への女性委員の登用割合で見ると平成17年度までの目標値である30%に達しておらず、より積極的な女性の登用を図る必要があります。

近年、ドメスティック・バイオレンス(*1)やセクシュアル・ハラスメント(*2)が大きな社会問題となっており、その防止に向けた取組が必要となっていることから、平成14年7月、クラッセ川越の「女性活動支援のひろば」内に相談室を設置し、女性に対する暴力等の相談を開始しました。

また、就業の場での女性の参画を進める上で、家庭と仕事との両立が課題となっており、育児、介護等を社会全体で支える体制を整備する必要があります。

今後は、人権尊重の視点から、男女共同参画への意識づくりを更に推進するとともに、あらゆる分野への男女共同参画の促進や多様な生き方が選択できる環境づくりを進め、併せて、推進体制の整備・充実により、本市における男女共同参画を推進する必要があります。

施策の推進

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

- ① 男女が互いの性を理解し、人権を尊重するための意識啓発に努めます。

- ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、相談体制の充実に努めます。

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

- ① 政策や方針の決定過程における女性の参画促進と、人材育成に努めます。
- ② 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流及び国際協力に努めます。
- ③ 防災、防犯、まちづくりなど、新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進に努めます。

3 多様な生き方が選択できる環境づくり

- ① 子育てや介護など、家庭における男女共同参画の促進に努めます。
- ② 男女がともに地域活動に参画することにより、地域における男女共同参画を促進します。
- ③ 女性も男性も働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、女性の就業に関するチャレンジ支援により、働く場における男女共同参画の促進に努めます。
- ④ 健康をおびやかす問題についての啓発を図り、生涯を通じた男女の健康を支援します。

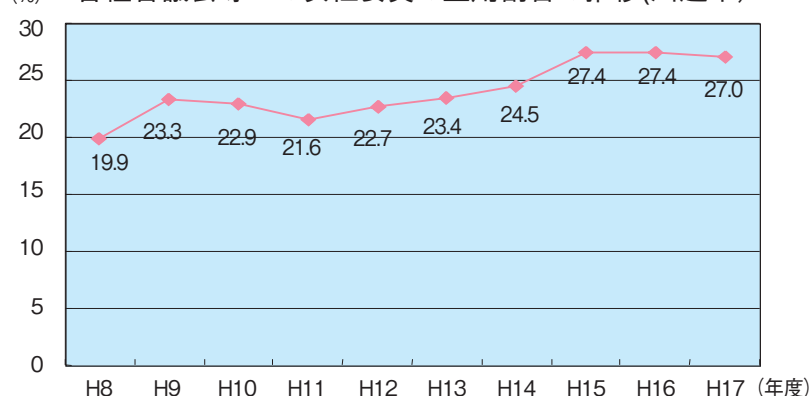
4 推進体制の整備・充実

- ① 男女共同参画審議会及び庁内推進体制の機能充実に努めるとともに、男女共同参画を推進するための施設の整備・充実に努めます。
- ② 男女共同参画基本計画の進行管理を実施するとともに、男女共同参画に関する施策の調査、研究、情報提供に努めます。

各種審議会等への女性委員の登用割合(平成17年4月1日現在)

審議会等 総数	女性を含む 審議会数	女性を含む 審議会比率	委員総数	うち女性 委員数	女性委員の 比率
51	39	76.5%	860人	232人	27.0%

(%) 各種審議会等への女性委員の登用割合の推移(川越市)



【用語解説】

- *1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：男女の親密な関係(夫婦、恋人、パートナーなど)の間に起こる身体的、精神的、性的暴力を言います。
- *2 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせであり、特に労働の場において、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事を遂行する上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることを言います。

6-

1-

4-

青少年健全育成の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

施策4 青少年健全育成の推進

施策の指標

目標値	青少年の社会参加人数(人)	H22 年度	1,500
		H27 年度	2,000
	子ども 110 番の家事業(実施地区)	H22 年度	21
		H27 年度	22
現状値	青少年の社会参加人数(人)	1,065(H16)	
	子ども 110 番の家事業(実施地区)	15(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

社会環境の急激な変化により、青少年にかかわるさまざまな問題が生じています。青少年の人口は減少傾向にある一方で、青少年非行の深刻化等憂慮すべき状況にあります。こうした状況を改善していくためには、まず大人自身が社会の基本的なモラルやルールを身をもって伝えていく姿勢が必要です。

本市では、青少年団体への支援、少年の主張作文、少年の翼(船)等により、青少年の自主活動意欲を高め意識の向上を図るとともに、児童館、児童遊園等の整備・充実により青少年健全育成の環境づくりを推進しています。また、青少年の問題行動等の早期発見及び早期指導を図るため、街頭補導活動や少年相談等に取り組んでいます。しかしながら、非行の低年齢化、粗暴化が進み深刻な状況にあります。

一人ひとりの青少年が夢をはぐくみ、未来に向かって健やかに成長するためには、家庭はもとより、地域、学校、警察などの関係機関が連携し、社会全体で取り組むことが必要です。

また、地域交流等を通して青少年の社会参加を推進し、その体験を通して社会的な自立を支援することが必要です。青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、地域の子どもは地域で守り育てる協力体制づくりが必要です。

施策の推進

1 青少年の社会参加の推進

- ① 学生・ボランティアバンク制度を設け、青少年の社会奉仕活動を支援し、研修等の充実により、青少年ボランティアの養成に努めます。

2 協力体制の拡充

- ① 青少年を犯罪被害から守るため、子ども 110 番の家等の拡充に努めます。

② 少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。

③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。

3 青少年施設の整備・充実

① 児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。

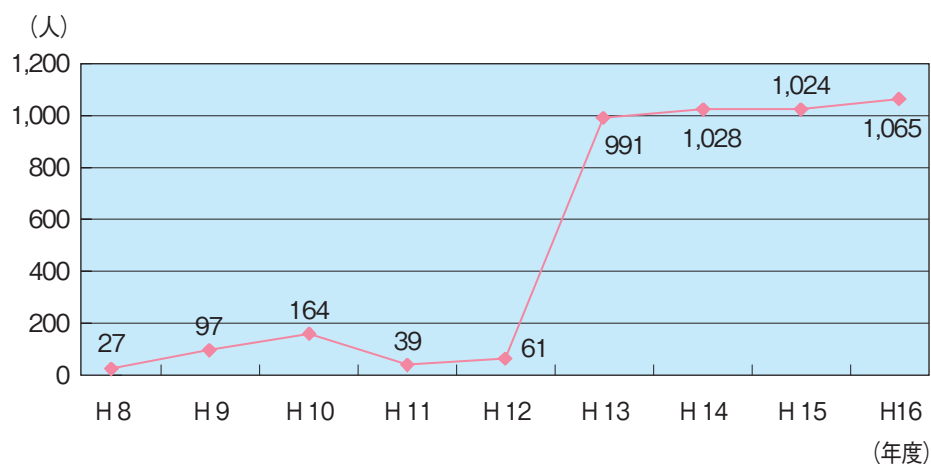
② 体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。

4 青少年の人権擁護の推進

① 少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。

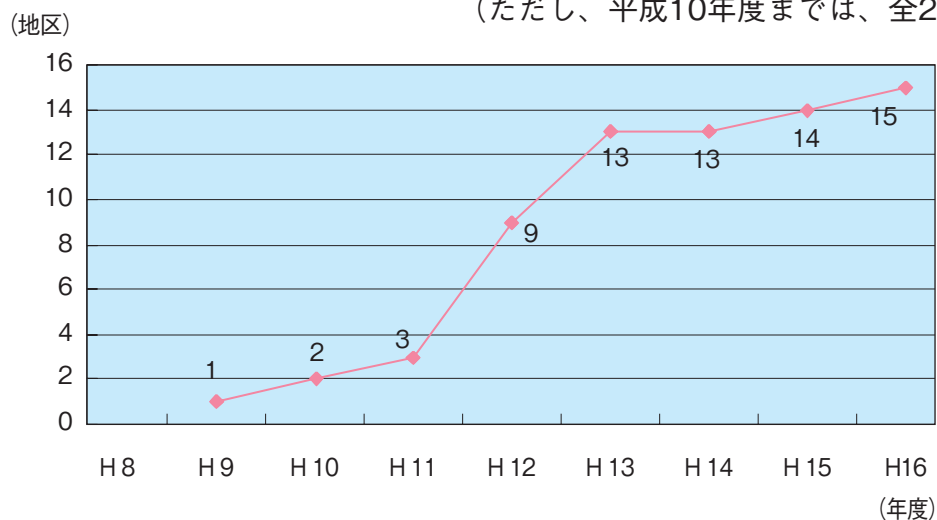
② 「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。

【青少年の社会参加人数】（ただし、平成13年度より相談員事業を加えました。）



【「子ども110番の家」設置地区数（実施地区／全22地区）】

（ただし、平成10年度までは、全21地区）



6-

2-

1-

防災体制の整備

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策1 防災体制の整備

施策の指標

目標値	自主防災組織結成率(%)	H22 年度	80.0
		H27 年度	—
現状値	自主防災組織結成率(%)	41.1(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の教訓を生かし、「川越市地域防災計画」の見直しを行い、防災施設の拡充として、避難場所、災害用給水井戸、防災行政無線を整備しました。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方から生まれた自主防災組織については、補助制度の充実等を図り、平成 16 年度末現在 99 地区に結成されています。

防災ポスターコンクールの実施や広報紙・パンフレット等による啓発活動、総合防災訓練や防災研修会等を通じて市民の防災意識の高揚を図っています。

災害応急対策については、災害時における援護体制を確立するため、各種の応援協定の締結に努め、高崎市等の自治体との相互応援協定や民間団体等との応援協定を締結しました。

災害備蓄庫及び備蓄品保管室を整備し、備蓄品の質、量の充実を図っています。

水防活動については、川越地区消防組合との連携を強化するとともに、水防演習による技術の向上及び資機材の確保等に努める必要があります。

社会環境の変化を踏まえ、今後「川越市地域防災計画」の定期的な見直しを行い、その計画に基づき災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を推進する必要があります。

また、行政のみの活動では十分に対処できないことが考えられ、市民の自主的かつ組織的な防災活動が実施されるように、更なる自主防災組織の結成促進が重要です。

更に、地震等の自然災害ばかりではなく、武力攻撃事態やテロ事件のように人為的な事件、事故によって市民の生命が危機にさらされる可能性があります。そのため、市民を保護するための情報の伝達、避難誘導、武力攻撃災害に関する応急措置等を検討する必要があります。

施策の推進

1 地域防災計画の推進

- ① 「川越市地域防災計画」の定期的な見直しを実施し、災害時の緊急マニュアルを策

定します。

- ② 地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。
- ③ 職員の派遣や救助物資の調達等の救援体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。
- ④ 防災広場の適正な配置を推進します。

2 災害応急対策の充実

- ① 災害時に災害情報の収集・伝達を実施するために、防災行政無線の管理とその運用の充実を図ります。
- ② 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難・誘導體制の充実を図ります。
- ③ 災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸の整備・充実を図ります。
- ④ 食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実を図ります。
- ⑤ 出張所単位の地域防災拠点設置について検討します。
- ⑥ 住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。
- ⑦ 水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実を推進します。
- ⑧ 家庭菜園等を利用した防災化事業を推進します。

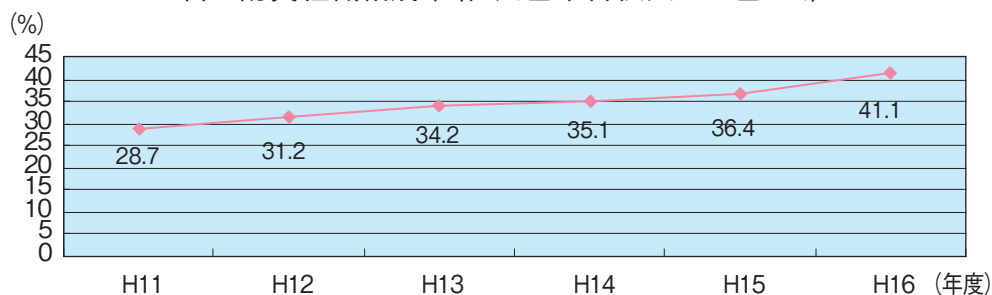
3 防災意識の普及・高揚

- ① 防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。
- ② 防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い市民の防災意識の高揚を図ります。
- ③ 防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。

4 危機管理体制の整備

- ① テロ事件や大規模災害等に対する危機管理体制の整備・充実を図ります。
- ② 国民保護法制、「土砂災害防止法」等に対応するために情報の伝達、避難誘導、武力攻撃災害に関する応急措置等の活動体制の確立を図ります。

自主防災組織結成率(住民基本台帳人口に基づく)



6-

2-

2-

消防・救急体制の整備

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策2 消防・救急体制の整備

施策の指標

目標値	出火率(件)	H22 年度	3.8 以下
		H27 年度	3.5 以下
	救命率(%)	H22 年度	10 以上
		H27 年度	15 以上
現状値	出火率(件)		5.0(H16)
	救命率(%)		6.7(H16)
	署所の数(署)		8(H16)
	救急救命士(人)		35(H16)

(出火率及び救命率は暦年の値、署所の数及び救急救命士は年度当初の値)

現状と課題

本市の消防行政は、消防事務を共同処理するため、隣接する川島町と一部事務組合として設置した川越地区消防組合により行われており、1 消防局 4 消防署 4 分署の常備消防体制と、1 団 12 分団の非常備消防体制によって組織されています。

川越地区消防組合では、これまで警防体制、救急業務体制及び火災予防対策を重点に各種施策を展開してきました。

警防体制では、名細地区に分署を開署するとともに、計画的な消防車両等の整備や消防水利の増設など施設・設備の充実を図り、更に、消防団では女性消防団員 20 名を新規採用するなど、常備・非常備消防が一体となった総合的な初動消防力の強化を図ってきました。

救急業務体制では、救急隊の専従化や高規格救急車の全署配備、救命講習の開催など救急の高度化を推進してきました。

火災予防対策では、公衆の出入りする建物や危険物を取り扱う施設に対する防火管理の指導、市民に対する防火思想の普及・啓発を推進してきました。

しかしながら、火災発生件数は平成 16 年に急増し、さらに、救急出場件数は年々増加している状況です。また、本組合の消防力については、消防庁が定める「消防力の整備指針」(*1)から見ると十分とは言えない状況にあります。

このようなことから、更なる初動消防力や救急業務体制の強化をはじめ、住民に信頼される火災予防行政を推進する必要があります。また、狭あい化、老朽化した消防局庁舎の整備や消防通信指令施設の更新整備を図る必要があります。

施策の推進

1 初動消防力の強化

- ① 計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水そうの増設を図ります。

② 消防団の消防車両及び資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。

③ 大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。

2 救急業務体制の整備

① 応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。

② 救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。

③ 各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。

3 火災予防対策の推進

① 防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。

② 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。

4 庁舎建設等施設の充実

① 新たに訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。

② 消防通信指令施設を高機能通信指令施設に更新整備し、消防・救急無線のデジタル化を実施します。

③ 消防団車庫建設事業を推進します。

火災・救急出場件数の推移

(件)

	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
火 災	173 (5.0)	164 (4.7)	136 (3.9)	167 (4.7)	159 (4.5)	157 (4.5)	139 (3.9)	135 (3.8)	179 (5.0)	168 (4.7)
救 急	8,787 (1.4)	8,997 (4.1)	9,552 (2.9)	10,117 (4.6)	10,622 (5.0)	11,535 (4.8)	12,335 (4.4)	12,853 (5.3)	13,406 (6.7)	14,197 (8.2)

*各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの統計です。

* ()内は、出火率(件)及び救命率(%)です。

【指標解説】

○ 出火率：人口 1 万人当たりの出火件数です。

○ 救命率：心臓や呼吸が停止したのを救急隊員や家族などが目撃した傷病者のうち、1 箇月以上生存した人の割合です。

【用語解説】

*1 消防力の整備指針：市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。

6-

2-

3-

防犯対策の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策3 防犯対策の推進

施策の指標

現状値	川越市内における犯罪発生件数(件)	9,521(H16)
-----	-------------------	------------

(暦年の値)

現状と課題

近年、犯罪の発生件数は全国的に増加傾向を示しており、埼玉県では、刑法犯の発生件数が平成10年から急激に増加し、毎年過去最高を更新しつづけている状況にあります。本市においてもほぼ同様の傾向にあり、平成16年の発生件数は9,521件となっており、県内で3番目に多い状況です。

本市では、平成15年12月に川越市防犯のまちづくり庁内検討会議を設置し、平成16年3月に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定しました。

犯罪を防止し、安全で安心な川越市を築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など市民生活の身近な場で起こる犯罪の防止が基本となります。犯罪を防止していくためには、ソフト、ハードの両面から、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境をつくることが重要であり、今後は、行政及び警察におけるの各種取り組みをより一層強化するとともに、行政、警察、市民、事業者、関係団体等が緊密に連携して防犯のまちづくりを推進していくことが必要になっています。

施策の推進

1 防犯推進体制の整備

- ① 防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。
- ② 自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。
- ③ 埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、交番の適正配置を促進するとともに、廃止交番については、民間による防犯活動のための施設として活用を図ります。

2 防犯意識の高揚

- ① 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ② 「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。

3 安全な地域コミュニティの推進

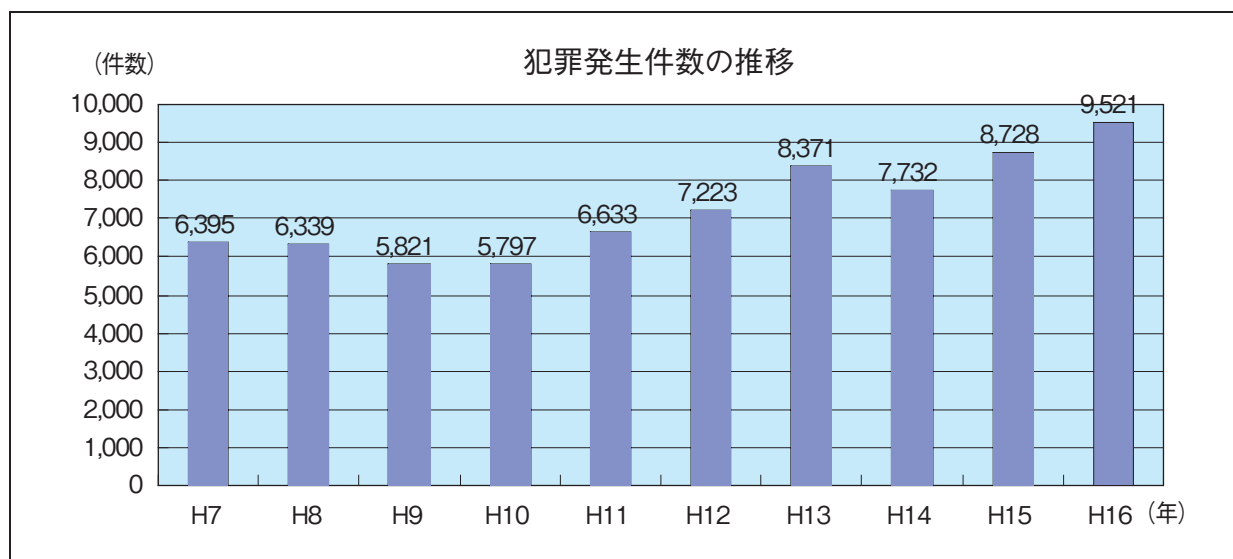
- ① 自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。
- ② 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。

4 規範意識の高揚と防犯教育の推進

- ① 家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。
- ② 児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道德教育の充実を図ります。
- ③ 親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。

5 安全な都市環境の創出

- ① 町並みを美しくすることは、防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。
- ② 犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。
- ③ 住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。
- ④ 防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。



※犯罪発生件数は警察に届出のあった犯罪の件数

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策4 交通安全対策の推進

施策の指標

目標値	放置自転車台数(台)	H22 年度	300
		H27 年度	200
現状値	放置自転車台数(台) 交通事故発生件数(件)	461(H16)	
		10,259(H16)	

(年度又は年度末の値)

(交通事故発生件数は暦年の値)

現状と課題

本市では、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を確保するため、関係機関・関係団体と協議を行い、交通規制を実施するとともに、道路反射鏡の設置や路面標示等の交通安全施設の整備を実施しました。また、放置自転車対策として自転車駐車を設置し、即時撤去可能な自転車放置禁止区域を川越駅西口を除く市内全駅に拡大しました。更に、交通安全意識の普及・徹底を図るために、幼稚園児、小学校児童及び高齢者等を対象に交通安全教室を開催しました。

本市の交通事故発生状況を見ると、近年、増加傾向にあった交通事故件数は平成16年には減少しましたが、今後も運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行キロの増加などによる道路交通量の増加に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加に伴う、交通事故件数の増加が懸念されるところです。

このようなことから、安全・快適な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備や放置自転車対策を実施するとともに、市民の交通安全意識の啓発・高揚を図るなど交通安全対策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 交通安全施策の推進

- ① 「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。

2 交通安全施設の整備

- ① 交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。

3 交通安全意識の啓発・高揚

- ① 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、

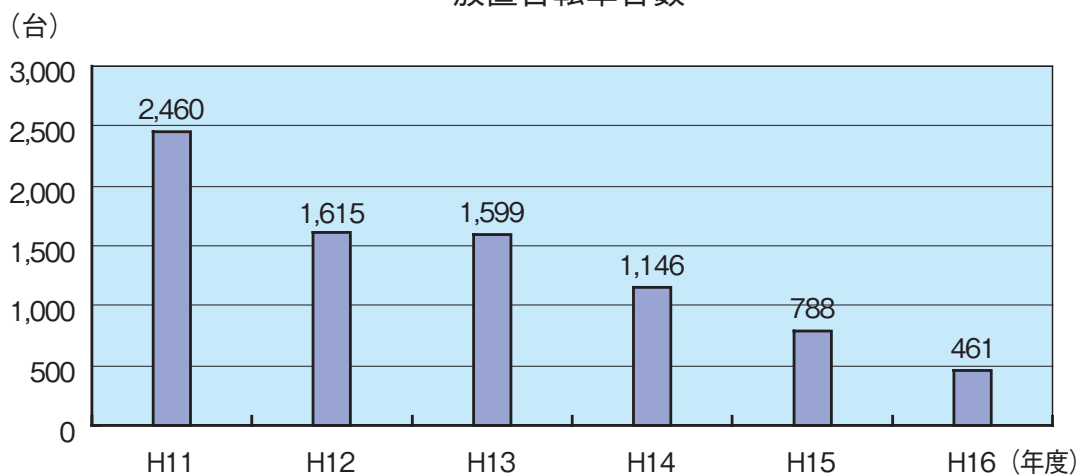
交通安全教育指導者の育成を図ります。

- ② 市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。

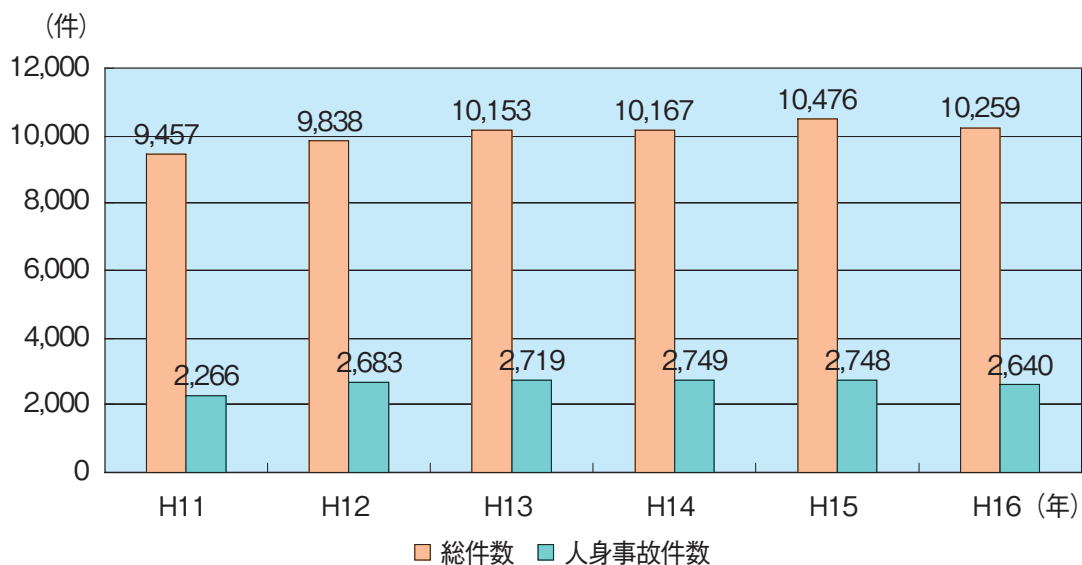
4 放置自転車等防止対策

- ① 自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。
- ② 自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、西口周辺整備と併せて禁止区域化を検討します。
- ③ 自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。

放置自転車台数



交通事故発生状況（高速道路除く）



6-

2-

5-

消費者対策の推進

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策5 消費者対策の推進

施策の指標

目標値	消費生活講座開催回数(回)	H22 年度	15
		H27 年度	20
現状値	消費生活講座開催回数(回)	6(H16)	

(年度又は年度末の値)

現状と課題

消費生活の変化に伴い、次々に新しい手口の悪質商法が出てきています。多種多様な相談に適切に対応するため弁護士による相談員研修を実施するとともに、関係機関との連携を深め相談業務の充実を図っています。その他消費生活講演会や消費者カレッジ、消費生活講座等を実施し、消費生活に関する知識の普及を図るとともに、先進事例、相談事例などの情報収集に努め、消費者レポートの広報紙への掲載や各種パンフレットの配布を通じて消費者意識の啓発を行っています。

しかし、最近では消費者トラブルが複雑化、多様化しているため、事後救済が難しくなっています。そのため、今後は、消費者自身が自ら情報収集や学習を積み重ね、自分で判断し、情報を選択し、自分の責任において行動できるような自立した消費者となるよう育成及び支援する必要があります。

施策の推進

1 消費生活相談体制の充実

- ① 消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。
- ② 多様な消費者トラブルに対処するため、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③ 消費者モニター制度の充実に努めます。

2 消費者の自立の支援

- ① 学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。
- ② 消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パ

ンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。

- ③ 消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。

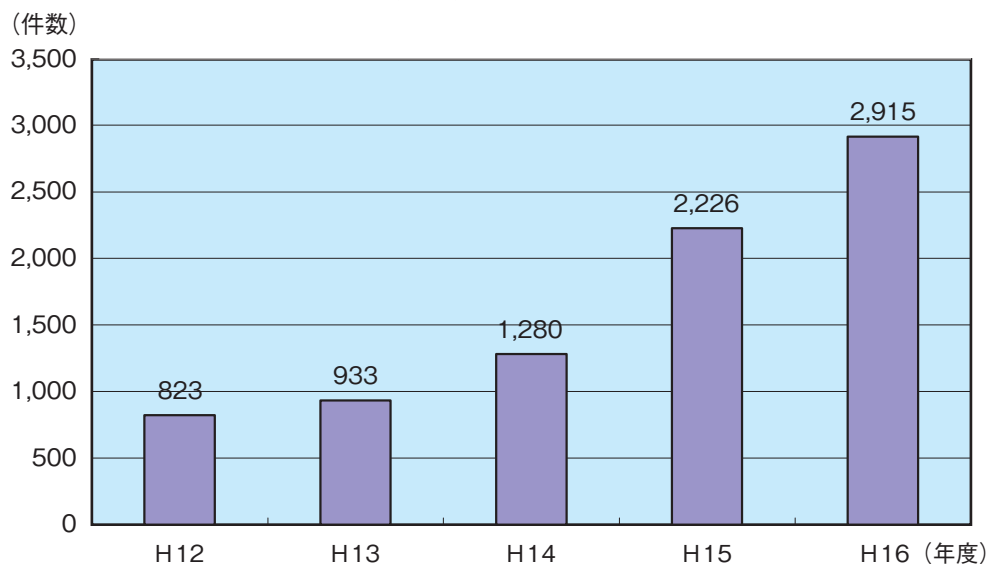
3 生活情報センターの整備・充実

- ① 消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備・充実に努めます。

出前講座開催回数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
開催回数	10	8	8	8	6

消費生活相談件数の推移
(平成12～16年度)



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
件数	823	933	1,280	2,226	2,915
対前年度比	119%	113%	137%	174%	131%

消費生活相談商品別件数（上位3位）

(件)

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
1	金融・保険サービス	126	金融・保険サービス	134	運輸・通信サービス	211	運輸・通信サービス	822	運輸・通信サービス	1,654
2	教養娯楽品	89	教養娯楽品	116	金融・保険サービス	171	金融・保険サービス	284	金融・保険サービス	231
3	住居品	63	運輸・通信サービス	103	教養娯楽品	122	商品一般	131	教養娯楽品	143

6-

2-

6-

葬祭事業の充実

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

施策6 葬祭事業の充実

施策の指標

現状値	市民聖苑やすらぎのさと利用件数(件)	2,425 (H16)
	火葬件数(件)	2,173 (H16)

(年度又は年度末の値)

現状と課題

住宅環境の変化により、自宅などで葬儀ができない市民の利便性を確保するとともに、低廉な費用で葬儀ができるように平成12年に市民聖苑やすらぎのさとが開館し、多くの市民に利用されています。

今後は、更に安寧をもって人生の終えんを飾るにふさわしい施設として維持できるように運営管理方法を検討し、施設の充実を図っていく必要があります。

現斎場は、昭和51年に改築し、平成9年から11年には大規模な火葬炉の改修を行い、更に利用しやすい施設となるようにエレベータの設置や待合室の改修などを行いました。

しかし、最近建設された他の火葬施設と比べると、設備面において一般的になっている告別室や収骨室等が明確に分けられていない状況にあること、また、待合室も狭あいであることなど現在のニーズにそぐわなくなってきました。

今後、高齢社会が進むことで火葬件数が増加し、現斎場の火葬能力では対応が困難になると予想されるため、新斎場の建設に向けて検討を進めるとともに、現斎場の適切な維持管理を行っていく必要があります。

施策の推進

1 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実

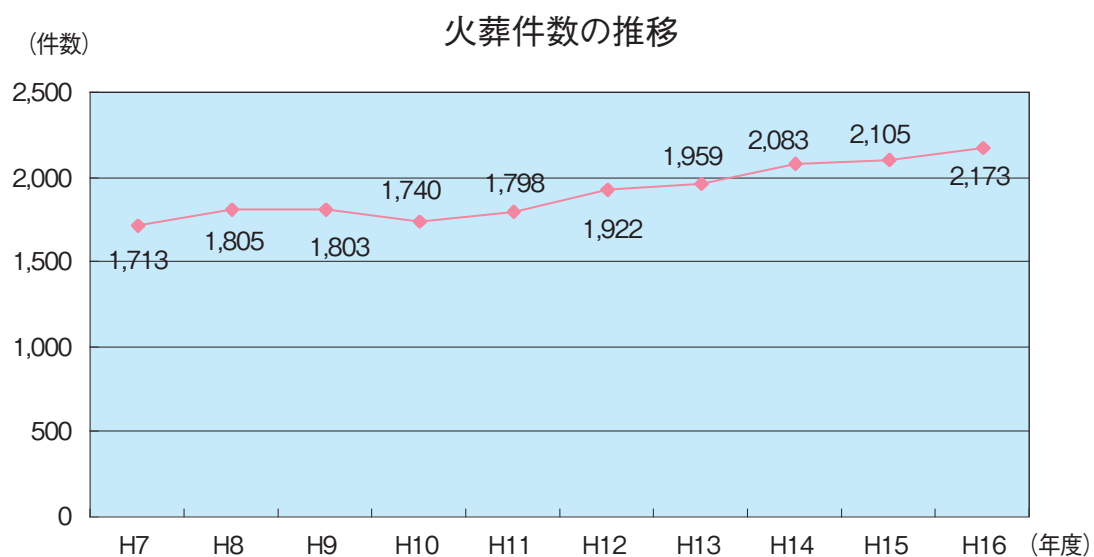
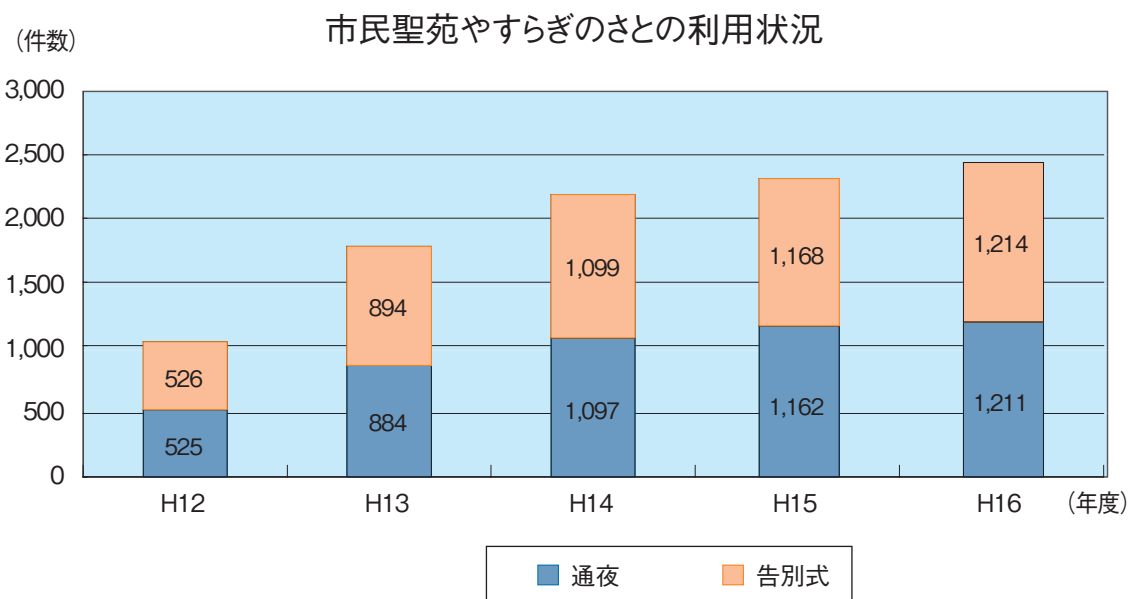
- ① 通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。

2 現斎場の運営・管理の充実

- ① 新斎場建設ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。

3 新斎場の整備

- ① 新斎場建設に向けて検討を進めます。



中核市

●人口 30 万人以上

●人口 50 万未満の市は、面積 100km² 以上

以上の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度が中核市制度です。川越市は、平成 15 年 4 月 1 日に、埼玉県で初めて中核市に移行しました。

中核市マップ

(平成 18 年 3 月現在)



- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 函館市 | 13. 金沢市 | 25. 和歌山市 |
| 2. 旭川市 | 14. 長野市 | 26. 岡山市 |
| 3. 秋田市 | 15. 岐阜市 | 27. 倉敷市 |
| 4. 郡山市 | 16. 浜松市 | 28. 福山市 |
| 5. いわき市 | 17. 豊橋市 | 29. 下関市 |
| 6. 宇都宮市 | 18. 岡崎市 | 30. 高松市 |
| 7. 川越市 | 19. 豊田市 | 31. 松山市 |
| 8. 船橋市 | 20. 堺市 | 32. 高知市 |
| 9. 横須賀市 | 21. 高槻市 | 33. 長崎市 |
| 10. 相模原市 | 22. 東大阪市 | 34. 熊本市 |
| 11. 新潟市 | 23. 姫路市 | 35. 大分市 |
| 12. 富山市 | 24. 奈良市 | 36. 宮崎市 |
| | | 37. 鹿児島市 |

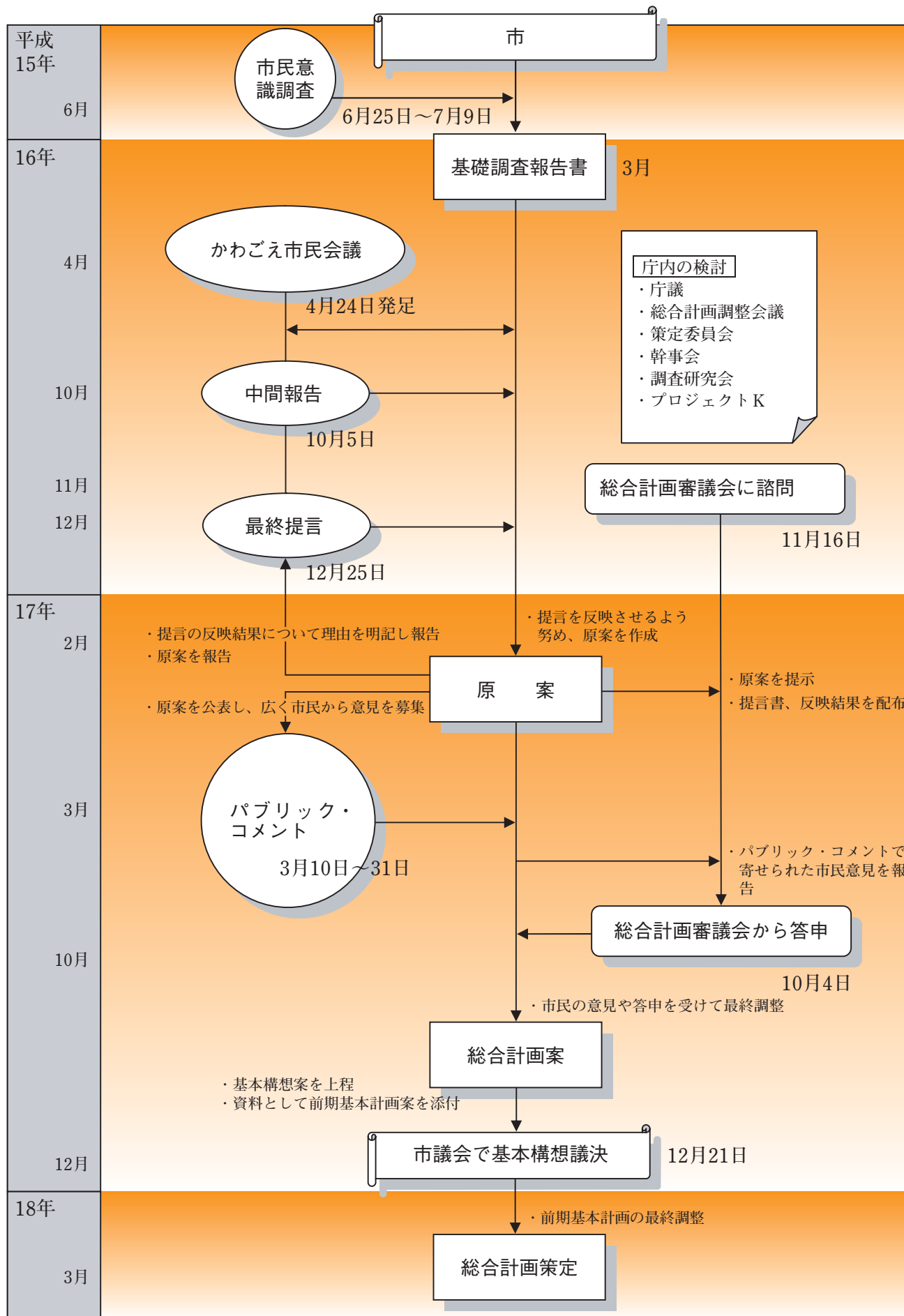
【中核市移行を目指している市】

1. 青森市 2. 柏市 3. 八王子市 4. 四日市市 5. 久留米市

(中核市市長会ホームページより)

【資料】

1 第三次川越市総合計画策定経過



川越市市民意識調査

平成 15 年 6 月 25 日～7 月 9 日、対象 3,000 人
有効回収数 1,694
回収率 56.5%

かわごえ市民会議

第三次川越市総合計画の策定に当たり、市民から今後の川越市のまちづくりに係る提言を受け
ることにより、市民と協働による計画づくりを推
進するため設置。

【委員数】 108 名(当初 110 名)

【会議開催】

発足式 平成 16 年 4 月 24 日

学習会 3 回

市民生活分科会 22 回・グループ別 3 回

都市基盤分科会 17 回・グループ別 3 回

環境防災分科会 18 回

経済産業分科会 19 回

文化教育分科会 6 回・グループ別 41 回

リーダー会議 8 回

計 141 回 (内グループ別 47 回)

【提言】

市長へ中間報告 平成 16 年 10 月 5 日

市長へ最終提言 平成 16 年 12 月 25 日

【提言事業反映結果】

提言事業数	230	反映	29 件
		一部反映	185 件
		反映しない	16 件

パブリック・コメント手続

【募集期間】 平成 17 年 3 月 10 日～3 月 31 日

【意見提出状況】 意見提出者数：20 名
意見数：170 件

【原案の修正等】

意見により細施策の内訳を追加 1 件

意見により表現を修正 11 件

川越市総合計画審議会

総合計画（基本構想及び前期基本計画）の策定
に関する基本的事項について審議。

16 回開催。

【諮問】 平成 16 年 11 月 16 日

【答申】 平成 17 年 10 月 4 日

【答申の意見】

基本構想原案に係る意見 10 件

基本計画原案に係る意見 33 件

その他、全体に係る意見 3 件

合計 46 件

【意見に対する対応】

46 件のうち 32 件について原案を修正。残り
の 14 件については、既に原案に記述。

川越市議会

策定過程で随時資料を提供。

【議決】 平成 17 年 12 月 21 日

総合計画基礎調査プロジェクトチーム(プロジェクト K)

総合計画の策定に当たっての基礎的な調査研
究。25 回開催。

【構成】 各部の主任及び副主任等

調査研究会

総合計画の策定に係る資料の収集・整理及び調
査研究。113 回開催。

【構成】 政策企画課長、各課係長または主任等

幹事会

総合計画の原案を調製。9 回開催。

【構成】 市長室長、各部筆頭課長等

策定委員会

総合計画の策定に関する基本的な事項や総合
計画の原案に関する事項等について審議。21 回開催。

【構成】 助役、収入役、教育長、上下水道事業管
理者及び部長等

総合計画調整会議

総合計画策定に係る重要な事項について審議。
4 回開催。

【構成】 市長、助役、収入役、教育長、市長室長、
総務部長、財政部長、政策企画課長

庁議

行政運営の基本方針として議会に上程する基
本構想案について協議し決定。報告 10 回、付議 3
回。

【構成】 市長、助役、収入役、教育長、上下水道事
業管理者及び部長等

2 川越市総合計画審議会

(1) 第三次川越市総合計画について（諮問）

川 政 発 第 1 7 3 号
平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日

川越市総合計画審議会
会長 大 橋 豊 彦 様

川越市長 舟 橋 功 一

第三次川越市総合計画について（諮問）

川越市総合計画審議会条例（昭和 5 7 年条例第 1 8 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

第三次川越市総合計画（基本構想及び基本計画）の策定に関する基本的事項について、審議を求めます。

(2) 第三次川越市総合計画について（答甲）

川 総 計 審 発 第 1 5 号
平成 1 7 年 1 0 月 4 日

川越市長 舟 橋 功 一 様

川越市総合計画審議会
会長 大 橋 豊 彦

第三次川越市総合計画について（答申）

平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日付け川政発第 1 7 3 号をもって諮問のあった標記の件につきましては、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、延べ 1 6 回にわたり会議を開催し、市長から提出された『第三次川越市総合計画原案』（以下「原案」という。）を基に慎重に審議を重ねてまいりました。審議に当たっては、市民の声を広く受け止めるとの観点から、「かわごえ市民会議」からの意見聴取などに努めてまいりました。

その結果、中核市・川越として本市が魅力あるまちづくりを推進する上で、原案は、第三次川越市総合計画としておおむね妥当であると判断いたします。ただし、以下に指摘する事項について十分留意し、第三次川越市総合計画を策定されますよう要望いたします。

なお、市長におかれましては、この答申の趣旨を踏まえ、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、市民との協働の実践を通じて計画の実現に努められるよう希望いたします。

※指摘事項については、掲載省略。

(3) 川越市総合計画審議会委員名簿

任期：平成 16 年 11 月 16 日～平成 17 年 10 月 4 日

会長

大 橋 豊 彦 学識経験者（大学教授・尚美学園大学総合政策学部）

副会長

立 原 雅 夫 川越市姉妹都市交流委員会

委員

1 市内の公共的団体等の代表者

石 黒 高 子	国際ソロプチミスト埼玉
犬 竹 庸 二	（社）川越市医師会
江 島 喜 一	川越市自治会連合会
大 熊 敬	川越市身体障害者福祉連合会
太 田 英一郎	（社）川越青年会議所
小 澤 稔 夫	いるま野農業協同組合
可 児 一 男	特定非営利活動法人川越蔵の会
川 目 宰一郎	川越商工会議所
小 瀬 博 之	かわごえ環境ネット
小 林 充	川越市老人クラブ連合会
渋谷 多賀子	川越市交通安全母の会
鈴 木 守 人	連合埼玉川越地域協議会
堀 満	川越市 P T A 連合会（平成 17 年 6 月 22 日から）
山 岡 俊 彦	川越地方労働組合連絡協議会

2 学識経験者

片 野 広 隆	市議会議員
佐 藤 恵 士	市議会議員（平成 17 年 6 月 24 日から）
倉 嶋 美恵子	市議会議員
菊 地 実	市議会議員
松 岡 秀 仁	市議会議員
栗 原 賢 一	市議会議員
上 田 成 子	学識経験者（大学教授・女子栄養大学栄養学部）
加 古 勉	学識経験者（大学院教授・東邦音楽大学大学院）
渋谷 井 慶之進	学識経験者
馬 場 弘	学識経験者
藤 井 みどり	学識経験者
松 本 弥 生	学識経験者（弁護士）
矢 澤 則 彦	学識経験者（大学助教授・東京国際大学コミュニケーション学部）
吉 本 國 春	学識経験者（大学教授・東洋大学工学部）

前委員

福 田 光 一	川越市 P T A 連合会（平成 17 年 6 月 21 日まで）
山 村 健 仁	市議会議員（平成 17 年 6 月 23 日まで）

3 かわごえ市民会議

(1) 今後の川越市のまちづくりに係る最終提言

今後の川越市のまちづくりに係る最終提言 平成 16 年 12 月

はじめに

かわごえ市民会議は、第三次川越市総合計画の策定にあたり市民と市の協働による計画づくりを推進するため平成 16 年 4 月 24 日に設立されました。

現在川越市は第二次総合計画の期間が平成 17 年度をもって終了するため、平成 18 年度を初年度とする（仮称）第三次川越市総合計画の策定にあたっております。

総合計画は、川越のまちづくりを進めるための指針となるものですので、市民会議という新たな市民参加の手法を用いて行政と市民が連携しながら将来像を構築することは画期的かつ重要なことといえましょう。

かわごえ市民会議委員は、市内在住、在勤、在学で自薦（委員になる意思のある者）又は他薦（団体又は 10 人以上の推薦を受けた者）から選出された 110 名で構成され、うち男性は 89 名、女性 21 名となっています。

「かわごえ市民会議」は、「市民生活」、「都市基盤」、「経済・産業」、「環境・防災」及び「文化・教育」の 5 つのテーマについて 110 名の委員が市民としての視点と自由な発想に基づき現在の状況を考え、かわごえの将来に向けた提言を行うものです。つまり、わたしたち市民一人ひとりがさまざまなテーマについて普段の生活の中で考えていること、感じていることが表れているといえます。

この提言書は、5 つの分科会においてそれぞれのテーマごとに目指すべき将来の川越像、現状分析、将来の川越像を実現するための施策を整理したものです。

※提言書の内容については、掲載省略。

(2) かわごえ市民会議委員名簿

◎総括リーダー、○総括サブリーダー
☆リーダー、★サブリーダー

任期：平成 16 年 4 月 24 日～平成 16 年 12 月 25 日

市民生活分科会

荒 木 信 行	自薦	
小 島 延 夫	自薦	
★ 中 澤 理	自薦	
久保木 裕 子	自薦	
酒 井 一 郎	団体	川越市霞ヶ関北自治会
☆ 櫻 井 晶 夫	団体	川越市自治連合会南古谷支会
中 西 照 子	団体	川越市少年補導員会
杉 山 栄 子	団体	川越市手輪の会
坂 詰 靖 子	団体	川越市政策参画講座修了生の会
田 中 論	団体	社団法人 川越青年会議所
太 田 英一郎	10 人	
新 井 久仁子	団体	ダウン症親の会
芳 川 満里子	団体	サークル「和多知」
茂 木 香代子	団体	川越市薬剤師会
小 田 伍 良	団体	川越手をつなぐ育成会
★ 関 根 トミ子	団体	レディースバイクチーム「シフトアップ」
梁 川 尋 就	団体	市民フォーラム 21

前委員

大 熊 敬 自薦

都市基盤分科会

平 山 繁	自薦	
吉 野 定 男	自薦	
渋谷 政 治	自薦	
金 井 幸 一	自薦	
大 木 忠 洋	自薦	
篠 田 誠 司	自薦	
今 西 芳 夫	自薦	
鈴 木 秀 輝	自薦	
伊 藤 邦 彦	自薦	
藤 崎 榮 一	自薦	
三 上 秀 男	自薦	
佐 藤 喜 一	自薦	
浅 川 英 雄	自薦	
中 山 秀 明	自薦	
奥 富 稔 雄	自薦	
柳 井 博 之	自薦	
渡 辺 修	自薦	
小野澤 操 子	団体	川越市交通安全母の会
★ 加 藤 けい光	団体	芸術福祉振興機構グレイス・ソサエティ
○☆中 嶋 健 司	10 人	
★ 小金澤 実	団体	川越織物市場の会
吉 川 誠	10 人	
★ 大 井 照 雄	団体	六栄会
長 島 威	団体	川越一番街街並み委員会

中 根 定 男	団体	少年野球ワールド、ジュニアーズ
馬 場 崇	団体	NPO 法人 川越蔵の会
大河内 裕 之	団体	川越市藤木地区土地区画整理組合

前委員

守 屋 英 之	団体	十カ町会
---------	----	------

経済・産業分科会

柳 沢 長 吉	自薦	
島 村 清 治	自薦	
☆ 郷 成 彬	自薦	
四ツ谷 隆 之	自薦	
柿 森 良 一	自薦	
塚 本 千恵子	自薦	
齋 藤 正 美	自薦	
原 正 次	団体	山車保有町内協議会
★ 櫻 井 弘 幸	10 人	
★ 小 島 淳 一	団体	川越商業経営研究会
★ 近 藤 孝 宏	10 人	

前委員

石 塚 昭 男	団体	川越新富町商店街振興組合
---------	----	--------------

環境・防災分科会

☆ 吉 田 庄 一	自薦	
★ 朝 倉 征 勝	自薦	
安 藤 裕 貴	自薦	
中 島 博	自薦	
石 井 幸 雄	自薦	
渋谷 善 正	自薦	
坂 本 慎 太郎	自薦	
小 野 滋	自薦	
市 川 幸 子	自薦	
笠 原 啓 一	団体	(財) 埼玉県生態系保護協会川越坂戸鶴ヶ島支部
有 馬 正 人	10 人	
金 子 晃	団体	巨樹古木の会
武 田 侃 藏	団体	クリーン川越めざす会
小 林 義 親	団体	川越市消防団
野 村 廣	10 人	
三 上 正 春	団体	伊佐沼の蓮を咲かそう会
★ 横 山 三枝子	団体	生活クラブ生協川越支部
小 野 浩	団体	かわごえ環境推進員協議会
水 村 晴 夫		

文化・教育分科会

星 野 芳 朗	自薦
井 上 亮 一	自薦
長 島 清 孝	自薦
大 谷 稔	自薦
藤 田 誠 二	自薦
齋 藤 昭 雄	自薦
矢 澤 峰 夫	自薦
★ 川 口 啓 介	自薦
加 治 凡 空	自薦
小 川 康 延	自薦
◎ ☆ 下 羽 初 枝	自薦
阿 部 恒 男	自薦
佐 原 宏	自薦

帯 津 正 志	団体	川越祭囃子保存会
関 根 進	10 人	
小 高 秀 一	団体	川越市文化団体連合会
石 川 洋 子	団体	珠禾会
須 賀 博	団体	川越市マンドリン連盟
関 口 俊 一	団体	川越市吹奏楽団
中 里 宗 信	団体	川越茶華道協会茶道部
関 口 良 子	団体	川越華道連盟
加 藤 美 翔	10 人	
栗 原 隆	10 人	
熊 木 照 言	10 人	
★ 草 野 律 子	団体	アルテクラブ
遠 藤 康 二	団体	川越市体育指導委員連絡協議会

※「自薦」は個人による立候補委員、「団体」は各種団体から推薦された委員、「10 人」は 10 人以上の推薦からなる委員を表しています。
 ※この委員名簿は、各委員の情報について公表に同意した項目を掲載しています。

4 庁内の検討体制

(1) 第三次川越市総合計画策定委員会等名簿

(所属・職名は原則として平成 17 年度のものの)

1) 策定委員会

◎委員長、○副委員長、※前委員

(前委員の職名は当時のものの)

◎井上晶子	助役
○細田照文	助役
井上勇	収入役
山浦秀男	教育長
田中忠男	上下水道事業管理者
戸口元夫	市長室長
小高勇	総務部長
高梨耕治	財政部長
青木利彦	市民部長
酒井正代	保健福祉部長
久都間益美	環境部長
柴田耕治	経済部長
小沢行雄	まちづくり部長
宮崎正美	建設部長
大野英夫	経営管理部長
仲野敏	事業推進部長
上野俊夫	生涯学習部長
栗田博	学校教育部長
野口昇	消防局長
藤村直幸	議会事務局長
小熊一雄	選挙管理委員会事務局長
関夏代	監査委員事務局長
長谷部武	農業委員会事務局長

※坂口一雄	収入役
※星野明德	教育長
※奥富貞夫	上下水道事業管理者
※仲清明	市長室長
※斉藤忠	経済部長
※岸田忠利	建設部長
※河野哲夫	学校教育部長
※粕谷圭介	消防長
※小倉隆明	議会事務局長
※木村一男	選挙管理委員会事務局長
※永倉壮次	選挙管理委員会事務局長
※日向野邦	監査委員事務局長
※吉川泰夫	農業委員会事務局長

2) 幹事会

◎幹事長、○副幹事長、※前幹事

(前幹事の職名は当時のものの)

◎戸口元夫	市長室長
○松本武	市長室次長
牛窪佐千夫	総務課長
久保田喜久夫	財政部参事
服部長生	市民部次長

佐藤明	保健福祉部次長
芦沢義男	環境部副部長
戸来賢次	経済部参事
染谷実	まちづくり部次長
坂本善一	建設管理課長
立入信悟	経営管理部次長
泉盛	事業推進部参事
森政一	教育総務課長
近藤誠	学校教育部次長
水村日出夫	消防局総務課長

※仲清明	市長室長
※粕谷泰雄	総務部次長
※福田司	財政課長
※清水昇	市民部参事
※森衡平	保健福祉推進課長
※久都間益美	環境部副部長
※栗原保雄	商工振興課長
※小久保昌行	商工振興課長
※木島宣之	まちづくり計画課長
※垣内恭寛	建設管理課長
※栗田博	学校教育部次長
※嶋崎拓男	学校教育部次長
※大久保愛一郎	消防本部総務課長

3) 平成 15 年度調査研究会

◎会長、○副会長、☆リーダー、★サブリーダー

(所属・職名は平成 15 年度のものの)

◎根岸孝司 政策企画課長

第 1 章「保健・医療・福祉」グループ

☆岡島博	青少年課係長
黒崎文江	国保年金課主任
松本裕樹	保健福祉推進課主任
増田英雄	生活福祉課主任
内田直樹	障害者福祉課主任
新井亮一	高齢者いきがい課副主任
曾根孝	介護保険課主任
山田秀行	こども家庭課主任
★高橋倉次	福祉医療課係長
近藤美紀	保健総務課主任
中澤一彦	保健予防課主任
波田野泰弘	食品・環境衛生課主任
佐藤八重子	総合保健センター主任

第 2 章「教育・文化・スポーツ」グループ

上野正	国際交流課主査
松田裕二	大学設置準備室主査
庭山芳樹	国体事務局主査
佐藤麗	教育総務課副主任
★下山禎	教育財務課主任
☆益子俊明	生涯学習課係長
長澤透	市民スポーツ課主任
田中信	文化財保護課係長
府川祐子	中央公民館主任
椎葉寿	中央図書館係長
大野政己	博物館係長

金子正樹 教育指導課指導主事
 松本尚美 今成学校給食センター主任
 中島康貴 教育研究所指導主事

第3章「都市基盤整備」グループ

高梨裕之 まちづくり計画課副主任
 ☆皆川慶次 まちづくり推進課主査
 島田純一 総合交通政策課副主任
 佐枝俊之 公園整備課副主任
 野本周夫 建築指導課主任
 刀根則明 開発指導課主任
 松澤孝治 川越駅西口整備事務所主任
 根岸利夫 建設管理課主任
 ★田島佳晴 道路建設課主任
 鈴木正美 道路環境整備課主任
 細田武志 街路課主任
 ★杉川圭一 河川課係長
 河原房夫 建築課主任
 上野康雄 住宅課主任

第4章「産業」グループ

宮原俊幸 拠点施設推進室主任
 福井康司 資産税課主任
 ☆市川孝一 商工振興課係長
 ★石川博史 農政課係長
 櫻井利秋 観光課主任
 細田隆司 会計室係長
 鈴木晴三 農業委員会事務局主幹

第5章「生活環境」グループ

松本秀規 環境政策課副主任
 ☆新井律男 環境保全課係長
 鈴木勝行 環境業務課主任
 有山誠一 新清掃センター建設事務所主査
 渕名淳一 経営総務課主任
 ★吉田和博 経営企画課主任
 横田百合子 料金課主任
 刀根芳明 給水課主任
 内野威三雄 水道施設課主任
 清水輝男 下水計画課主査
 林野裕司 下水工務課主任
 宇津木晃 下水維持課主査
 ★橋本丈夫 消防本部総務課係長
 笛木清 消防本部予防課係長
 木村圭夫 消防本部警防課係長
 志村和宏 消防本部指令課主査

第6章「地域社会と市民生活」グループ

長沢昇 防災課主任
 長澤亨 情報統計課副主任
 荷田裕美子 人権推進課主任
 増田秀一 市民活動支援課主任
 ★高橋将洋 男女共同参画課主査
 ☆橋本邦明 市民課係長
 三上信彦 選挙管理委員会事務局主任

第7章「行財政運営」グループ

深井英仁 秘書課主任

神田宏次 政策企画課主任
 井上敏秀 行政管理課主任
 ★下薫 広聴広報課主査
 大原誠 総務課主査
 内田修弘 職員課主任
 牛窪靖夫 財政課主任
 吉田周一 管財課主任
 忽滑谷達夫 収納課主任
 ☆吉野元博 監査委員事務局主査

4) 平成16年度調査研究会

◎会長、○副会長、☆リーダー、★サブリーダー

(所属・職名は平成16年度のものの)

◎根岸孝司 政策企画課長

保健・医療・福祉グループ

武藤貴子 国保年金課主任
 今井真人 診療所主任
 松本裕樹 保健福祉推進課主任
 堀尚吾 生活福祉課主任
 内田直樹 障害者福祉課主任
 ☆碓田良二 高齢者いきがい課係長
 曾根孝 介護保険課主任
 山田秀行 こども家庭課主任
 ★高橋倉次 福祉医療課係長
 近藤美紀 保健総務課主任
 中澤一彦 保健予防課主任
 大濱龍男 食品・環境衛生課主査
 島田由美子 衛生検査課係長
 ★佐藤八重子 総合保健センター主任

教育・文化・スポーツグループ

上野正 国際交流課主査
 松田裕二 大学設置準備室主査
 佐藤麗 教育総務課副主任
 ★下山禎 教育財務課主任
 ☆益子俊明 生涯学習課係長
 小久保清志 高階公共施設整備推進室主査
 ★長澤透 市民スポーツ課主任
 田中 信 文化財保護課係長
 沢田和雄 高階南公民館係長
 成田克己 中央図書館係長
 牧野邦彦 博物館係長
 西島清 学校管理課係長
 金子正樹 教育指導課指導主事
 新保正俊 教育研究所係長
 石川昭広 市立川越高等学校係長
 松本尚美 今成学校給食センター主任

都市基盤・生活基盤グループ

高梨裕之 まちづくり計画課主任
 柿沼映生 まちづくり推進課主任
 斉藤剛毅 総合交通政策課主任
 佐枝俊之 公園整備課副主任
 ★神田利基 建築指導課主査
 岩崎浩明 川越駅西口整備事務所主任
 根岸利夫 建設管理課主任
 田島佳晴 道路建設課主任
 細田武志 街路課主任

細 谷 勲 道路環境整備課主任
 関 口 清 河川課主任
 河 原 房 夫 建築課主任
 上 野 康 雄 住宅課主任
 野 崎 延 子 経営企画課主任
 ☆深 谷 達 夫 給水課主査
 内 野 威三雄 水道施設課主任
 ★清 水 輝 男 下水計画課主査
 小谷野 博 之 下水工務課主任
 山 岸 弘 明 下水維持課主任

産業・観光グループ

野 口 暁 則 拠点施設推進室副主任
 野 村 孝 一 契約課係長
 松 本 秀 規 市民税課副主任
 福 井 康 司 資産税課主任
 ★市 川 孝 一 商工振興課係長
 石 川 博 史 農政課係長
 小谷野 和 久 観光課主任
 ☆根 岸 督 好 川越まつり会館主査
 刀 根 則 明 開発指導課主任
 ★細 田 隆 司 会計室係長
 山 下 秀 美 経営総務課係長
 新 井 偉 雄 料金課副主任
 内 田 玲 子 農業委員会事務局係長

環境グループ

★山 崎 茂 環境政策課主任
 新 井 律 男 環境保全課係長
 内 山 雅 之 産業廃棄物指導課主任
 鈴木 勝 行 環境業務課主任
 ○☆有 山 誠 一 新清掃センター建設事務所主査

地域社会と市民生活グループ

中 里 薫 防災課副主任
 小 俣 誠 人権推進課副主任
 ★増 田 秀 一 市民活動支援課主任
 ☆芹 沢 雅 一 男女共同参画課主査
 貫 井 恵美子 青少年課主任
 岩 渕 裕次郎 市民課主査
 ★澤 田 英 司 消防本部総務課係長
 小久保 和 徳 消防本部予防課
 木 村 圭 夫 消防本部警防課係長
 加 藤 吉 一 消防本部救急課
 志 村 和 宏 消防本部指令課主査

市民と行政グループ

★大 澤 克 彦 政策企画課主任
 坂 口 純 一 行政管理課主任
 丸 山 直 人 広聴広報課副主任
 大 原 誠 総務課主査
 福 原 浩 職員課主任
 長 澤 亨 情報統計課副主任
 宮 原 俊 幸 財政課主任
 ★橋 本 邦 明 管財課係長
 ☆矢 島 公 夫 収納課係長
 黒 澤 博 行 議事課主任
 ★長 沢 昇 選挙管理委員会事務局主査
 前 島 三千代 監査委員事務局主査

5) 基礎調査プロジェクトチーム<プロジェクトK>

◎リーダー、○サブリーダー

☆グループリーダー、※前メンバー

(所属・職名は平成 15 年度のものの)

坂 口 純 一 行政管理課主任
 ☆永 島 芳 典 広聴広報課副主任
 ○長谷川 奈穂美 総務課副主任
 北 條 克 彦 契約課副主任
 明 石 陽 子 財政課副主任
 島 居 恭 子 市民活動支援課副主任
 ☆相 田 祐 次 美術館主任
 嶋 崎 浩 子 こども家庭課主任
 富 田 雅 子 保健予防課主任
 ○足 立 茂 雄 環境業務課主事
 ☆松 本 和 弘 商工振興課主任
 ◎宮 本 一 彦 まちづくり推進課主任
 高 橋 雄 一 道路建設課技師
 吉 村 礼 正 経営総務課副主任
 西 村 雅 喜 下水工務課副主任
 粕 谷 勝 文化財保護課副主任
 斉 藤 寛 之 市立川越高等学校主事
 ☆神 山 玲 之 消防本部総務課
 ※長 岡 聡 司 学校管理課副主任

6) 文章精査担当

大 野 英 夫 経営管理部長
 有 山 達 生涯学習部参事
 栗 原 薫 行政管理課長
 牛 窪 佐千夫 総務課長
 内 山 久仁夫 総務課主幹
 中 島 仁 総務課主任

7) 事務局職員

※前事務局職員 (職名は当時のものの)

西 川 利 雄 市長室参事
 小谷野 明 政策企画課副参事
 渋谷 不二雄 政策企画課主幹
 矢 部 竹 雄 政策企画課主幹
 箕 輪 信一郎 政策企画課主任
 今 野 秀 則 政策企画課副主任
 橋 本 充 史 政策企画課副主任
 ※根 岸 孝 司 政策企画課長
 ※渡 邊 久美子 政策企画課課長補佐
 ※ト 蔵 裕 之 政策企画課主任
 ※中 嶋 剛 政策企画課主事

5 用語解説

あ

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み（環境マネジメントシステム）」の国際規格のことです。

アメニティ

快適な環境。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況を言います。

い

意見公募手続（パブリック・コメント手続）

行政機関が規制等の制定改廃や計画の策定などを行う場合に、原案などを公表して事前に市民などから意見や情報提供を求める手続のことを言います。

う

運動習慣者

1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人を言います。

え

衛生害虫

病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に配慮した農法に取り組んでいる農業者で都道府県が認定した者です。

エコロジカル

生物とその生活環境との関連を研究する生態学を指すエコロジーから、一般的に「生態系に配慮した」、「地球にやさしい」、「環境にやさしい」という意味で使われます。

ESCO事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

NPO法人

特定非営利活動法人の略称です。「特定非営利活動促進法」に基づき認証される法人を言います。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。

お

オープンスペース

都市の中の公園、広場など、建物がなく、ゆとりの空間。

温室効果ガス

地球は常に太陽からのエネルギーで温められ、その

エネルギーの一部を宇宙に放出しています。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、この放出されるエネルギーを吸収し、その一部を再び地表に戻すことで、地球の温度を一定に保つ働きをしています。このことを温室効果と呼び、温室効果を起こす二酸化炭素などのガスのことを温室効果ガスと呼びます。近年の温室効果ガスの増加が、地球温暖化の原因と言われています。

か

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。また、介護サービス計画（ケアプラン）の作成見直しも行います。

拡大生産者責任

物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。

川越ナンバー

国土交通省は、地域振興や観光振興等の観点から、運輸支局や自動車検査登録事務所の名称等以外の地域名を自動車のナンバープレートに表示できるよう運用を弾力化しました。平成18年10月に川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町及び越生町の3市2町で「川越ナンバー」が導入されます。

川越氷川祭の山車行事

川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきたのが川越氷川祭です。既に失われた江戸の天下祭の姿を現在に残す祭りとしても貴重です。平成17年2月、国指定重要無形民俗文化財に指定されました。

き

機関委任事務制度

地方公共団体の執行機関、特に知事及び市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる仕組みであり、都道府県の事務の7～8割、市町村の事務の3～4割を占めていたとも言われています。平成12年の地方自治法の改正により廃止されました。

機関委任事務の執行については、知事は主務大臣の、市町村長は国の機関としての知事の指揮監督を受けることとされ、地方公共団体の議会や監査委員によるチェック機能も制限されるなど、機関委任事務制度は、我が国の中央集権型行政システムの中核的部分を形成していた制度です。

技術シーズ

新しい可能性を持つ技術を言い、大学や研究機関などの研究成果で、事業化の可能性のあるものを指します。

救命率

心臓や呼吸が停止したのを救急隊員や家族などが目撃した傷病者のうち、1 箇月以上生存した人の割合です。

教育センター

教職員研修や教育の調査研究を行うためのセンターです。

京都議定書

正式には、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」と言います。1997 年に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締結国会議(C O P 3)」で採択された温室効果ガス削減のための議定書です。日本の数値目標を基準年(1990 年)と比べて 6%削減としています。

協働

市民、自治会等の公共的団体や N P O などの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向って、ともに考え、協力し合って取り組んでいくことを言います。

業務核都市

東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。

業務ゾーン

銀行、証券会社などが集積されている地域。

く

くぬぎ山地区

川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約 152ha の大規模な樹林地で、通称「くぬぎ山」と称されています。

グローバル化

個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。

け

ケアマネジマント

介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。

こ

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

交通需要マネジメント(T D M : Transportation Demand Management)

道路交通混雑の解消及び緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総

称です。

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。

コーホート要因法

人口の社会移動(転出、転入)を考慮し、年齢別の生存率と出生率から将来の総人口及び年齢階層別人口を予測する方法。

こどもエコクラブ

地域の身近な環境活動を自主的に取り組んでいる小・中学生による環境活動クラブです。環境省が支援しています。

コミュニティビジネス

地域の人々が、地域が抱える課題や地域に眠っている資源(労働力、原材料、特産品など)をビジネスの手法により解決・活用し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称を言います。実施主体は N P O、企業組合、株式会社などです。

さ

埼玉県西部第一広域行政推進協議会

昭和 45 年 10 月に任意の協議会として設立され、昭和 56 年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、第 3 次埼玉県西部第一広域行政圏計画に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。

【構成市町】川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の 10 市 1 町

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

通勤・通学や商圏など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。

【構成市町】川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の 4 市 3 町

桜づつみモデル事業

河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る河川事業です。

3 階直結式給水

3 階建ての建物に受水槽を介さずに配水管から直接給水することです。直結直圧式(配水管の水圧で直結給水する)と直結増圧式(給水管の途中に増圧ポンプを設置し直結給水する)があります。本市では現状の配水設備で可能な地域において実施するもので、対象建築物は専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所ビルです。

三位一体改革

国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税の改革という三つの改革を一体として進め、地方分権推進のための税財政基盤の拡充・強

化を図ろうとするものです。

し

社会福祉の基礎構造改革

福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や、地域での総合的な支援などを改革の理念とし、従来の行政による措置制度から、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉制度への転換を目指しています。

集会所事業

「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。

重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、我が国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区を言います。

本市は、平成 11 年 4 月に一番街周辺地区約 7.8ha を川越市川越伝統的建造物群保存地区に都市計画決定し、あわせて文化財保護法に基づく保存計画を定めました。また、川越市川越伝統的建造物群保存地区は同年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。平成 17 年 3 月現在、重要伝統的建造物群保存地区は全国で 66 地区が選定されています。

受益者負担

公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。

出火率

人口 1 万人当たりの出火件数です。

消防力の整備指針

市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。

情報格差

パソコンやインターネットを利用する機会や能力を持つ人と持たない人との間に生じることが懸念される待遇、機会などの格差を言います。

情報セキュリティ

情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。

新河岸川激特事業

平成 10 年 8 月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。これにより、同年 11 月、埼玉県の実業である新河岸川改修事業が、国の河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されました。

せ

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせであり、特に労働の場において、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事を遂行する上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させ

ることを言います。

た

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種で、発ガンのおそれがあるなど人体への影響が心配されています。

第 5 次首都圏基本計画

国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成 11 年～平成 27 年の 17 年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。

第二創業

過去の経営を見直し企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。

耐用年数

所得税法施行令第 129 条及び法人税法施行令第 56 条に基づく減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令を基に試算したものです。

多量排出事業者

市条例に定義されている「月 5 トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。

ち

地球市民

地域は地球の一部であるという認識のもとに、世界が取り組む課題を正しく理解し、その問題解決に向けた実践を日常生活の中で行う市民です。

知識基盤社会

一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指します。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがあります。

中間処理施設

収集されたごみを、再生利用や最終処分のために選別、圧縮・梱包、破碎、焼却等の処理を行う施設を言います。

腸管出血性大腸菌 O-157

大腸菌は、動物や人の腸内にも存在し、そのほとんどは無害ですが、人に下痢などの症状を起こす大腸菌を病原大腸菌と呼びます。

その病原大腸菌の一つに腸管出血性大腸菌があります。腸管出血性大腸菌は、強い毒素により溶血性尿毒症症候群(HUS)などの合併症を引き起こし、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者の場合は死に至ることもあります。O-157 はこの腸管出血性大腸菌の一つです。

て

TMO

Town Management Organization の頭文字で、平成 10 年 7 月に施行された「中心市街地活性化法」に基づき設置される、まちづくりを運営・管理する機関です。さまざまな主体が参加するまちづくりを横断的・総合的に調整し、プロデュースします。

ティーム・ティーチング

同一集団を 2 人以上の教師できめ細かく指導する体

制を言います。

デフレ

「デフレーション」の略。一般的物価水準が継続的に下落しつづける現象。通貨の収縮、金融の梗塞(こうそく)、生産の縮小、失業の増加などが生じます。(反)インフレ。

と

特定化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく第一種指定化学物質 354 物質及び第二種指定化学物質 81 物質、更に埼玉県が独自に指定した物質 64 物質の合計 499 物質のことです。

特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、維持管理上特に配慮が必要な 3,000 ㎡以上の面積を有する建物を言います。

都市景観形成地域

「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。

都市景観重要建築物等

「川越市都市景観条例」に基づき川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を言います。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

男女の親密な関係(夫婦、恋人、パートナーなどの)間に起こる身体的、精神的、性的暴力を言います。

鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザウイルスに感染して発症するもので、家畜伝染病予防法上の法定伝染病に指定されている鳥類の疾病。ウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状など全身に症状が現れ、大量に死亡することもあります。

2004年1月に日本をはじめアジアを中心に拡大した鳥インフルエンザは、高致死性の高病原性鳥インフルエンザで、日本では1925年以来79年ぶりの発生となりました。

な

内分泌かく乱化学物質

低濃度でホルモンに似た働きをしたり、ホルモンの働きや量に影響を及ぼす化学物質の総称。現在、ダイオキシン、DDTなどの物質が環境ホルモンとされています。

に

新潟県中越地震

新潟県中越地方の深さ13kmを震源として、2004年10月23日午後5時56分に発生したM6.8の地震。この地震により上越新幹線の脱線や、土砂崩れによる多数の集落の孤立などの被害が発生しました。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が認定した農業者です。農業経営の規模拡大、経営の合理化等の経営改善計画を市町村に提出し、認定されると農業制度資金の低利融資などの特例が受けられます。

ね

ネットワーク

網状のつながり。構成要素が連結されている状況。

燃料電池

酸素と水素を化学反応させて発電する装置。発電効力が良く、発電の際に発生する熱も有効利用できます。発電の過程で水しか排出しないクリーンなエネルギーと言われています。

は

パークアンドライド

市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。

パートナーシップ

協力関係。協働。提携。

バスロケーションシステム

目的のバスの接近状況を携帯電話やパソコン、停留所標識で知らせるシステムです。

バブル経済

1980年代後半、急激な円高を背景とした飛躍的な投機の増加により、土地や株などの資産の価格が、本来あるべき適正な価格から大きくかけ離れて高騰しました。1990年代初頭には、地価や株価が急落しましたが、この間の過剰な投機により支えられた当時の経済状況を一般的に「バブル経済」と呼んでいます。

伴りゃ動物

単なるペット(愛がん動物)という感覚で飼うのではなく、一緒に暮らして人生をともにし、又は家族の一員として意識される動物のことを言います。

ひ

BSE(牛海綿状脳症)

牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。

PFI手法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

兵庫県南部地震

淡路島北部の深さ16kmを震源として、1995年1月17日午前5時46分に発生したM7.3の大地震。この大地震によって引き起こされた阪神・淡路大震災では死者・行方不明者が6,437人に及びました。平成17年12月22日、消防庁発表。

ふ

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。

不明水対策

管きょのすき間等から浸入する地下水と雨水を減少させるための対策を言います。

浮遊粒子状物質

工場の施設や自動車の排ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、 $10\mu\text{m}$ 以下のものを言います。呼吸器疾患などを引き起こす原因とされています。

不良債権問題

借り手からの金利や元本の支払いが滞っている貸出金を不良債権といい、特に日本の金融システムに対する不安を解消するため、主要行の不良債権比率の半減を目標としています。2002年3月期に8%台に達していた不良債権比率は、2005年3月期には2.93%となりました。

プロジェクト

計画。特に大規模な事業計画。

ほ

包括的地域ケア体制の整備

介護保険の介護サービスやケアマネジメントのみでは、高齢者の生活をすべて支えられないことから、高齢者虐待等や権利擁護などの介護以外の問題にも対処しながら、保健・医療・福祉の専門職やボランティアなど地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアが提供される体制を整備していくことを言います。

ホスピタリティ

接客態度やもてなしのよいことを言います。

ボランティア

福祉、教育文化、保健衛生、医療などさまざまな分野で自発的にかつ個人の能力を生かして、無償で社会的活動をする人。

ま

まちの駅

地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設を言います。

ゆ

ユニバーサルデザイン

すべての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えを言います。

よ

用途地域

「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の総称です。

ら

ライフスタイル

生活様式。

LAN

Local Area Network の略で、企業や学校、行政機関など、限られた組織内のコンピュータを接続し、データやプリンタなどの資源を共有する情報通信ネットワークを言います。

り

リサイクル

廃棄物等として出された紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布などの循環資源の全部又は一部を原材料として利用することを言います。

リスクコミュニケーション

主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意思疎通を図ろうとするものです。

れ

歴みち

歴史的地区環境整備街路事業の略称です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。

ろ

ローリング方式

見直し。改定。再評価。実施計画については向こう3年度間の計画を策定し、毎年度その内容を見直しています。

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

第三次川越市総合計画

平成 18 年 3 月

発 行

川 越 市

<問い合わせ>

川越市 市長室 政策企画課

〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電話 049(224)8811(大代表)

ファクシミリ 049(225)2895

E-mail seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川 越 市



スマイルシティ・川越



この冊子は、
古紙配合率100%再生紙を使用しています。



この冊子のインキは、
環境にやさしい大豆油インキを
使用しています。

